

小村外交史 下

第八章 第一次外務大臣時代

第六節 ポーツマス講和會議

第一款 愈々講和期に入る

明治三十八年・一九〇五年六月九日の夜、在本邦米国公使グリスコムは小村を訪い、本国政府の訓令として同日付の公文を小村に手交した。他方駐露米国大使メーヤーが露都に於て、殆んど時を同うして同一の公文を露国政府に提出したのは勿論である。その内容は左の如くであつた。

「本使は國務長官の電訓に従い、閣下に対し左の通牒を為すの光榮を有す。

大統領の所感を以てすれば、今人類一般の利益の爲め、目下の慘憺たる且痛歎すべき戦争を終局せしむること能わざるかを見んが爲め大統領に於て努力せざるべからざる秋方に至れり。

合衆国が日露両国と友好親善の關係を保つや久し。合衆国は此の両国の繁榮福祉を祈ると共に、此の二大國民間の戦争に依り世界の進歩を阻礙せらるゝを感ず。

故に大統領は、日露両国政府に於て両国自己の爲のみならず文明世界全体の利益の爲め、相互間に直接の講和談判を開始せんことを切望す。

右講和談判は全然両交戦国間に於て直接に之を行ふべく、換言すれば即ち日露兩國の全権委員は何等仲介者を設けずして会見し以て此等両国代表者に於て講和条件を協定すること能わざる乎を見るに至らんこと、是れ大統領の勧告する所なり。

大統領は熱心に日本政府に請うに同政府が此の際如上の会合に同意せんことを以てし、又露国政府にも等しく同意を求めつゝあり。大統領は講和談判其のものに關しては何等の仲介者を要するを見ずと雖も、若し両關係国にして会合の日時及び場所に關し予議を整うるに付大統領の力を偲るを利ありとするに於ては、大統領は正當に為し得る限り何事にても欣然其の任に當らんとす。然れども右の予議とても、若し両国間直接に又は其の他の方法を以て之を整うることを得ば、是れ大統領に於て固より憚ぶ所なり。何となれば大統領の目的とする所は、唯だ文明世界全体が依つて以て平和を来さんことを禱るべき会合の成立に外ならざればなり。本使は此の機に際し云々」

右に對し小村は翌十日附を以て左の回答をした。

「本大臣は國務長官閣下の電訓を通牒せられたる本月九日付貴翰を受領するの光榮を有す。尙ほ帝國政府の覆答として左の趣を貴國政府へ電致せられんことを請ふ。

帝國政府は貴翰に記述せられたる合衆國大統領の勧告に對し極めて慎重なる考量を加へたり。是れ其の発言者と其の内容とに顧み素より當然に屬す。

露國との平和は其の確實を充分に保障するに足るべき条件の下に之を復立せんことは、世界の利益の爲め將た又帝國の利益の爲め帝國政府の希望する所なるを以て、帝國政府は大統領の勧告に應じ、全然両交戦国間に於て直接に講和条件を商議決定するの目的を以て、相互の意に適し且便宜と認めらるべき日時及び場所に於て露國全権委員と会合せんが爲め帝國全権委員を任命すべし。本大臣は此の機に際し云々」

露國政府もまた米國大統領の勧告に應ずる旨の回答を駐露同國大使に致した。但しその回答の肯綮に當らない点の

あつたことは後段に叙する。とにかくローズヴェルトは露國政府から和議開談承諾の回答に接して、即時新聞紙をしてこれを公表せしめた。要するに斯くして意思の動搖常なき露帝をしてその承諾を齎す余地ならしめるの用意に出でたのである。

踰えて十三日、小村は駐独井上公使に訓令し、政府は独逸皇帝陛下が米國大統領の尽力に賛して、露帝をして和議に關する大統領の勧告を容れしめるについてその偉大な勢力を傾注せられたたことをワシントンから得た報道によつて了解し、陛下がかくの如く平和に貢獻せられた偉績に對し深く欽佩するとの旨を齎らして内密に獨國政府に感謝せしめた。小村の外交の寸毫も漏らさない周密深慮隨處にこれを窺ひ得るのである。當時仏國の新外相ルヴィエルもまた別に在パリゝ露國大使を介し、露國に對し講和斡旋のことを申込ました事実があつたので、小村は本野公使をして仏國政府に對してこれまた謝意を表せしめた。

その前々日、すなわち米國政府の公然の和議勧告に對し前記の回答を發した翌十一日、小村は高平公使に電訓し、政府は講和談判に關する必要の予議について大統領の斡旋を煩わそうと欲する旨を米國政府に通ぜしめ、かつ(一)談判地は芝罘を以て適當とすべく、(二)談判開始の日取は可成速なるを可とし、(三)露國全権委員の人物は、その意見行動共に本國政府の尊重是認を得るを保障するに足るべき人格及び位地の者たるを疑わない旨を開陳せしめた。その同じ十一日、駐米獨國大使は本國政府の訓令に依り一書を大統領に裁して曰う、

「疑念深き露帝は日本の要求にして苛重に失し、または露國に取りて屈辱的のものたるに於ては、直ちに商議を打切るべしと我が皇帝に申來つた。我が皇帝には、和議開談の最上策は貴大統領に於て參考迄に日本の要求条件を突止められ、これを露都に示す前に貴大統領に於て査閲せられ、事実苛重かつ屈辱的のものたる場合にはこれを日本に返付してその再考を促さるゝの順序を執らるゝ

るにありと思惟せらる。帝には貴大統領に於て過当にあらずと認めらるゝ條件は露帝をしてこれを容諾せしむるに全力を尽すべし

と宣べ、かつ日本の関する限り和議の成否は一に貴大統領の手中に存すると思惟せらる」

要求條件の事前の内示の如きは、我が政府の固より一顧をだに費し得べき所でない。この照会に対し大統領が独国大使に向つて如何なる返答をしたかは不明なるも、講和談判に関する予議の歩を進めようとする際、独帝のかかる意思は、日米いづれの側よりみるも到底考量の余地なかつたことは論を俟たない。

これより先き同月八日、金子の白堊館を訪問した節、ローズヴェルトは講和談判地のことに説及し、「自分は未だ日本政府の意向を承知しないが、パリは不可なり、ベルリンも不可なり、ロンドンもまた不可なり、自分は奉天と哈爾濱の中間に於て適當の地を求めるに若かないと思考するが、貴見如何」と問うたので、金子は「パリ、ベルリン、ロンドン、いづれも不可なることは貴見と同感なるが、さりとてこれを両軍の戦闘線内に定めるに於ては、滿洲屯営の両国軍人は各自国の談判委員に迫り、その主張を貫徹せしめようと欲し、ために談判を不調に終らしめる虞なきを保せぬから、講和談判地は滿洲戦線区域以外に求めること必要なるべく、私見を以てすれば、芝罘若くは山海關を適當と考える」と答へ、大統領はなお熟考すべしと述べた。然るに高平は芝罘案の電訓に接したので、これを大統領に通じようとした折、これに先だち同十一日在華府独国大使の来訪に接した。その際同大使から露国はパリを談判地とする希望を有するとの言があつたので、高平はこれを不可として芝罘説を述べたのに、同大使は芝罘は北京に近くかつ陰謀の叢淵であるから、寧ろ奉天を可とすべく、北清地方以外にあつては、ワシントンこそ最良の地であろうと答へ、露国全権委員たるべき人物に關しては、同大使はローゼンに言及し、転じてクロパトキン將軍は如何との説を出した。高平からこの報告に接した小村は十二日發電を以て、芝罘またはその附近地が談判地として折合う見込が

ないとすればワシントンを以てこれに充ててることを提議すべく、露国全権委員に關しては、單に商議事項の取次役に止つて自身の意見で事を断する能わざる者ならば、これを對手として重大なる談判に當るに際し徒に事の遷延を來し、和議の成立を妨げる虞あること前々年の日露交渉に徴しても明白であるから、我方に於ては特別の人を指さないが、要は充分の地位と勢力とを有し、その意見行動は本国政府の尊重賛助を得るに足るべき人物の任命を欲する、かつその数は少なくとも二名とすることを希望するとの旨を回訓した。

この日すなわち十二日の午後、高平は大統領に会見したが、大統領は駐露米國大使が露国外相から接受した露国政府の回答を示し、なお告げるに同日午前露國大使より口頭で、露國は駐仏大使ネリドフを全権委員に任命しようと欲すること、及び露國全権委員の会合地はパリを提議しようと欲することの通報に接した旨を以てした。右露國政府の回答の要領は、

「米國大統領が本國政府の電訓に依り本大臣に転致せられた通牒は、本大臣に於て我が皇帝陛下の勅覽に供した。陛下には米國大統領の來示せられたる趣旨に深く感動せられ、右は實に露米兩國間に存在する伝来の友誼を重ねて表彰するものたると同時に、一般人類の福祉及び進歩に取り爾く緊要なる字内の平和が、大統領に於て我が陛下と均しく切に重要視せらるゝ所たるを証明するものとして欣悦せらる。追て「露日兩國の代表者に於て講和條件を協定すること能わざるかを見んがため」会見すべき件に關しては

日本政府もまた同様の希望を表示するに於ては、露國政府はこの努力に対し主義上異議を有せず」

というもので、現に露國外務省が六月十三日を以て發表した陳述書に於ても、その米國政府に対する露國政府の回答の末文には「露日兩國が如何なる程度まで講和條件を協商し得るやを審議するの任務を与えられた兩國全権委員の追て会合すべき件に關しては、日本政府に於ても同様の希望を表明するに於ては、露國政府もまたかかる企図に対し主

義に於て何等異存を有せず」との言句があつた。

露国政府の右回答は、我が政府の回答の直截かつ明確なるに比し甚しく逕底がある。露国のいわゆる全権委員なるものは、我が政府の簡派せんとする全権委員と果して同様の権限を有すべきや頗る疑なきを得ない。露国にしてその全権委員に賦与するに我方と同様充分の全権を以てしない限り、我方に於て全権委員の簡派に同意できないは勿論である。また談判地に至つても、パリは我が意に適しないのは猶おロンドンを露国が好まないのと同じで、否な歐洲はいづれの点から観るも、我方これに応じ難い理由がある。この問題に対する大統領の所見として同月十四日彼が金子に語つた所によれば、露国政府はパリを主張し、日本は芝罘を主張し、その間に大懸隔あつて、到底纏るべき見込なき故、自分は初めスミスを指定しようと欲したが、同国駐劄米国公使は親露派なることを聞知したので、自分はハーグを指定しようと欲すること、ハーグ駐劄の米国公使は日本に同情を寄するのみならず自分の親友であるから、日本に取つて万事都合なるべきこと、ワシントンに就ては初め内密に露国の意向を探知したが、露国政府は自分を以て日本に対する深厚な同情者と認めるのみならず、米国民の人氣は全然日本に傾注するがため、その渦中に進入して講和談判を開くは露国に取り最も不利なるを感じ、容易に同意しない情がある。また談判地を我が米国の都府に指定するに於ては、世界列國は自分を以て米國の光榮と一己の名譽とに支配せられてこれを決定したものと思维するかも知れないこと、但し日本政府に於て到底ハーグを好まざるに於ては、自分は重ねて露国に對し日本政府の意思を通告し、所詮はワシントンに同意せしむべきこと、とあつた。けれども我が政府の歐洲を好まぬこと動かし得ない。されば小村は同十四日發にて高平に訓令し、大統領に對し左の通り開陳せしめた。

「帝國政府は大統領の目的たる講和の確定にありと了解し、此の目的を達せんが爲め我が全権委員に附与するに講和条件を商議決

定するの全権を以てせんと欲す。然るに露国回答の措辭の特異なる、適々以て露国の意思は單に其の全権委員に附与するに日本の講和条件を受領するの権限のみを以てせんとするに非ざる乎、露国は單に我が要求を探らんがためにのみ大統領の勸告を利用せんと欲するに非ざるかの疑念を生ぜしむ。思うに真正なる日本全権委員と單に有名無実なる露国全権委員との会合は絶対に徒勞に屬すべく、且大統領の目的を達成するに於て秋毫の貢獻する所なかるべきを以て、帝國政府は大統領に於て露国は果してその全権委員に附与するに講和条件を商議決定するの全権を以てするの意思なるや否やを確むるの勞を執られんことを切望す。露国にして事実右の意見を有するに於ては、此の質問に明答を与えること素より難事に非るべし。次に全権委員の会合地に関して、帝國政府は歐洲に赴くを好まず。蓋し日露両國委員の会合の實際可能の事態となるに至れるものは、偏に大統領の斡旋に依るに外ならず、これ即ち帝國政府が華盛頓を提議せる所以なり。華盛頓の選定は、已に我が全権委員をして露国全権委員と会合の爲め、彼我路程の半以上を行くの已むなきに至らしむ。是より以上は到底之を我れに求め、又は我れより期待し得べきに非ず、若し夫れ華府にして酷暑堪え難しとせんか、ニューポート又は米國內の他の一地を択ぶも可なり。」

高平は翌十五日朝大統領に会见し、右電旨を開陳した。然るに大統領は、「露国の回答は自分が予め日本政府に提出した上自ら公文に用いた言句をそのまま引用したものであるから、右の措辭を咎めて今さらに日本に於て露国委員との会见を拒絶するが如きことあれば、自分の立場は勿論、日本政府の地位もまた窮境に陥ることなしとしない。自分の所見では談判委員の権限如何は毫も緊要の問題でなく、苟も講和の意思あるに於ては、會議の實行こそ最も緊要の点である。若し講和の誠意なければ、仮令談判委員に於て全権を帶有するも、和局の成立には何等裨益する所ない。これに反し自分の期待しかつ信するが如く、現に平和成立の見込あるに於ては、談判委員に与えらるべき訓令の形式如何の如きは深く問うに当らぬ。自分は露国に對し、その談判委員に附与するに日本がその委員に附与すると同様の全権を以てするを慫慂したが、万一露国に於てこの勸告を容れないとするも、日本に於て自分が予て日本の同意を経て兩國に勸告した講和委員の会合を拒絶するの正当理由とはなるまい」との意を答えた。大統領はこの問答の次第を自記し、「露

国の回答は日本のそれに比すれば少し不満足のものであつたのは論を俟たぬ、露国の回答は何程か猜るべく、確定言質を避けようと努めたことに於て、日本を怒らしめたのは尤も千万なるが、さりとて同時に余の同文公書に用いた文字をその儘引抄したものでから、もはや談判を辞退しようとするも、其の理由はないのである。然るに日本は今や愚弄を演じ始めた。日本は余に請うに露国は果して講和の全権を帶有する委員を任命する意なるや如何について明確な回答を露国より得ることを以てし、その否定的場合には日本は会商を欲しない意を暗示した」と云つたが、(Bishop, op. cit., I, p. 389) 我が国の立場よりすれば、折角露国委員と会商を行う段となり、彼等が恰も往年の日清戦役の際に於ける張蔭桓、邵友濂の如き、単に講和條件の取次役たるものであつたならば、談判は全く徒勞に属するから、万一の行違を避けるため予めその権限を突止めるは当然の順序で、これを以て愚弄的挙措と見るは固より当らない。されば高平は大統領との間にこれについて隔意なく擬議をした末、結局大統領は左の覚書を露国大使に送致することに同意した。

大統領の接手したる陳述書によるに、日本は講和確定の目的を以て講和条件を商議決定するの全権をその委員に附与するの意思である。尤も右決定は本国政府の批准を要すべきは勿論である。大統領は露国に於てもまた日本と同様、その委員に附与するに講和条件に關し日本委員と意見の一致を見たる場合にこれを決定するの全権を以てせんことを切望する。この場合に於ても右の決定が露国政府の批准を要するは論を俟たない。

大統領の所感を以てするに、日露兩國は相互の承諾し得べき条件協定に至るがため、あらゆる努力を為すを要するのみならず、極端なる懷疑者流をしてなおかつ兩國がかかる誠実の意圖を有することを確信せしむるに足るべき手段を採らねばならない。そして右様の結果たる、前に述べたるが如き権能を有する全権委員の任命によりこれを実現し得べきを信ずる。

なお日本政府は少くとも二名の全権委員を任命する意思である。大統領は露国もまた均しく少くとも二名を任命するを得策なるべしと思惟する。但しこの点は固より単に大統領の所見を露国政府の参考に資せんとするに過ぎない。

蓋しローズヴェルトは、全権委員の権限問題に關する小村の懸念を諒知せぬではないが、ただ彼は露国の自負心に顧み、露国の明答を強硬に追究するを憚り、またこの問題の故を以て折角実現の運びに至ろうとした講和會議の開始に万一の蹉跌を來すことを恐れたのである。これすなわち露国に対しては前掲の覚書を以て我が所望の催告を為すことを承諾すると同時に、我方に対してはこの点を以て講和會議可否の必須條件としないことを慫慂した所以である。然るにこの間に於て露国政府は、談判地としてワシントンの選定に同意する旨を六月十三日を以て米國政府に言明し、また大統領から露国大使に対し右覚書を提示するや、同大使は「露帝は地位極めて高くかつその信任を負えるもの若干名を速に全権委員に任命せらるゝであろう」といい、同時に「露国の回答中に全権委員なる文字を用いたことは、露国全権委員に於て日本全権委員と意見一致し得るに於ては均しく本國政府批准の下に講和條件を商定する全権を有することを意味するは勿論である」と断言し、「然るにも拘らず露国の意思に対し疑念を懐かるゝを見るは不快とする所である」との意をも洩したので、大統領は全権委員の権限問題は右露国大使の声明を以て一先づ解決せられたものとし高平と協議の上、その一旦露国大使に提出した覚書を撤回し、併せて日本政府に於てこれ以上本件の論究をしないよう、高平に求め、別に六月十六日を以て在本邦米國公使に電訓し、同様の勸説を小村に致さしめた。

露國政府が講和談判地としてワシントンの選定に同意する旨を言明したことは前述の如くであるが、同十六日に至り、露国外相ラムスドルフはメーヤー大使に、露国はやはりハーグを欲する旨を告げ、同時に露都からの御用通信は談判地問題は再協議となり、多分ワシントンを止めてハーグとなるだろうと東西各都に打電した。一度決定したことを容易に翻えすを好まないローズヴェルトは赫として怒り、即座に自ら筆を執つてメーヤーに宛て左の電訓を發した。

「貴官は速にラムスドルフ伯に面会し、余がカシニメ大使から六月十三日付同伯宛電に係る「講和談判地の選定は、露日既に第三

国の仲介なしに直接会商を為すべき以上は、さしたる重要問題ではない。露国政府はその幾多の理由よりして希望するパリイが異議を受くるに於ては、他の諸地よりも寧ろワシントンを選択せんと欲する。殊に会商の発意者たる大統領の現地に在ることば、吾々総ての企図する目的に向つて有用なる勢力を加え得るが故に」との通牒を受けたことを告ぐべし。余は日本からハーグに異議あることを聞いた後、そして露国からはハーグに関し何等通告に接しないに先立ち、日本に通ずるにワシントンの選定を以てし、またこれをカシニー大使に告げ、併せてこれを世に発表した。この行動を覆えすべき考慮を為すは今日余として不可能なること勿論で、余は会商地の関する限り問題は既に終結せるものと認む。ラムスドルフ伯にして異議あらば、貴官直接露帝に謁見し、この電文を露帝の前に朗読せらるべし。而してラムスドルフ伯に対しては、時局の極めて重大なるに鑑み已むを得ずこの要求を為すのであると述べらるべし。余は露国政府にして自身熟考するに於ては、余が露国政府の請求に遅つて行動し、これを日本に通告して既にその同意を得、かつ全世界に公表したることを今さら覆えすが如きは、余の全然問題外とする所以の理を容易に悟り得べしと確信する。貴官はこの理をラムスドルフ伯、及び必要と見ば露帝にも説明せらるべし。」

ロイズヴェルト伝の著者ビショップは、右の電訓発送をば飽く迄ロイズヴェルト式だと評し、その會て一九〇二年のヴェネズエラ事件の際に独帝に対して行つたものと正しく似ていと記した。

其の同じ六月十六日、大統領が当時英国漫遊中の上院外交委員長ロツヂに宛てた書東（此の書東中には十六日以後の講和交渉経過のことにも説及してあるので、日付以後に発送したるものかと思われる）は、大統領のその折の胸中を左の如く描いている。

「予は貴下が英王に対し、独帝と予との關係を明らかに語られんことを希望する。予は独帝との親好を依然維持せんことを欲する。独帝には予が称揚を寄さざる若干の美質を有する、けれども予を以て彼の勢力の下に立つものと思はば大間違である。同時に貴下も予も、共に英國の勢力の下に立つものでもないが——このことは語られるに及ばない。

「吾等は米英兩國が今日極東に於て共に手を携えて行動しつゝある如くに、米英兩國の共動を切望するの方針であること、及び独帝に関して、予は米獨兩國の關係を親善の基礎の上に持続せしむる考なるも、予を以て帝の他國侵害の道具に使われているものと

想わば痴人夢を説くのを最も明確に語られたい。

講和談判の件。予は次から次へと難關を迎え、その数を知らず。露国は再三表裏反覆の非行を演じて憚らない。日本の方針も今日まで必しも常に満足的ではない。貴下は予が如何に本件を取扱ひ来つたかを正確に知らんと欲せらるゝかとも思い、文書その他一切を茲に貴下に送る。尤も本信が世間に知れ渡れば面倒を惹起すべきであろうから、勿論これを嚴秘に附せらるゝ十二分の注意を願いたい……。

予はカシニーを引見した。彼は例の調子で、露国は白人種のために戦いつつある（これを聞いた予は、然らば何故に露国は他の白人種に日本人に対する以上の虐遇を加えたかと反問した。露国は戦敗を承認するには余りに大國であると答えた。けれども予は彼に対し稍々強く語つたが、彼は予の所見を本国政府に伝達し、本国政府が果してこれに同意すべきや否やを尋ねべしと答えた。予はスベック及びジュスラン（独仏兩國大使）と接觸を持つてゐる中に、突然に独帝の執りつゝあつた行動の端緒を握るを得た。帝の來電の写は前便にて貴下に送致した。一はこの來電のため、一はカシニーは果して予の所見を確実に本国政府に伝達するや、またラムスドルフも果して予の希望した所を露帝に奏言するや疑しと見たので、予はマイヤーをして直接露帝に拝謁せしむべく決意し、前便貴下に報じた通りを彼に電訓した。

斯くして予は、露国政府が事を措弁するに如何に緩慢至極なるかの特質を詳に実験した。六月六日、カシニーは予の提議を拒絶せる、寧ろ全然之に回答しない本国政府の回電を予に示した。しかも曰り、露国は平和も居中調停もこれを求めず、されど大統領に於て日本の要求を緩和せしむるに力を加えられなく、またその要求の何たるかを探知せられなく希望すと。

その翌日、マイヤーからの回電に接した。要は露帝は「如何なる代価にても平和」はこれを欲しないが、大統領の提議にして秘密に附せられ、かつその自身の発意で日本の意向を探知するということを条件として、該提議に応ずべしというにあつて、すなわちカシニーの前日の行動を直接に裏切るものであつた。

カシニはこれを知らず、予に向つてマイヤー大使は露帝の言を誤解せるものであらうと主張した。予は彼の言をマイヤーに打電した。マイヤーは早速露国外務大臣に会見し、予えの回電を示して露帝の言を誤解せる所あるやを尋ねたるに、毫も誤解する所なし、その旨を回電して可なりとの允許を得た旨マイヤーから回電があつた。ここに於てか予は日露兩國に対する同文通牒を公表した……

この時始めてカシニは本国政府から経過の次第を告げられたものと見え、来りて予に本国政府の謝意と予の勧告に対する受諾の旨とを述べた。露国政府はこの時に至る迄は、講和に対する態度に就て彼に何等告ぐる所がなかつたものと予は思う。

カシニの予えの口頭陳述にては、その受諾は無留保のものであつたが、その後予はマイヤーを経てラムスドルフより回答に接した。……

この間に於て予は日露兩國政府に向つて徒らに細目に拘泥するの不得策なる所以を説明し、高平及びカシニをば共に極めて虚心坦懷に迎え、ただ何人にも曾て語らなかつた一事を除く外、総て実質上同一の件を告げた。その語らなかつた一事とは、予の行動が日本の求めに発程したそのことである。

予は露国に向つては、徒らに末節に固着するの無意味なること、戦が継続すれば東亜の露領地は悉くこれを喪うに至るべきこと、その打撃は殆んど恢復するを得ざるほどのものなること、予は当初露国に同情せざりしも、露国人に対する衷心からの敬意と世界全般の利益とに顧み、既往二百年露国に属していた領土を喪失するを視るは真に忍びざること、今や露国はその軍事的位置の絶望なるに鑑み、平和を獲んがためには多少の譲与も已むなき所以と、かつ将来の戦争のことは別論とするも、今次の戦争は確に失敗なりし事実を悟るの必要なること等を告げ、また日本に対しては、若し露国をして寧ろ統戦するを可とすと思わしむるような条件を課するに於ては、その統戦により東部西比利は疑もなく挙げてこれを占領し得んも、予の所見にては、その領有は日本に取り全然無価値のもので、かつ露国をばその国民の存続する限り、駆つて長えに仇敵と化さしむること、しかも日本にしてこの目的を達

せんがためには、さらに一年に亘りて夥しき血を流し、金を費し、その国帑を枯竭せしむるであらうから、全然無用の努力に属すべしとのことを説示した。今や日本は旅順及び韓国を握り、満洲もその配下にある。故に日本は、これ以上の要求を抑圧すればするほど有利の位地に立つべきものと思惟せざるを得ない。故に予はなお日本に告げた、仮に地を易えて予を日本たらしめたならば、予は講和會議地をハーグとする露国の提案を欣然受諾したのであらう。否なバリーでも不可でない。なぜならば予にして核実を握る限り、外穀は喜んでこれを露国に与えようと欲するからである。この最後の形容語に高平は頗る感じたので、予はその意味を詳に彼に説明した。

日本はこの上人と金との大犠牲を払つて一年の統戦を為し、その揚句東部西比利（日本に取りては無価値である）を取つて見た所で、戦争に伴う疲弊は極めて大であるから、これに比すれば適當の条件の下に講和することが遙に真の利益である。また露国にしても、その東亜に於ける境土が十年前のと実的に逕庭なき程度に止まるを得るに於ては、今日講和することがこの上統戦して東亜より全然驅逐せらるゝに比し遙に利益である。

思うに露国の勝利は文明に対する一打撃であると同時に、東亜の一国としての露国の破滅も予の所見にては均しく不幸であらう。日露相対峙し互に牽制して、その行動の緩和を相計るというのが最善である。

日本は驚異すべき長足の進歩を遂げ、軍事上に於けると均しく産業上に於ても畏るべき国となつた。日本の文明は或重要な点に於て吾等のそれと相異なるが、とにかく一大文明国である。日本と吾等との間には、互に相教え相學ぶべきものがある。日本は例えばドイツの如き、産業上の一大勁敵となるべく、今から十年にして日本は太平洋上の主動的産業国となるであらうと予は思う。日本がその通商を拡張し、太平洋の各地点に恰く航路を開闢したのは、しかも戦時中に拘らず、それを実行したのは驚くべき發展といわねばならぬ。日本の偉大なる産業が、その古来の驚くべき軍事的精神を年々共に変化せしめ、緩和すべきか否かはこれを断言し得ない。予の私見にては、これを変化せしむるであらうと思うが、その影響は百年後にならなければ現われまい。が日本の駿々たる

産業富力は或程度に平和維持の楔子とならう。吾等は日本を遇するに鄭重、寛宏、かつ正義を以てせねばならぬ。けれども吾等は我が海軍を充実せしめ、吾等は恐怖の下に左右せられずとのことを明示するを要する。予は日本は亜細亞大陸に於ける対清關係が一決する迄は、フヒリツピンを覬覦することはないであろうと信ずる。

此の書簡は日露相對峙して互に牽制するを希望すると同時に、戦後の日本の成長を警戒する大統領の真意を如実に表明している点で注目されるものである。さるにても大統領から前述の訓令に接した露都マイヤー大使は、即時これを外相ラムスドルフに通じた。翌十七日ラムスドルフはマイヤーに対して「皇帝陛下には露日両国全権の会商地としてワシントンを選定することに何等異議を有し給わざること」を通牒した。カシニーもまた同十七日付にて大統領宛公文を載して曰う、「新聞紙の報道せる或流説に顧み、本使は皇帝陛下には露日両国全権委員の会商地としてワシントンを確認的に承諾せられたりとの公電只今接到したことを通牒するの光榮を有す」と。大統領はこの公文を評し、「カシニーは冒頭に新聞紙の流説を云為し、あたかも本国政府はワシントンをハーグに改むるの希望を明かに余に通じなかつたものゝ如く装つてゐるのは、巧妙ならざるにあらずれども、余は露国人は對手が虚偽と十二分に感付けることを自ら知り居りながら、平気でその虚偽を語つて憚らざる心理を了解するに苦む。余が今次和議の終局の成否如何について疑惑なき能わざる所以は斯かる事情にある」(Bishop, *op. cit.*, p. 392) といつてゐる。

さる程に露国委員の全権問題に關する大統領の勅説は前述の如くであつたので、小村は大統領に於て既にかく露国の誠實を保障した以上は、その上追論する要はないと認め、高平は小村の電訓の下に十九日大統領に会见し、談判委員の権限に關し日本政府の執つた態度は、敢て難題を喚起しまた談判開始を遷延せしめようとするが如き意に出で

たのではなく、慎重な用意の必要なるは既往の経験の教示する所であるのみならず、日本政府は談判開始の劈頭に於て起らぬとも限らぬ困難を事前に排除して、講和會議の進行を円滑ならしめるがため、本件に關し予め両者の合意を確立せしめ置こうとの深慮に外ならないと説明し、同時に日本政府は今や大統領の賢慮に全幅の信用を置き、これ以上の論議を須いずして講和條件商定の全権を有する委員を任命すべく、右委員は我が天皇陛下及び政府の信任を有する高官を以てこれに充て、そして八月上旬を以て華府に到達する予定にて簡派せられるであろうとのことを言明した。

大統領は深く満足の意を表し、全権問題に關して日本の執つた態度の結果として、米人の一部には講和の実現或は頓坐するのでないかと憂惧したものもあつたが、今や自分は全然意を安んずるを得たと述べ、次に露国の態度に言及し、露国は結局和を成すに至るべしと思わるゝも、その結局の意思那邊に存するやは何人も確知し難い所であるから、日本はいづれの点に於ても始終慎重の態度を持し、万一和議不調となるの曉、米国民の同情と諒解とを博するに心懸けるを肝要とすべく、かつ對露折衝に臨んでは、特に重要でない点に關しては努めて寛大を示し、彼の体面を重んずるの態度を示すことが必要であるうと述べ、自分が如何に露国を反省せしむるに苦心したかを示そうとて、その同日メーヤー大使に對し露帝またはラムスドルフに面謁して露国は今後共須く真率公明に行動するを要することを勧告すべしと訓令した機密電文を高平に一閱せしめた。當時ローズヴェルトが如何に我國に對して表面的にもせよ誠意真情を有したかは、その駐露大使に發する訓電の如き、往々高平の面前に於て自ら起案し、時には彼に向つて「自分は恰も日本外務省の役人の如し」と一笑したことあるのを見て知り得べく、殊にこれより先き講和談判の漸く近づくに従ひ、時の駐露米國大使の親露的人物であつたに顧み、これを他に転ぜしめ、日本を解するメーヤーを特にローマから露都

に転任せしめた。

この際に於て、大統領が和議成立のために英国政府に向つて為したる試探的措置及び英国政府のこれに対する態度は、ビショップのローズヴェルト伝によれば、大統領は六月十五日駐英大使リードに電訓し、英国外相ランズダウンに面会して英国は日本に講和を強勸するの手段に出で能わざるかを試探するよう命じた。同十七日リードは返電して曰う、「ランズダウンは『英国政府はこの上流血の続行せられるを嫌忌すること敢て人後に落ちず、けれども日本が如何なる條件を要求するかをさえ知らぬから、日本に圧迫を加うるが如きは全然別箇の問題である』と云つた」と、踰えて同月二十三日、リードは大統領に対し、その前日英帝エドワードに謁見した際の談話の要領を報告したが、この報告によれば英帝には講和條件は両交戦国間に於て取定めしめるを最良と信する旨を語られ、リードが浦塩港も陥落を免れないだろうというや帝には直ちに領かれ、その陥落は今にも見るかも知れぬと宣われ、次でリードの手を取り、内密談として口を耳に寄せ「露人若し和議を噓かないとあらば何故に日本は浦塩を押え置き、講和の曉に寛仁大度を以てこれを露國に還附し遣わすの措置に出でないのか、これ最後の解決を容易ならしめる所以ではないか」と低語された。リードは帝に右の御意を内密に大統領に通報して苦しからずと尋ねた。帝はやゝ躊躇せられたる後、「或は可ならん、但し公に報告してはならぬ、また他人の目に触れしめてはならぬ、その裁量は卿に委せよう」と述べられたというにあつた。これまた英国が当年我国に表した好意の一例証である。

講和全権委員及び談判地に關する問題は、以上の始末で一応解決を告げたので、今や委員その人を詮衡するの段取となつた。我国にあつては、桂首相は初め伊藤樞密院議長と小村とをこれに推すの腹案で、既にこれを内奏したかに

伝えられたが、伊藤は桂に対する政治的理由もあり、播いたものは刈らざるべからず、日清の役は已れ首相であつたからその拾収は已これに當つたが、今次の和局には桂自身これに當るのを順序とする、かつ己は帝都を離れ難い事情もある、寧ろ内に在つて匪躬の節を竭そうと希うとの意でこれを辭し、議は転じて小村と高平とに移つた。当時谷隈山の伊藤に贈つた書柬には、

「新聞杯には又々老台に御苦勞を掛けんとするの説あり。此度は是非共桂小村を遷るべし。老台を勞する迄の六ヶ敷事にあらず、若し老台がをだてられて行く時は、老台は槍玉に上るべし。そして或部の人のために陥穽に陥るの恐あり。それは預置き、馬鹿にせらるゝを遺憾とする也。若しも万一にも聖断により止を得ずとせば、山果公を第一とし内閣員一統の調印を取り、後日伊藤がしたことで己れは知らぬなど決していひ得ぬ証拠物を取置き、時期を以て公にすべし。然らざれば徒に秦檜存欽視せらるは必づ老台なり。老台は才學あり智識あるも、浮乎と乗せらるゝの短處あり。これ野夫が老台のために惜む處なり。今度の戦役は二十七八年とは正反對にして、平和後の内地の慘憺たる火を見るよりも明なり。此度の談判は誰が任じても妙案なし、桂小村にて沢山なり、徒に馬鹿者の怨を買ふは愚の至なり」(島内登志衛編「谷干城遺稿」下、第六七〇頁)

とあるが、伊藤の辞退は必しもこの勧告があつた故でもなからう。初め小村の簡派に付ては、元老間には彼が時に硬論に過ぎ、訓令以外に走つて大胆の挙措に出ではせぬかと慮り、その任命に懸念する色もあつた。そして山本海相はわざと小村に「訓令以外のことは必らず稟議せられるだろう」と念を押したのに、小村は「勿論なり」と答えたので、御前會議に於て聖断により小村と高平とがこの重任にあたることに決した由である。大統領の六月二十六日のメーヤー大使に対する電訓に曰う、「大統領の了解する所にては、日本政府は外務大臣小村男と在華府日本公使高平氏とをその

使節に任命するの考慮中なるが如し。この儀を内密にラムスドルフ伯に通すべし。小村男の任命は、同様の場合に於て余が国務長官へ一を任命するに等しきもので、日本政府が為し得る最高の任命なること論なし。余は日本が講和の熱心なる希望を以てその第一人を送らうとする証として、男の任命に大に満足する。余は露国の全権委員の一人は十中九迄ネリドフなるべしとのことを内密に日本政府に通じて置いた」と。大統領は小村の任命を、確に大満足に感じたのである。

これより先き、露国政府にては同国外交官中の最古参者たる駐仏大使ネリドフを主席講和委員とする意向で、これを米国政府に内牒し、同時にその正式任命の際これに講和條件商定の全権を附与することを改めて言明した。この言明を特に為すに至つた次第は他でもない。メーヤー大使は外相ラムスドルフの依頼に基き、日本全権委員の人選及び休戦規約締結の件に關し日本政府の意向を確められたき旨六月二十二日を以て大統領へ電稟する所あつた。大統領は露国が休戦の希望を表白した機会こそ実に全権問題に關し露国政府の注意を促す好機会と認め、同問題が既に日本政府との間に一先づ決了したにも拘らず、特に折返し翌二十三日メーヤーに電訓してラムスドルフに對し、

「日本政府は最高位の人物を全権委員に選任すべしとの保障を大統領に与えたが、しかも同時に露国全権委員もまた同様に最高位の者たることを確めんと欲し、現にその任命を躊躇している。露国政府はその全権委員を任命するに方り、宜しく講和条約を商定するの全権を有するものたることを明示すべきである。さきに右全権委員の任命に關する露国政府の通牒中には、同政府は主義に於て大統領の勧告を容れ追つて代表者を任命すべき旨を記するに止まつたことは、日本をして露国全権委員が果して講和条約を締結せんがために任命せらるべきやの点に關し疑念を生ぜしめたようである。思うに元首批准の条件の下に講和条約を締結せんがた

め任命せられたとの公然の訓令を帶有する全権委員を任命すべきことは、これ実に休戦問題の提示に先だち解決を要する事項であると思惟する。」

との趣旨を陳述せしめた。前記露国政府の全権問題に關する言明は、ローズヴェルトの勧告の結果であると推定し得る。しかも大統領はなお前途に一抹の疑雲を認め、これを一掃して是非和議を成立せしめようと熱望し、それにはこの上共に独帝の力を藉る外はないと思惟したることは、六月二十四日を以て駐独大使タワーに宛てた電文に

「余は大に独帝の行動を多とする。日露兩國をして果して講和に成功せしめ得べきや否やは、余に於て断言できざるも、とにかく貴官は独帝に謁見し、余が如何に独帝の今日迄の行動を称揚するかを告げ、かつ余の所見にては露帝を講和に決意せしむるについて独帝の援助は必須的なることを述べらるべし。余は日本の要求が穩当ならんことを希望し、これを穩当ならしむることに尽力すべきが、しかも是非共に銘し置くべきは、日本は戦勝者なること、その勝利は完全かつ偉大なること、故に日本は講和の代償として大に実体的なる譲与を要求するの權あることこれである。露国は日本の正当として要求すべき所のものを譲渡するの決心を容易に為し能わざるべく、随つて困難は専ら露国の側にある。」

と云つてゐるので明かである。

大統領が露国の休戦に關する發言を機として同国委員の權能を確めるの遺漏なき措置を執つたに對しては、小村は高平を通じて政府の感謝の意を表せしめ、同時に休戦問題に關しては、今回の談判地は遠く戦場と隔絶しているから、談判のため必しも休戦を為すの要なしと認めるも、若し露国に於て両国委員会の上その希望を述べるに於てはその際我方に於てこれを考量すべく、その以前にあつては断じて応じ難いと披陳せしめた。蓋し露国が休戦問題を提出し

た真意は、国内人心の不穩に拘らず極東に向けて増兵を行うがため大動員を行おうとし、その目的のために休戦によりて時を得ようとするにあつたことは容易に察せられる。されば我方に於ては予定の如く作戰計画を続行し、両国委員会同の上露国にして果して誠実に平和を希望するの精神あるを確めたる場合に於ては、その時を以て始めて休戦問題を考量しても遅くはないとしたのである。大統領もこの事情を充分に諒解したらしく、七月七日付を以てメーヤー大使に送つた電信中に於て「余は日本をして休戦に同意せしめようと最善の努力を尽したが、余が日本は多分拒絶すべしと氣遣ひし如く果して拒絶した。ラムスドルフの狡計は露国政府の上に反撥した。日本は講和談判に処する露国の誠意如何に對し深く不信を抱く」といい、又同月十一日付にて上院議員ロッヂに宛てた書柬中に「余は露国の要請により休戦を日本に求め、これを承諾せしむるに勿論骨折つたが、余は日本がこれを承諾すべしとは期待しなかつた。日本は其の寛大の措置は却つて曲解せられ、自国の不利を招致すべしと当然危惧するから、その不承諾に對し余は實際非難を加うることはできない」といつている。されば大統領よりは当初一再休戦承諾の勧告あつたけれども、小村は上記の趣旨を以てこれに答え、大統領もこれを納得した。恰もその頃露国外相は新に華府に着任したローゼン大使に訓令し、日本は講和の開談に同意したに拘わらず薩哈噠島に侵入したのは甚だ不都合である、速に米國大統領に面會し、日本をしてその不当なる侵入を続行させないよう斡旋を求めよとのことを訓令した。ローゼンの回顧録に「予はこの訓令を執行する苦しい義務の下に立つた。講和の開談に同意する一條件として戰闘休止のことを規定せしむるを怠つた責任はラムスドルフ伯その人にある。予はこの訓令を大統領の前に持行くに就て、恰も小供の使者役を演ずるの思をした。が大統領は慰撫に予に向ひ、自分は疾くこの問題について日本に交渉したけれども、日本は講和の開談に

同意するについて休戦のことは思考していないと称して応じない。蓋し日本は講和談判に入る迄に能う限り敵國領土を確握して自國を有利の位置に置こうとするは明かで、これを抛棄する意あるうとは思えないと答えた。この道理ある説明には、「一言を挟むの余地もない」とある。(Rosen, *op. cit.*, I, p. 259)

露國政府は七月三日、そのさきに講和委員として大統領に内報したネリドフに代えるに前法相で當時駐伊大使であつたムラヴィエフを以てする旨改めて通牒し、さらに同月十三日に至りウキツテを挙げてムラヴィエフに代える旨また改めて通牒した。ウキツテの人物については、曾て本邦駐劄公使たり、後年ラムスドルフに代つて露国外相となつたイスヴォルスキーがその回顧録にこう述べている。

「ウキツテ伯は、世上周知の如く、いわゆる自製の人であつた。必しも微賤の出というのではない。父はたしか蘭人の血を受けたもので、職を地方に奉じ、官吏として相當の地位に達し、母も露國の一名門に生れた人である。彼は郷里で教育を受けた後、その頃高位高官に昇るに必須の階梯であつた官僚生活に入らないで、露國の西南地方の一鐵道会社に入り、活動時期の二十年間をそこに過ごした。彼は鐵道の最賤務から身を起し駅長をも務め、天賦の絶倫なる精力を以て爾後職をあらゆる部課に執り、鐵道の運輸經營に關する知識を遺憾なき迄に自得し、これがため當時露國の急務問題たりし鐵道の専門家としてアレキサンドル三世帝に召さるゝや、その實際の経験と常識とにより、間もなく露國の官僚界に嶄然頭角を表わし、そしてその倦ざる活動は遂に専門以外のことにも及び、嘗て鐵道に關してのみならず、露國の全經濟に關する權威として目せられ、爾來驚くべき速度を以て果進し、露國に來りて數年ならざるに大蔵大臣となるに至つた。かくて彼は一九〇三年迄その地位を占め、一九〇五年には露國の憲政政府の第一の首相となつた。

「ウキツテは事を觀るに、常に實際的方面よりする。彼の政治上及び經濟上の意見は、その最も卓越せるものであつても、概言

するに國政の潤大なる見地より割出したのでなく、また人間社会を支配する大法則より打算したのではない。これ彼が演じた過失の或者を説明するものと思う。尤も余は一度ならず彼の高尚なる修養及び一般的基礎觀念に欠けるを見て驚いたことがある。ボムパール氏(駐露公使)はウキツテの財政經濟の學識の不足を難じたにも拘らず、尙お彼を以て才能顯著の行政家とし識見ある政治家とし、傑出せる政治家なりとしたのは、ウキツテの政敵たりし氏としては公平なる觀察とすべきである。デロンはその著書に於てウキツテをベートル大帝以来の露國第一の政治家と迄激称したが、余は必しも然りとは信じない。ウキツテは或時に於ては、世界の古来の政治家と相伍して耻ぢざる勇敢の思想と、これを実行するの精力とを示したことあるが、また或時は、殊に不幸にして國家の危機に際し不思議にも甚しく劣れることを示したこともある。これは才智の不足よりも寧ろ性格の欠陥の致す所なるべく、現に彼はストリピン氏に反し、その徳性の程度が必しも常にその智能と併行しないことを示したこともある。……けれどもウキツテの成就したる如き三大事業、すなわち弊制改革、ポーツマス條約、及び一九〇五年の憲法制度に成功した國務大臣は、ただに露國のみならず、世界の政治家と相並んで遜色なきものといつてよいであらう。」(Seegar, *op. cit.*, pp. 114-117, 119)

この評は大体に於て当れるようである。ウキツテは外相ラムスドルフが驍頭第一に首席講和全權委員として奏薦したのであつたが、予て侵略的滿洲政策を非難したウキツテに対し覺え斜であつた露帝は、ラムスドルフに対しウキツテ以外の何人かを奏薦せよと命ぜられた。彼は改めてネリドフを言上した。然るにネリドフは健康不良を理由とし、兼ねてその英語に不充分なると極東の事情に精通しないとのことも加え、その重任を辞退したので、白羽の矢は転じてムラヴィエフに落ち、彼は一旦諾して露都に還つたが、露國諸新聞紙の已に對する惡評と、使命の成功に胸算なきを感じたのと、遣米使節の手当として十萬ルーブルを欲したのに露帝これを一万五千ルーブルに値切したので不平で(ウキツテの渡米手当は二萬ルーブルと彼の回顧録に記してある)遂に疾と稱して辞退した。次には當時丁抹公使

であつたイスヴォルスキーもその候補に上つた。イスヴォルスキーの回顧録に曰う。

「在巴里ネリドフ大使及び在羅馬ムラヴィエフ大使の共に辞した後、皇帝は余にこの任命を下そうと欲せられたものゝ如く、その後二日間、余は遣米首席使節の候補者であつたようである。けれども外務大臣ラムスドルフ伯は、その親友たり政友たるウキツテを推し、余の任命に極力反対した。ウキツテは政治家として傑出せるものなるも、皇帝これを憚ばれず、また信任せられず。余は露國政府内部にて如何なる話が進んでいたかは當時全く知る所なく、殊に余は開戦以來、己れの任務以外には努めて鍼黙を守り時局の艱難についても何等意見の具申をなさざるを一身の規則として來たが、今や講和の成敗は我が使節の人物如何に繫るべき重大の場合なるに顧み、黙して已むべきにあらずと考へ、この規則を破つてラムスドルフ伯に一書を送り、この重要な任務を果すべき唯一の人物は露國に於てウキツテの外にないと辭を強めて余の確信を陳べた。余はウキツテの日本人間に於ける偉大なる聲望と、彼の開戦前に於ける極東方針に對し日本人の彼に有する好感とを知つてゐるから、爾く確信した。余のこの書東は丁度伯がウキツテ氏推薦の成功に苦悶している際に伯に到達した。そしてこの書東は皇帝の異議に打勝つに大に効あつたと余は後日伯から聴いた。」(Ibid., p. 23)

事實イスヴォルスキーのウキツテの稱揚は、その任命を大に助けた。ラムスドルフはイスヴォルスキーの右の書東を具して更にウキツテの任命を奏聞したところ、露帝にも洩々これに同意せられた。ラムスドルフはウキツテにその内命を伝え、切に奮起を求めたとき、ウキツテは沈思黙考の末、帝から親しくその懇望の教旨に接したら必ずしも辭さないと答えて別れた。翌日帝はウキツテを召して懇懇に渡米の勞を囑し、ウキツテの承諾を奏答せるを聴いてこれを満足とし、併せて談判の平和に纏るべきを希うの意を表せられ、但し償金は一コペックも払うを欲せず、露國の領土は一時の地をも割くを欲せずと添えて宣べられた。

ウキツテは天命を拜し退闕後人に語つて曰つた。

「余の任命は國家に微力を竭さしめるためというよりも、極言すれば余の蹉跌して頸を失わしめるがためである。人々尙お続戦を欲し、余の真に容認し得る条件の下に講和を為す機會は極めて乏しく、随つて余は十が九までは失敗を見るであらう、然る場合には余は葬られるの外はない。たとい我が不利な戦局に相應する所の条件で媾戦に成功するとしても、余の名は已惚れ強き露國人の総てに依りて唾棄せられること必然である。されど余は天命を拜受して前往する。」(Dillon, *op. cit.*, p. 298)

駐米大使ローゼンはウキツテの任命の報に接して欣喜措かず、竊に人に對し、

「首席全權のネリドフにあらず、ムラヴィエフにもあらずしてウキツテとなつたと聞き、余は初めて安堵した。蓋しウキツテは意見を有する唯一の人で、かつ何を要望すべきかを能く解し、本國政府の恩恵を憚り若くは本國政府に迎合するの念よりして露國の利益を犠牲とするが如きは、その為さざる所であるからである。」(Korostovetz, *Pre-War Diplomacy*, p. 27)

と語つたとある。ウキツテが明治二十八年の遼東還附干渉の事実上主唱者であつたことは人の知るところだが、しかも彼は旅順大連の租借問題については、當時功名を相競う外相ムラヴィエフと意見を異にしてこれに反對し、殊に後年滿洲占領を主張せる露國宮廷内の軍閥一派に對し、隱然平和派の牛耳を執つて來たのもまた人の知る所である。彼は往年伊藤の露都訪問の折、極東の將來に就て伊藤と意見を交換し、爾來日露提携論者となり、今次講和全權委員として渡米するの途次にも、特に隨行の新聞操縱係チロンをして予め我が駐英林公使を訪わしめ、日露同盟論を以て林の意見を叩かしめ、かつ能うべくんば今次の講和談判を單に目前の講和のみに止めず、併せて將來の日露同盟の談緒たらしめようと欲し、それがために日本の首席全權委員に伊藤の任命あるよう斡旋方を林に依頼せしめた事実もあつ

て、その一端は林の手記にも叙してある。(Pooley, *The Secret Memoirs of Count Hayashi*, p. 229) また後日ポーツマスに於て我が提出の講和條件に對する回答案を幕僚と審議した際にも、彼は他日の日露同盟の素地を作るにつれて胸中の意見希望を吐露したことがある。(Yarmolinsky, p. 176; Korostovetz, p. 57) 露國政府はウキツテに於て確に識見あり理解ある好全權を得たといえる。そして次席全權としては、イスヴオルスキの回顧録に、

「皇帝にはラムスドルフ伯の奏薦を容れてウキツテを首席全權に任命せられる折、次席全權には余を以てこれに充てようとの希望を表せられたが、當時余に痛く反感を抱いていたウキツテは、余の日本に於ける後任者ローゼンをより順恭なる者としてローゼンの任命方を熱心に勧奏した。」(Seegar, p. 25)

とあるが、ウキツテ自身の回顧録には、

「ローゼン男は余着米後に於て初めて相識つた。彼の知能はバルチック・ゲルマン人の中等に位し、風采は完全な紳士というに背かない。彼は国内の實情を審みせず、現にサモイロフ陸軍大佐及びルシン海軍大佐から戦場の實況を聴取するに至る迄は、その講和に對する態度は動揺してゐた。」

とあるに於て、彼が果して率先ローゼンの任命方を熱心に勧奏したか否かに多少の疑もある。

斯の如くして講和會議開催に伴う予議事項は全く決定した。その間に於て米國政府は、ワシントンが恰も酷暑に際するので、避けて清涼閑靜の地を挾ねばならないが、ニューポート、マンチエスター等は、清涼なるも避暑客雜鬧して取締上種々不便がある。ニュー・ハンプシャー州のポーツマス軍港はビスガタカの河口から三哩の奥に位し、氣候極めて良好、かつ人口一万内外を出でない閑雅靜謐の小市邑で、要区には歩哨を立て、監守せしめ、雜人の出入を禁

じ会議の秘密を保たしめるに至便であり、講和委員の護衛の万全を期するについても亦妙であるとし、日露両国政府に打合せの末同地を講和談判地に充てすることに決し、必要の準備に着手した。ウキツテの回顧録には、

「ニュー・ポート港司令官の余に語つた所では、米国政府は当初ニュー・ポートが諸般の設備娛樂等の点に於て遙にポーツマスの上にあるので、前者を講和会議地としようと計画したが、結局左の理由で後者を択んだ。すなわちニュー・ポートの社交界は露国代表者に一段の懇親を結び、これに優遇接待を尽し、日本使節をば疎外して顧みないようなことになりはしないかと慮つたが故だとのことであるが、この理由は尤もらしい。蓋し米国人の政治的同情は何れの側にあつたにもせよ、社交界は同じ白人種として自ら露国人の方に好感を表し、日本人を厭うは当然だからである。」(Yarnolinsky, p. 147)

とあるが、その実否は今溯究するの要もない。

他の一方に於て、我国にあつては小村と高平は七月三日公式に講和全権委員仰付けられ、特に小村は同月六日参内拝謁し優渥なる勅語を拝受した。

小村は全国民の甚大なる囑望の焦点となつた。戦勝の狂熱殆んど絶頂に達したこの際に於て、局面の前途を達観するに最慧眼であつた小村は、その一身に集まれる全国民の囑望を見て如何に感じたか。その苦心や察すべきである。小村のこの大命拝受と前後して佐藤弁理公使、山座外務省政務局長、安達公使館一等書記官、落合公使館二等書記官、本多外務大臣秘書官、埴原公使館三等書記官、小西外交官補、及び在米国公使館附立花陸軍歩兵大佐はいづれも小村の随員を命ぜられ、外務省雇デニソンも一行に加わつて渡米することゝなつた。

第二款 講和条件の整備並びに全権委員の渡米

開戦以来戦局は本邦に有利に展開されて来たが、明治三十七年六月小村は在欧本邦使臣に対し、本戦争終結の外交方針に關し、本戦争は列国会議に附せず又第三国の仲裁を容れない等の意向を内示した。之と同時に戦後の和局に対する政府の方針を一定するの必要あるを認め、同年七月桂首相に進言するところがあつた。右進言の要旨は、講和條件は固より戦局の進展に伴い伸縮するものであるが、(一)我国の自衛上及我權益擁護上緊要なる韓国の存立及滿洲の保全、(二)滿韓並に沿海州方面に於ける我權益の拡張、(三)清国將來の運命に伴う我国の政策及(四)戦争の結果に基く我国の對滿韓政策の四大目的に即すべきを原則とすべく、旅順及び遼陽の大決戦を一段落として講和する場合を仮定して主要條件を挙げれば左の如しと云うのである。

甲、露国ニ対スル要求事項

一、軍費ノ賠償

二、韓国ニ於ケル日本ノ完全ナル自由行動

三、日露戦争中韓国ノ為シタル総テノ宣言ノ有効ナルコトヲ承認セシムルコト

四、滿洲ニ於ケル露軍ヲ一定期間内ニ撤退セシメ且ツ其占領地ヲ清国ニ還附セシムルコト

五、滿洲横貫鐵道ヲ軍路上及領土拡張ノ為ニ使用セサルヲ約セシムルコト

六、哈爾濱、旅順間鐵道ノ譲与

七、遼東半島租借地ノ譲与

第八章 第一次外務大臣時代

- 八、滿洲ニ於ケル各国商工業上ノ機會均等主義ノ確認
 - 九、樺太全島ノ割讓
 - 十、沿海州沿岸及其河川ニ於ケル漁業ノ自由
 - 十一、黒龍江口、「ブラゴヴァエシチエンスク」間ノ航行ノ自由
 - 十二、尼港、「ハバロフスク」、「ブラゴヴァエシチエンスク」ヲ通商港トシ右三港及浦潮ニ於ケル領事駐在ノ承認
- 乙、清国ニ対スル要求事項
- 一、滿洲不割讓
 - 二、滿洲ニ於ケル安寧秩序ノ完全ナル維持
 - 三、前項ノ目的ヲ達スル為行政、兵制及警察ノ改善
 - 四、哈爾濱、旅順間鐵道讓与ノ承認
 - 五、鴨綠江岸ヨリ遼陽ニ至ル鐵道及吉林鐵道敷設權ノ讓与
 - 六、遼東半島租借權讓渡ノ承認
 - 七、鳳凰城、遼陽、鉄嶺、通江子、寛城子、哈爾濱、吉林、琿春、三姓、齊齊哈爾、海拉爾、愛琿ノ開市
 - 八、遼河、松花江、鴨綠江ノ航行ノ自由
 - 九、鴨綠江及渾河流域ノ森林及鉱山利權ノ讓与
 - 十、盛京省沿岸ニ於ケル漁業ノ自由

次で翌三十八年三月小村は奉天會戰を一段落として講和の場合を仮定したる要求條件に付桂首相に意見書を提出した。右意見書は大略前年七月提出の進言と同様であるが下記の点が変更されている。即ち(1)四大目的の内清国將來の

運命に伴う我國の政策を刪除して三大目的と為し、(2)露国に對する要求條項中(ハ)滿洲に於ける商工業上の機會均等主義(ニ)黒龍江航行權及(三)尼港其他の開港及領事駐在の項を刪除、(3)清国に對する要求條項中(七)の各地開市の代りに滿洲を開放せしむることとするの諸点である。三月十日奉天會戰は我方の勝利に終つたが、同十三日大山滿洲軍總司令官は今後の作戰の要は政略と戰略の一致にありという意見を大本營山県參謀總長に提出した。その要は「益々進んで敵を急進すべきや、將た持久作戰の方針を取るべきやは一に政略と一致するに非れば幾萬の生命を賭して遂行せらるべき戰闘も無意味無結果に終るべし、若し戰略上の成功によりて政略の取るべき方針を決定せんとするときとあらば、真に軍隊は無目的の損傷を嘗めざるべからず」というので、適確敏速な外交上の手段が顧みられることを希んでいるのである。かゝる情勢のうち、伊藤樞密院議長は三月二十九日上奏して戰勝国たりとも講和を提議し得ると直言したのは注目すべきであつた。即ち伊藤は大略次の如く上奏した。

「元來遼東旅順又ハ韓国ニ露国勢力ヲ暢張スルトキハ日本國ヲ危フス之ニ依テ正常防禦トシテ戰闘セシ所海陸毎戰露國敗走終ニ海軍ハ海上權ヲ失シ陸軍ハ旅順城塞陥落、奉天鉄嶺開原ヲ退却シ最早正当防禦ヲナシ遂ケタリト云ヘシ今ニ於テ和ヲ講スルモ列強ニ對シ恥ルコトナカルベシ」と云う趣旨である。

同三月米國大統領ローズヴェルトは奉天會戰の結果に鑑み、前述の如く在米露國大使に對し、平和締結を勧告した処、露國大使は露帝は戰爭繼續を決心しているので講和は考慮しないであろうが、日本の講和條件は承知したい旨を述べた趣なので、政府は四月八日講和に對する方針に關し左の如く閣議決定をなし十日御裁可を得た。

昨年二月露國ト露端ヲ開クニ當リ帝國ハ外交ト戰略ト全然一致シ歩調ヲ同フシタル結果機先ヲ制シテ敵ノ銳鋒ヲ摧キタルカ爾來
第六節 ポーツマス講和會議

締結常ニ宜キヲ得テ連戦連勝ノ功ヲ奏シ海ニ在リテハ既ニ極東ニ於ケル敵ノ海軍力ヲ全滅ニ歸セシメ陸ニ在リテハ今復タ奉天ノ会戰ニ於テ敵ニ異常ノ大打撃ヲ加ヘ全局上露國ニ對シ頗ル優勝ノ地位ヲ占ムルニ至レリ

然レトモ露國自ラ其敗北ヲ認ムルコトハ啻ニ極東ニ於ケル同國勢力ノ消長ニ關スルノミナラス他ノ各方面ニ於テモ政治上種々ノ不利益ナル結果ヲ招致スヘキカ故ニ彼ニトリテハ蓋シ至難ノ業ナルヘシ加フルニ和戰ノ問題ハ武斷文治兩派間ニ於ケル政權爭奪竝ニ過般來勃興セル改革問題ト関連シテ事態益々複雑ヲ致セルノミナラス今回ノ戰爭ニ對シ直接責任ヲ有スル一派ハ勝敗ニ関セス交戰ヲ繼續スルノ外自己ノ立脚点ナキ境遇ニ在ルヲ以テ依然戰爭ノ繼續ヲ主張スルナラント思料シタルカ果セル哉彼等ハ今日ニ至リ最早戰局回復ノ望ナキコトハ大勢ニ於テ然ルノミナラス局外諸國亦均シク確認スル所ナルニ拘ハラス昂然トシテ益々戰爭繼續ヲ公言シ或ハ陸軍ノ大動員ヲ決行セントシ或ハ艦隊増遣ニ炭々タル等諸般ノ事實ニ徴スルニ彼等ノ決心ハ益々鞏固ナリト見做ササルヲ得ス説者或ハ曰ク露國ハ戰爭繼續ヲ疾呼スト雖モ國內ノ動揺ト財政困難トハ彼ヲシテ中途ニシテ戰爭ヲ止メシムルノ外ナカラント夫レ或ハ然ラン蓋シ露國國民一般ニ平和ヲ希望シ有力者中ニモ尙戰爭繼續ニ反対スルモノ少ナカラサルカ故ニ全局ノ勝算ナクシテ漫リニ戰爭ヲ繼續センニハ國內ノ動揺ハ益々劇甚ニ赴キ其結果那辺ニ及フモ料ルヘカラス且露國力從來常ニ資金ノ供給ヲ仰キタル外國金融市場モ漸ク其財源ヲ緊縮シ来リ意ノ如ク調金スルコト能ハサルニ至リタルモ事實ニシテ此等ノ原因聯合シ露國ヲシテ如何ニ戰爭繼續ノ決心鞏固ナルモノ之ヲ実行スルコト能ハス終ニ講和ノ止ムヲ得サルニ至ラシムルコト之ナシト云フヘカラス然レトモ今日ヨリ之ヲ期待スルハ極メテ早計ニシテ帝國ノ為取ラサルコト勿論ナリ

次ニ列國ノ態度如何ヲ顧ルニ一般ノ人心ハ概シテ帝國ニ同情ヲ表スルモ終局ノ勝利ハ尙露國ニ歸スヘシトノ觀念ヲ有シタルモノ英米人中ニスラ多ク殊ニ大陸諸國ニ於テハ最モ然リシカ旅順陥落以來漸ク其傾向ヲ変シ奉天會戰前ニ至リテハ最早露國ニ於テハ戰局回復ノ望ナク内部ノ動乱ハ日ニ勢焰ヲ長シ延テ外資ヲ得ルコトモ困難トナリ益々窮境ニ陥ルヘシトノ觀念一般ニ生シ来リタルカ奉天會戰ノ結果ハ一層此觀念ヲシテ堅カラシメ今ヤ列國ノ輿論ハ露國力全然絶望ノ地位ニ立チ最早講和ノ外良策ナキコトヲ認ムル

ニ一致セリ然レトモ列國政府ノ態度ニ至リテハ各自政策上ノ關係ヨリ自ラ單一ナルヲ得ス之ヲ例セハ或者ハ此戰爭ヲ利用シテ自己ノ政策ヲ進メ又ハ交戰國ノ益々疲弊セムコトヲ好ムカ故ニ平和回復ノ急ナルヲ望マサルモノノ如ク或者ハ政略上及經濟上ノ關係ヨリ一日モ速ニ平和ノ回復ヲ希望スルモ露國ノ自負心ヲ傷害センコトヲ恐レテ平和ノ為ニ何等行動ヲ執ルコトヲ敢テセス或者ハ又世界ノ利益ト自己ノ名譽心トノ為ニ兩交戰國ニ向テ仲介ヲ試ルノ念ナキニアラサルモ露國ニ於テ未タ講和ノ意ナキカ為ニ之カ実行ニ由ナキカ如シ要スルニ列國ニ於テモ目下未タ進テ平和回復ノ手段ヲ執ラントスルモノ之アルヲ認メス

露國ノ實情ト列國ノ態度ハ大要前述ノ如クナルカ故ニ帝國ニ於テハ戰爭ハ尙長引クモノト覺悟シ之ニ応シ持久ノ策ヲ講スルノ外ナシト信ス果シテ然ラハ今後ノ作戰並ニ外交ハ大体ニ於テ左ノ如クセンコト緊要ナルヘシ

一、作戰ニ在リテハ從來我軍力蓄々占メ得タル地位ハ之ヲ據守シ尙事情ノ許ス限り今日ヨリモ一層優勝ノ地位ヲ占ムルニ努ムルコト

二、外交ニ在リテハ事情ノ許ス限り迅速且満足ニ平和ノ克復ヲ計ル為今ノ時機ニ於テ適當ノ手段ヲ執リ我終局ノ目的ヲ達スルヲ期スルコト並ニ益々列國トノ關係ヲ親密ニシ特ニ帝國ニ對シ友情ヲ有スル邦國トハ十分意思ヲ疏通シ以テ列國連合シテ我不利ヲ図ルコトヲ予防スルヲ同時ニ我終局ノ目的ヲ貫徹スル為便宜ヲ図ラシムルニ努ムルコト

之ヲ要スルニ今後ハ益々政略ト軍略トノ密着ノ關係ヲ有スルヲ以テ其歩調ヲ一ニシ堅忍持久以テ我終局ノ目的ヲ達スルヲ期セサルヘカラス

考究問題(説明略)

一、極東ニ於ケル露國海軍力ヲ制限セシムルコト

二、浦塩ノ防備ヲ撤シ之ヲ商港トナサシムルコト

三、戰鬭ノ結果中立港ニ奔竄セル露國艦隊ヲ交付セシムルコト

四、豆満江下流露韓境界ニ於テ各一定ノ区域ヲ限リ其以内ニハ相互ニ防備ヲ設ケサルコトヲ約スルコト

更に四月に入ると仏国外務大臣デルカッセも本野公使に対し、自分は従来日露間の時局を考量し居りたるが日本が割地、償金支払等露国にとつて屈辱的な條件を除去すれば日露両国をして講和談判の爲接近せしめ得るを信ずると語つた次第等に顧み、四月二十一日の閣議にて左記講和條件を定め同日御裁可を得た。

抑モ帝国カ安危存亡ヲ賭シテ露國ト干戈ヲ交フルニ至リタルハ其目的以テ滿韓ノ保全ヲ維持シ極東永遠ノ平和ヲ確立スルニ在リ之帝國ノ自衛ヲ全フシ正当利權ヲ擁護スル爲メ緊要欠クヘカラサルモノニシテ若シ此目的ヲ達セスンハ帝國ノ地位ハ依然トシテ保障ヲ欠キ他日再ヒ同一局面ニ於テ露國ノ爲ニ侵迫ヲ蒙ルヘキヤ必セリ故ニ露國ト和ヲ議スルニ於テハ左ノ条件ハ絶対必要ナリトス

一、極東平和ノ最大禍源タル韓國ヲ全然我自由処分ニ委スルコトヲ約セシムルコト

二、帝國カ從來主張シタル滿洲保全ノ主義ニ基キ一定ノ期限内ニ同地ヨリ露國軍隊ヲ撤退セシムルコト尤モ之ト同時ニ我方ニ於テモ滿洲ヨリ撤兵スヘキハ勿論ナリ

三、旅順大連ノ経営ト東清鐵道哈爾濱支線トハ露國カ以テ南滿洲ニ威力ヲ振ヒ進テ韓國々境ヲ脅嚇スルニ至リタル侵略ノ利器ナリ故ニ遼東半島租借權ト前記鐵道支線トハ共ニ之ヲ我手中ニ収メ以テ將來ノ禍根ヲ杜絶スルコト

右ハ戦争ノ目的ヲ達シ帝國ノ地位ヲ永遠ニ保障スル爲絶対的必要ノ条件ニシテ帝國政府ハ飽ク迄之カ貫徹ヲ期セサルヘカラス次ニ戦争ニ附帶シテ生シ若クハ我利權ノ爲ニ要スル条件ニシテ絶対的必要ノ条件ニアラサルモ事情ノ許ス限り努メテ之ガ貫徹ヲ図ルヘキモノハ左ノ如シ

一、軍費ヲ賠償セシムルコト

二、戦闘ノ結果中立港ニ奔竄セル露國艦隊ヲ交付セシムルコト

三、薩哈連及其附近諸島ヲ割讓セシムルコト

四、沿海州ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ与ヘシムルコト

惟フニ講和ノ条件ハ素ヨリ今後ノ戦局如何ニヨリ變更ヲ免レスト雖トモ我要求条件ハ大体上記ノ如クスルヲ可トスヘシ尤モ我邦ニ於テハ連戦連勝ノ功ヲ奏シタルモ未タ露國ノ死命ヲ制スルコト能ハサルカ故ニ右等ノ要求スラ之ヲ容レシムルカ爲ニハ異常ノ困難アルヲ予期セサルヘカラス

然し当時バルチック艦隊は東航の途にあり、和議の前途尙お逆睹す可からざる際であつたから、閣議は唯た他日の講和機運に對する準備を整え、何時にても其の須要に応じ得るの手筈を怠らざるに止むるの外に出でなかつたのであつた。

今や米國大統領の斡旋にて愈々講和談判に入るべく、我が全權委員の簡派も既に内定したので、桂首相は既往の大方針に基き、六月三十日の閣議に於て改めて我國の要求条件を決定し、全權委員に對する訓令事項として七月五日聖裁を仰ぎ、翌六日を以てこれを小村に附与した。その訓令事項は分つて(甲)戦争の目的を達し我國の位地を永遠に保障するため緊要欠くべからざるものとして飽く迄これが貫徹を期すべき絶対的必要条件、(乙)事情の許す限りこれが貫徹に努むべき比較的必要条件、(丙)取捨運用を全權委員の裁量に委任する附加条件とし、その各條件の要領は

(甲) 絶対的必要条件

一、韓國を全然我が自由処分ニ委すべきを露國をして約諾せしむること。

二、一定の期限内に露國軍隊を滿洲より撤退せしむること、之れと同時に我方に於ても滿洲より撤兵すること。

三、遼東半島租借權及び哈爾濱旅順間鐵道を我方に譲与せしむること。

(乙) 比較的必要条件

- 一、軍費を賠償せしむること。右は最高額を拾五億とし談判の模様により其以内に於て適當に之を定むること。
- 二、中立港竄入の露国艦隊を交附せしむること。
- 三、薩哈噠及びその附屬の諸島を割讓せしむること。
- 四、沿海州沿岸に於ける漁業權を与へしむること。

(丙) 附加条件

- 一、極東に於ける露国海軍力を制限すること。
- 二、浦塩港の武備を撤しこれを商港と為すこと。

にして、その他の細目に至つては、談判の進行如何に依り全權委員に於て適宜協定苦しからずとの委任であつた。なお右訓令の末に「談判の経過は時々詳細に報告せらるべきは勿論、若し不幸にして談判を不調に帰せしむる場合に遭遇せば予め電報し、回訓を俟ちて適當の措置を執らるべく云々」との注意があつたのは當然のこととはいひながら、前項に記した山本海相の注意と相俟つて、小村の細心なるも同時に大胆なるに對し、多少牽制的の意味もあつたのであらう。

当時薩哈噠は我が軍既にその一部を占領し、オコツク海方面は全く我が威力の下に立ち、滿洲軍もまさに吉林方面を襲撃しようとする情勢であつたので、我が国民は挙げて意氣軒昂、眼中また露軍なく、漫然過大の要望を抱く際であつた。されど小村及び桂は、講和談判の結果が到底国民の過大の要望を満足させ得ないことを夙に予知した。これより先我が政府部内にあつては、講和談判に入るに先だち我が軍容を整え、我が外交上の地位を有利に固めるには

(一) 一度新來のリネウキツチ軍を撃破し、その鼻先を挫くこと、(二) 軍資金として新に三億円の外債を募集すること、(三) 北韓地方になお活躍する露軍を掃逐すること、(四) 薩哈噠の全島を占領すること、の四條件を必須とするの論が高唱せられた。蓋し奉天役後新に露軍総司令官に補せられたリネウキツチ將軍は、日本軍を一挙粉碎すべしと公然豪語していたので、講和の開談前に彼を撃破し露国をして講和の已むなきを自覺せしめることは和議を有利に成立せしめるに必須のことであつた。けれども我が軍事当局者は、種々の見地からこれを躊躇し、殊に滿洲軍にして進んで露軍を撃破し、進んで哈爾濱を突くとならば、これがために要する諸準備は莫大で、例えば戰略上必要とする松花江各地に沿う一條の鐵道の臨時建設の如きに對しても、一億円近くの費用を要すべく、その他兵員材料の供給も決して容易でない。しかしてこれに先だちリネウキツチ軍と決戦してこれを破ることも、その成否尙お逆睹し難きものがある。つたので、其の決戦は遂に行うに至らなかつた。外債の募集については、当時国庫になお一億円内外の軍資金があつたけれども、談判破裂の場合には統戰に堪ゆるに綽々余裕あるを示さんがためには、なお三億円を募集し置くを得策とすべく、利率の高低の如きは国家存亡の大局に処して論ずるを須いざる所であつたが、これには多少異論もあり、小村は是非ともこれを成立せしめようとて熱心に力説し、漸くにして募集に着手せしめたなど万事が思うようには行かなかつた。

第三の北韓討伐のことも、遂に断行するに至らなかつた。初め旅順の陥落後、クロパトキンが浦塩港の防備薄弱なるを氣遣ひ、漸次兵力を北韓に増加し、後リネウキツチは更に北韓増兵に意を注ぎ、歩兵七箇大隊、騎兵十二箇中隊、山野砲十數門を以てこれを固めるに至つた。抑も北韓は朝鮮半島を完全に我軍の権力下に置く上に於て、露軍の割拠

を許すべきでない事は論を俟たない。況して愈々講和談判に入るとすれば、我が境域同様の地方にかく敵兵を容認するが如きは甚だ不利である。けれどもこれを撃攘し、進んで浦塩への背面進路を開くには、必然海軍の共助を要すること、これ亦論なき所である。然るに海軍は日本海の大勝にて最早当分海上に心配なく艦艇の融通も楽に利くようになった六七月の交に於ても、陸軍側の兵員輸送掩護の依頼に対し、僅少の露兵撃攘のために艦艇の万一の損害を犠牲にするを欲せずとの思惑から、敵の水雷潜水艦等の出没の懸念があると称してこれに応じない。海軍が首を振るので、大本營の主腦者も一旦北韓軍前進に決しながら、強いてこれを要請せず、やゝもすればその議を翻えそうとし、遂には満洲軍は本なり北韓軍は末なりとの常套論にて北韓討伐のことも遂に埋没するに至つた。

薩哈噠占領に至つては、其の当初からの経過を少しく叙述して見たい。当初我が對露戦局の展開すると共に、大本營の少壮將校中には、我國との歴史的關係その他の見地から、夙に同島占領の要を主張するものもあつたが、当時陸海軍幹部の専ら眼を注いだ所は満洲及び旅順で、別に指を薩哈噠に下すの余裕を有しなかつた。この間にあつて、同島占領の決行を特に最も熱心に主張したのは参謀次長長岡中将で、彼は三十七年六月、兎玉大将に代つてその職に就いた当時から、既に樺太占領軍作戦計画案なるものを立て、これを上司に力説したのである。けれども薩哈噠出征に對しては、陸軍の首腦者は意これに傾かず、かつその実行には海軍の共助を要するが、海軍側にもこれに乗氣しなかつた。はた首相の桂も、その意見は甚だ曖昧であつた。ただ内閣に於て同島占領の要を説いたのは専ら小村で、三十七年八月、小村は長岡次長に對して外交上大にこれを希望する旨を明確に語つたことがある。事実小村は、当初旅順は何時陥落せぬとも限らず、何時講和談が世界の一隅に出ぬとも限らない形勢になつて来た頃から、領土の割譲は

實力の占領を必須條件とするに鑑み、成るべく速に我軍の同島攻略の挙に出るの要を深く認めて居つたのである。

その後奉天の役終り、第二期作戦に移るや、陸軍部内にては薩哈噠出征の議は漸く進み、三月下旬樺太遠征軍として第十三師団に對し動員令は下つた。けれども海軍に於ては、バルチック艦隊の動靜なお不明なる間は其の共助の可否共に言明できず、殊に同島出征のこと決するとしても、コルサコフは五月以後、アレキサンドロフスクは天候及び霧のため七、八月の交に入るの後でなければ、航行不可能であるとして、即時の軍艦掩護には断乎として応じない。これがため、出征軍たる第十三師団の動員は完成の儘、暫しは立往生の姿であつた。程なく日本海大海戦の大勝利あり、我が海軍はもはや何の心配を有しない。浦塩湾内には若干の殘艦あるも、囊中の鼠で何等憂うるものがない。今や樺太出征の掩護に若干艦艇を供するも、海軍としては差支ない筈であつたが、海軍は依然としてこれに應じなかつた。

六月九日米國大統領の講和提議が我が政府に到達した。その日午後、参謀總長室に山県と首相伊藤、首相桂、陸相寺内及び小村と五人相会し、密談數刻に及んだ。この會議終り、山県と伊藤とのみ暫し居残り敏談に耽つていた。その折、ふと總長室に入りたる参謀次長の長岡に、兩人は講和提議來の概要を語り聞かせた。長岡はその予て熱心に主張する薩哈噠出征決行のことを稟議した。伊藤は「それは遣るがよい、戦争を進めることゝ大統領の講和勸告とは別物だ」と語り、山県も「準備は出来ているのだから外交上妨げさえなければ遣つてもよい」と云つた。踰えて數日、長岡のこれについて特に小村を訪うた折、小村は「私の決心は從來屢々御話した通り是非やつて貰ひたいのです。外交上には妨げないのみならず、講和談判には都合が至極好いと思います。ただ海軍はどうでしょうか、この心配は前にも申

した通りです」と告げた。然るに山県は内心実は右の決行をなお好まず、首相も陸相も、既に講和の提議に接した以上、火事泥的に類する薩哈噠出征は米国大統領に対して遠慮然るべし、尤も伊藤、小村に於てやるがよいというならば、やつてよい、という位の意見であつた。海軍側にあつても、或は艦艇の修理、濃霧の關係上、仮に決行するとしても七月に入つた後でなければ六カしいという意見で、とかく辞を設けてこれを避けようとするの風があつた。同月十二日、日本海々戦の巨細に關する伏奏旁々、陸海軍巨頭の御前會議は開かれ、席上薩哈噠占領論も出で、小村と伊藤首相は出征説を主張したが、山県総長、寺内陸相、山本海相の賛成を得ないで、これまた中止ということに終つた。

是に於てか參謀本部内に於ける同島出征熱心家は、當時既に京を去つて滿洲に帰陣した見玉に、廟議の事情を詳に通知した。六月十四日、見玉から大本營へ飛電あり、要は講和談判も近く開始せられようとする今日、我が作戰方針は講和談判を可成迅速かつ有利に結了せしめるを要すべく、これがためには我方に於て絶対に休戦に應ぜず、彼の苦痛を感ずる所に向つて勇進し、談判の一日の遅延は一日の要求を重加する所以を感ぜしめるを要す、この方針の下に兵を薩哈噠に進めてこれを占領し、烏蘇利に向つて前進を継続すべしというにあつた。その結果廟議は直ちに同島出征のことを決し、海軍も漸くこれに應ずるに至つた。次で六月十七日夜、樺太遠征作戰計畫は御裁可を得、我が陸戦隊の同島上陸は遅滞ながら七月七日に至り始めて行われたのである。露国側では、日本が講和開談期に入つて始めて防備なき薩哈噠攻撃に着手したのは、もはや日本に隻兵の余裕なく、随つて続戦の余力なき証拠であるとの感を起した。

(ローゼン回顧録第一卷第二六一頁参照。)

かくの如くにして講和談判に入るに先だち、外交上我が地歩を有利に固めるについて必須必要な四條件は、その一

半は結局廟議これを容れて実行に着手したものの、その中で最も重要なリネウキツチ軍撃破の一條は、遂にこれを見ることなくして講和の開談に入つた。随つて我が外交上の位地の困難なる、また講和の前途樂觀を許さることは、以て察すべきである。

のみならずウキツテの講和金権委員の任命は、世上これを以て露国文治派の勝利とし、平和成立の曙光ありとしたが、そのウキツテは渡米の途次パリに立寄つた際、仏国政府筋及び駐仏独国大使に向つて極めて強硬の態度を誇示し、露国の債権者たる仏国財界の代表者から露国は償金の要求に應ずる意思ありやと内密に尋ねられたのに対して、「断じて一錢も応諾せず」と明確に答へたる次第は、疾く内密に小村の許に情報があつた。ウキツテはパリで仏国首相ルーヴィエーと露国の起債のことに關し會談したことを聞き伝えた我が政府当局の一部では、抑は彼は償金支払を考量してゐるのではないかと推測したものもあつたが、ウキツテの起債談は戦後露国の財政整理のため、特に戦時紙幣の濫発に因つて己の創建せる金貨制度の基礎が脆弱となりしを将来復旧鞏固ならしめんがため、我國に対する償金支払の一條を毫も考量したのでなかつたことは、疑の余地なかつたのみならず、ウキツテ自身も後年回顧録にその意味を叙説した。さすがに当時韓京の客舎で我が要求項目の内報に接した見玉大将の如きは、中に軍費賠償の一條あるを見、「桂の馬鹿が償金を取る氣になつてゐるツ」と語り、また來訪の古市（公威男）に「折角君に京釜鐵道を架けて貰つたが、今に熨斗を附けて露国に進上するように成るかも知れんヨ」と笑つて語つた。彼我が実勢を弁知してゐる鋭敏の見玉には、局面は確に爾く悲觀的に眼底に映じたのである。桂の聰明なる、また償金の可能を確信していたとは思えない。けれども初めから償金の一條を全然掲げないというが如きことは、當時の情勢上到底これを許さな

かつたのみならず、我国が既に犠牲に供した経費と人命の莫大なるに顧み、これが要求を全然提出しないようなことは到底恕されなかつた事情をも斟酌せねばならぬ。

されば桂は、元老政治家の多くが進んで千里の外に使して折衝の大任に当るを躊躇するの時、小村が挺身その難局に当り、戦敗国とはいいながら未だ屈服を自認せず、剩さ世界列強の友情をもなお有する露国の代表者と列国環視の間に相会し、至難の問題を提げてこれが折衝を試みようとする苦衷と大決心に対しては、感謝と同情を禁じ得なかつた。井上老侯の如きは涙を流して小村に「君は実に気の毒な境遇に立つた、今迄の名譽も今度で覆えるかも知れない」と語り、伊藤公は「君の帰朝の時には他人はどうであらうとも、吾輩丈は必ず出迎に行く」と告げた（伊藤は果して小村を横浜まで出迎えた）。しかも小村は国家の休戚を一身に負い、大苦衷を抑え、大決心を持し、愈々ポーツマスに向うことになつた。同窓の古市男の談に「当時僕が小村を霞ヶ関の官邸に訪うて、「君も今度はさぞ心配だろうナ」と訊くと、「アア決心しているよ」と答えた。丁度隅の静な室で、僕の他に誰も来客はいなかつた。肅然我れ語らず、彼れ言わず、その間に千万無量の意味が相互の間に伝達された。この時の印象は今も歴々と頭脳に刻まれている。決心しているの一語、他人は如何に聴くか知らぬが、僕は小村の氣質を知っているし、また内外の事情について多少聞いていることもあるから、この一語は強く僕の頭を刺撃した」とある。

小村の発程愈々迫つて、同窓の友人は彼を浜町常盤に迎えて祖道の筵を催した。先づ庭前で撮写したが、特に當時を距る三十年前の明治八年、第一回文部省留学生として出発する際に取つた写真の坐席をその儘に踏襲し、前列向つて右より小村、松井直吉、原口要、菊地武夫、斎藤修一郎、後列同じく平井晴二郎、長谷川芳之助、古市公威、南部球

吾、鳩山和夫という順に並んだ。宴酣にして交々饒している「まづい事をやつて来ると承知せんゾ」、「不感服の結果だつたら先づ第一に僕等に御馳走してあやまれ」と。友情掬すべきである。

七月八日、小村は市民歓呼の裡に新橋駅に到つた。目送する者堵の如くであつた。小村は桂を顧み、微笑して曰う、「歸つて来る時には、人氣は丸で反対でしょう」と。桂もまた微笑しつゝ一路の安全を祈り、しかも撫然として感に堪えないものゝ如くであつた。親友杉浦は病氣のため学友宮崎に依嘱し代つて送つてもらつた。小村は宮崎を顧みて曰う「杉浦に伝えて呉れ給え、碌なことはないよ」と。

小村は左右前後の万歳の声に送られて駅を發した。随員の山座は小村に「あの万歳が帰朝の時に馬鹿野郎の罵声位で済めば結構でしょう」といい、共に大笑した。沿道の民衆もまた一行列車の過ぎるのを見て万歳を浴せ掛けた。小村は曰つた。「彼等は戦場にゐる子弟等が今に歸らして貰えると思つて喜んでゐるのだ」と。一語愴然。小村自身も一種の感慨に耐え得なかつたものゝようであつた。

一行は同日午後大北汽船会社のミネソタ号に搭乗して横浜を離れ、米国に向つた。

小村は海上恙なく、同月二十日シアトルに着いた。これより先きミネソタ号の横浜出帆の報米国に達するや、同地方在留本邦人は勿論、日本に同情を寄せる幾多の米国人も相共にその歓迎に熱中し、米国官憲側に於ても一行の上陸及び歓迎方に就ては十二分の便宜を供した。十九日夜半、船のシアトル港外ポート・タウンセンドに着するや、同地砲台から祝砲の発射あり、大北汽船会社々長以下幹部社員、日本領事、日本居留民総代、諸団体代表者、競うて艇を走らせ、小村を迎えて安着を祝し、翌二十日午前、その愈々シアトル港に入るや、煙火數十本の打揚げと共にシアトル

ル市長を始め米人の諸団体、歓迎委員その他の本邦人無慮三千人、船渠に沿うて整列し小村を迎えた。埒の内外観光の米人堵牆の如くであつた。一行上陸し、警吏十数名小村を先導して急造の大緑門を過ぎれば、群衆は帽を振り手巾を振り、歓呼して敬意を表した。一行次で特別車輛にて市に入り、旅館「バットラー」に往いて少憩した。沿道の群衆万を以て算すべく、街衢は電車一時進行を停め、店舗挙げて殆んど休日の饗を呈し、その盛況往年大統領の同地巡回の際に彷彿たるものがあつた。

同夜一行直ちにニューヨークに向けて同地を発した。大北鉄道会社では一行の羈旅に特別の注意を払い、設備万端至れり尽せりであつた。

其の月二十五日、小村はニューヨークに着し、高平、金子以下日米諸員の出迎を受け、旅館「ウォルドルフ・アストリア」に入つた。彼のニューヨーク到着前後から米国の社会は一段の活気を帯び、その一言一行は忽ち新聞の資料となり、殊に小村はハーヴァード大学の出身であるので、米人は彼を視るに宛然自国の外交家を以てし、多大の同情を小村に寄せ、その旅館に於ける朝夕の食品まで嘖々新聞紙上に登載せられる程の人氣であつた。

小村は今後の局面に処して米国大統領との密接な接触を保つを益々緊要とし、金子には依然ニューヨークに滞在してその任に當ることを求め、次で彼は高平と相携えて二十七日大統領をオイスター・ベイの別墅に訪うた。その際ローズヴェルトは小村に左の如く語つた。

「余は平和談判の結果に關し未だ確然たる見込が附かない。何となれば露国は常に曖昧で、变幻極まりなく現に今回の講和談判に就ても、ラムスドルフはカシニーを通じて露国政府はこの際毫も講和を為す意なき旨を答えたのに、殆んど同時に露帝は無条件で

これを承諾し、また全權委員の任命については、露国政府はさきにこれを急にするの必要なしと云い、忽ち一刻も速にこれを行うを可とすとして休戦の希望を提出し、或はウキツを任命するかと思へば、同人は自ら同人任命の趣旨と矛盾せる意見を世上に発表したが如き、露国政府の定見は殆んどこれを認めるに由ないのである。ついで余は、ウキツと会見の際には彼に対し、露国は相當の犠牲を為す要あり、若しこれを為さずして平和談判破裂に帰せんか、日本は進んで東部西比利全部を略取すべく、かくの如くならば、露国の東洋に於ける位置を烏有に帰せしめるものである。今日に於ては單に敗戦の結果に止まるも、將來は必ず回復すべからざる災厄に会すべく、平和は日本のために利益なるも、露国のためには更に一層の利益であるから、寧ろ今に於て断然決意し、償金の如きもこれを諾して和局を結ぶに若かざる旨を説こうと思ふ。然るに彼は過日パリで我が米国大使に向い、若し日本に於て強いて償金を主張せば、自分の米国に於ける滞在は長からざるべしと語つた由。右は例の虚喝なるかも知れぬが、日本に於ても大に省慮を加え、成るべく穩和の精神を以て事に當るに若くはない。若し不幸にしてこの機を逸せんには、戦争は更に一ヶ年継続すべく、その間日本の戦勝は素より疑なきも、償金を得ることは一層の難事とならう。若し露国に於て難題を唱えて固持せんには日本は須く耐忍以てこれに當り、この機一たび逸せば更にこれを得ること困難なるべきに顧み、寧ろ引延策を採るがよいと思ふ。同時に若し談判不調の已むを得ざるに於ては、少くも英米両国の同情を失わざる様注意することが緊要であらう。世上或は浦塩の武装解除を説くものもあるけれども、余の意見では、日本に於て哈爾濱旅順間の鐵道を領有する以上は、浦塩の連絡は中断せらるゝから、強いて武装解除を求むるの要もないようである。なお或筋より聞く所によれば、日本は沿海州沿岸を領有する希望ありとのことなるも、それは頗る困難であらう。世上また中立港抑留の露国艦艇引渡を説くものもある。余も曾てその説であつたが、仔細に考へれば、同艦艇中用を為すものは僅に一隻に止まるから、その必要もあるまい。殊に日本は露国軍艦の捕獲と沈没軍艦の引揚げとで開戦前よりは却つて勢力を増加したから、なおさらである。また償金の点に於て談判を破裂に帰せしむることは大に熟考を要する。何となれば談判破裂の結果更に一ヶ年間統戦とならば、前述の如く日本の勝利は素より疑なきも、單に軍事上のみなら

ず経済上の損害も大なるべく、加うるに償金を得ることは益々困難となるからである。休戦説に就ては、余は当初はこれに左祖したが、貴見に「理あるを認めたので、余はウキツテに面談の折、もはや日本に対し休戦を勧告するの意なき旨を告げよう」と思う。要求提出の方法は、これまた熟考を要する。余の所見では寧ろ最も緊要なるもののみを先づ提出し、これを協定したる後他の条項を提出するのが得策のようである。」

小村は之に對し、

「貴見は逐一拝承したが、大体に於て日本政府の見るところと符節を合する。今回の談判の最も困難なるは、露国政府の中心力なきに歸すること自分の閣下と齊しく認める所で、これに顧み我が要求条項も、努めて穩和の精神を以てこれを定めた。右条項は今日迄日本は直接談判の際ならではこれを提示しない主義を確守して何人に向つても曾て之を漏したことはないが、特に閣下に対しては極めて内密に高聲に供する。」

と述べて一通の簡條書を大統領に手交し、なお説明を加え、露国領土の割譲は薩哈噠島以外にはこれを求めない旨を述べたところ、大統領は満足の意を表した。小村はさらに語を進め、浦塩の武装解除と露国極東海軍力の制限とは共に同国の攻撃的勢力を防止する目的に出るものであるから、その中いづれかの一方行われるに於ては自分は満足すること、また抑留艦艇の引渡は、若し他の條項にして日本政府の満足するが如く決定するなら、強いてこれを主張するの意なきこと、償金は決して容易のことではないと思考するも、我が国が今日まで犠牲に供した経費と人命とを思えば、これが要求を提出するは実に已むを得ないこと等を述べたところ、大統領は「他の事はとにかく、償金問題はウキツテの任命で一層困難を加えたと思う。なお償金問題を提出するには、主義を先きにし金額を後にするが善いようである」と答えた。

この日すなわち七月二十七日大統領はその駐独大使タワーに送つた書信中に記している。

「貴官の報告によれば、独逸宰相は貴官に「仏国外相デルカッセはさきに仏英兩國の居中調停にて露日兩國を講和せしむる案を立て、そして同案の下に密に露日兩國が清國の一部を取得するのみならず、仏英兩國もその干涉の報酬として清國領土の一部を獲得することとする協定を考量したが、自分はこの方針は清國の主權を破壊し清帝國の崩潰を誘導すべしと認む」と語つた由。貴下は直接又は同宰相を通じて、独帝に對し、余はいづれの列國がかかる行動を執るにも絶対に不同意なること、かつ余は清國の領土保全、門戸開放、及び清國に於て全世界の通商に對する均等の權利を支持せんとする独帝の政策を全然援助するものなることを保障せらるべし。」

貴官は又独帝の好意に對する余の感謝、独米兩國の協同的行動に對する余の大喜び、この方針の世界の幸福とその平和及び進歩に向つて寄与すること大なりとの余の感想を独帝に言明し、併せて露日講和問題若くはモロッコ事件の如き事柄に對しては、余は人をして余りに深く干涉を為すものと思惟せしむることを欲しないから、余は或程度以上には行動し能わざることを帝に告げ、しかも余が余に勧められた或行為を執るに躊躇する場合ありとせば、それは必しも余の力の及ぶ所のものを為すの熱望に欠くるが故ではなくして、畢竟將來必要に臨んで竭すことあるべきその効力を殺滅せしむる如き位地に身を嵌込みしむるを欲せざるによる次第は、帝に於て諒解せらるゝならんと確信する旨を説明せらるべし。」

これ大統領が日露の講和を成立せしめるについて、飽く迄一臂の力を独帝に借ろうと欲する希望を陳ぶると同時に、露仏筋または国内の露國同情者が大統領の親日的態度に慄らずして放つた干涉云々の非難にも鑑み、後日必要の場合の到来する迄成るべく無碍の立場を保留し置こうとの方針を暗示したものである。

小村の渡米と行違ひで、米國陸軍長官タフト、大統領ローズヴェルト令嬢、その他米國上下兩院議員數十名は、清

国及びフヒリツピンへの往復の途次、七月二十五日を以て本邦に渡来した。朝野は挙げて熱誠なる歓迎の意を表し、宮中にては特別の思召を以て芝離宮をその旅館に充て、一行の大部分これに入つた。二十六日、明治天皇にはタフト外三十七名を引見し、懇篤なる勅語を賜わり、タフトは深く感に打たれた。次で宮中の御陪食、伏見大將官の午餐、外務陸軍兩相その他実業家代表者の饗宴連日に亘り、その退京して京都神戸を過ぎ、馬関長崎に寄港するや、各地官民の歓迎また至れり尽せり、一行十二分の満足と感謝をもつて本邦を去つた。米国では大統領以下一般国民が甚大の好感を以てこの報道を迎え、彼我の友情ために一段の深厚を加えた。此の際行われた桂タフト会談に就いては、後に触れるところがある。

他の一方に於て、ウキツテは七月十九日露都を發し、パリを経て同月二十七日セルブルよりニューヨークに向つた。八月二日到着埠頭に群がる諸新聞代表者は、争うて彼を船中に迎え、会見を求めた。彼は英語を解せずとの故を以て、随員マルテンスをして代つて彼等を引見せしめ、予て随行の新聞操縦係デロンが船中で起草した「米国の公衆に告ぐ」と題した陳述書を代つて朗読せしめ、米国新聞の勢力の偉大なるを激賞し、米露の伝統的国交に訴えて米人の同情援助を請望した。新聞代表者は大拍手喝采を以てこれを迎え、著大の好感をウキツテに示した。新聞記者との接触は彼が渡米の船中より既に企画し、着米早々大に努力した所で、談判の難関を迎えると共に益々努めて怠らなかつた次第は後段に詳叙する。

ウキツテは上陸して旅館「セントレギス」に入り、憩うこと一日半、四日同僚のローゼンと相携えて大統領をオイスター・ベイに訪問し、露帝の親翰を呈した。その文に曰う、「朕はウキツテの華盛頓に向け発程するを機とし、茲

に朕の誠実なる友情を閣下に致す。今や幸に閣下の発意により、露日兩國委員は両交戦國間の講和を討議せんがため貴國に於て相会せんとする。朕は國務大臣ウキツテ及び朕の駐米大使男爵ローゼンに訓令するに、露國は日本の提議に対し幾何の程度迄譲歩し得べきかを考量すべきを以てした。言う迄もなく朕は閣下が講和談判をして満足なる解決に至らしむるについて、その力の及ぶ総べてを竭さるゝに吝ならざるべきを、深く信じて疑わず」と。ウキツテは當日の会見の模様を外相ラムスドルフに電報して曰う、

『ローゼン男及び余は本日大統領と午餐を共にした。余は彼に我が皇帝陛下の宸翰を呈したところ、彼は大に感激した。余はローゼンの通訳にて彼と二時間半に亘る談話に於て述べて曰つた、「露國は征服せられたのではない、故に露國の立場に相應しない条件は一切承諾するを得ない。随つて第一に、露國は何等償金仕払を受諾しない。露國は凡そ如何なる条件を問はず、その名譽に関するものには断じて同意しない。これ必しも露國の國外に於て有する威信を傷けるが故ではなく、寧ろ主として露國自身の眼に照してその國威を損じ、露國自身信用を失うからである。我が國內の情勢は、その如何に急迫の下にあるにもせよ、露國自身を偽らねばならぬが如き情勢ではない。また國外にて爾く信ぜられてゐるが如き状態でもない。露國は今や講和談判を行行に際し、日本の既に握り得た成功はこれを承認すべきも、日本の單に企望する所の成功の上に築かれた条件、若くは露國の遂着すべしと人の称する所の災厄を商量するが如きは飽くまで拒絶する決心である。日本にして我が立場を諒承しなければ、露國は最後まで防衛戦を継続し、日露いづれかその久しきに堪えるやを見るだけである」と。右会談の当初には、大統領は将来の局面は總て日本に有利なりと信じていたが、次第に疑問は彼の胸中に湧起したようで、露國の位地、殊に露國の心理状態については彼はその判断の公平でなかつたことを自覺した。彼は曰う「自分の確信する所では、平和は両交戦國に取つて共に利益があるから、償金を支払わなければ到底和局成立しないというならば、相當の仕払を為すは己むを得ないであらう、但し自分は露國と同様の見地から、日本に対しその要求

の抑制を勧告しつゝある。日本の軍人一派は統戦を欲するも、穏和党は平和を欲する、但し平和を欲するについても、償金の要求は固持して譲らない」と。日本の要求及び態度を明かに承知し、日露両国の所見に甚大の懸隔あるを確信する大統領は、平和成立の見込は極めて薄いと感じたものゝ如く、随つて今後談判不調の場合に於て、一方の希望とあらば何時にても容易に談判を再開し得べき風を為し置くを必要とするとの意見を述べたので、余は自分等両全権もまた同様の訓令を受けていると答えた。右交談後、大統領及びその家族は、極めて殷勤の待遇を以て自分等を辞去せしめた。云々。」(Korostovetz, op. cit., pp. 31—32)

またウキツテの回顧録には、当日の感想を左の如く記してある。

「ローズヴェルトの別墅は尋常人の避暑宅というに過ぎない程の一小邸で、僕等は悉く黒人である。彼は多年黒白人平等論者で、常に米国内の有色人種の熱心な味方として聞えている。随つて彼は、少数の白人種からは攻撃を受けるが、黒人は彼に尊敬友愛の情を傾けて措かない。余は彼と長時間用務を談じた。彼は余の態度に嫌になかつたものゝ如く、余の謙和に対する所見を以て和議成立の可能を遠ざけるものと評した。蓋し彼は日露双方が当初から爾く正反対の所見を持つので、談判は不調に終るを免かれないと信じたようである。用談了つて午餐を饗せられた。坐に夫人と先妻の女及びその配婿がいた。食事は簡素以上で、殆んど歐洲人の胃に満たない。卓上布巾なく、氷水あるも酒なく、ただ例外的にローゼン男に少量の葡萄酒を供した丈である。殊に余を驚かしたのは、食卓に先づ坐するものが主婦でなくして主人なること、皿の持廻りも主婦からしないで先づ主人からすること、食卓を先づ離れるものも主婦でなくして、主人であること、かつ主人が主婦に先だちて歩むのを余は目撃した。これ等はまさに歐洲の風俗習慣に反する。仏国大統領の如きも、厳肅な公式宴会の場合の外、他の婦人に対すると同様己れの婦人に対しても、婦人第一主義を適用するのに、米国大統領は然りでない。」(Yarnolinsky, pp. 144—145)

ウキツテの米国大統領訪問の節の会談内容につき、越えて同月七日、大統領は往訪の我が金子に対し、大要左の如く

語つたとある。

「余とウキツテとの会談は甚だ不満足な結果であつた。余は先づ彼に時局に関し平素余が懷抱している意見を述べ、次に講和談判の問題に移り、今回幸に両国全権委員会合するに至つたので、この機を逸せず平和の結了に至ることを希望する、これに反し戦争続すれば、貝加爾以東は悉く日本の略取する所とならうと述べたが、ウキツテは傲然として曰つた。或は然らん。然れども、たゞい日本に於て貝加爾以東を略取するも、露国はこれに権利を与えない。必要とあれば一年、二年、三年或は四年にても統戦するのみと。余曰く、若しそうなれば露国は必ず財政に窮せんと。ウキツテ曰く、否らず、仏独両国に於ても外債を募集し得る充分の見込があると。余曰く、かかることを為るも益はない、寧ろこの機を利用し薩哈噠を割き、償金を与え以て和議を成立せしめるに若かずと。彼は曰く、薩哈噠割譲は不可能であると。余曰く、けれども同島は既に日本の占領に歸したではないかと。彼は曰く、断じて割譲出来ない。かくの如くウキツテは強硬の態度を持したが、右は果して彼の本心から出たのかは多少の疑もある。余は力を償金のことに竭し、各種の方面からこれに談及したが、彼は常に之を避けて問題としない、ただ曰く、償金は仕払うことは出来ぬ、また仕払うべき理由もない。けれども右は例の虚喝か、さもなくば余と日本との親密な關係を察し、余に語れば自ら日本にも知られるだらうとし、故意に償金の断じて仕払い難いことをいつて、日本に伝えしめるの策を取つたのではないかと推測する。蓋しウキツテが償金問題に付大に苦痛を感じる所以は、韓国、遼東半島、薩哈噠、及び滿洲に関しては日本の要求を諾しなければならず、然るにこの上償金仕払を諾するに於ては、帰国の上同僚及び反対派から攻撃を受ける虞あるによるのであらう。とにかく日本から償金問題を提出するについては、初めよりその金額を示すことなく、寧ろ捕虜だけにても殆んど十萬あり、これ等の費用も尠くない等の談を為し、償金といわずして払戻といひ、以て実を収むるのが得策であらう。また要求提出の方法に付過日小村男と会談の際、余は一部づつ提出しては如何と述べたが、男は或は爾かするやも知れないが、或はまた全部一時に提出するを可とすることもあらうと答へられたが、なおその後熟考を重ねてみると、或簡条に付双方の合意成立し難い場合の駁引上、始めから

全部提出し置く方が可いようであり、且万一談判不調に陥つた場合に、世界の輿論に訴え日本の要求の過当でなかつたことを示すに於ても其の方が利益であろう。露国全権委員はまた正式談判開始前に条件を示すよう求めるかも知れない。斯かる場合にはこれを拒絶し、正式の談判に移つて後これを示すこと固より当然である。浦塩の武装解除よりも海軍力制限の方が穏当であろう。余は小村男に語つた如く、或は今回の談判は破裂に了るかも知れ難い。蓋し問題の最も困難なのは償金で、破裂の場合には恐らくはそれが原因となる。若し不幸にして破裂の様子とならば、直ちに余に知らしめられたい。然る場合にはなお一策がある。」

その一策とは何か、そは追々に判明する。

さる程に日露両国全権委員は、八月五日海路オイスター・ベイに往つて公式に大統領に謁見し、次で海路ボーツマスに向ふこととなつた。ウキツテは海路を嫌うこと甚しく、ニューヨークからボーツマスへは汽車で六時間行程なるに、ことさら二十余時間を費して海路による理由はない、已むなければ自分一人丈でも陸行しよう、との希望を接待主任たる國務省第三次官パースに通じたが、結局米政府の予定順序の通り一同海路によることゝなつた。八月五日、日本全権委員は米国巡洋艦タコマ号に、又露国全権委員は同チャタヌーガ号にいずれも搭乗し、ニューヨークからオイスター・ベイに向つた。同湾着後先づ日本全権委員、次では露国全権委員、艇を走らせて米大統領の坐乗せる快走艦メイフラワー号に赴いた。この時同号の檣上高く日露両国の国旗掲揚せられ、両国全権に対し敬意を表彰した。当日のウォールド紙がその時の光景を報道した一節に曰う。

「零時三十五分、日本全権委員のタコマ号より小艇に移り、その舷側を離るるや、一発の砲声同号から轟き開け。次で二発となり、三発となり、四発となる頃には、その珍客一行を載せた汽艇は既に硝煙を破つて姿を現わし、メイフラワー号に向つて轟進しつ

つあるを認めた。幾百千の水上観客、一斉に踵を立て目を放つ。艇上の佳賓いづれも小男、いづれも黄色、軍装の二名を除けばいづれも黒のフロックコート、白のチョッキ、高き絹帽ならざるはなく、面相いづれも極めて真面目で、一人として微笑をだにするものはない。けれども万雷の歓呼左右に起り、祝福の汽笛前後に鳴響くや、小作りの小村男と稍々頭丈なる高平公使は軽く帽を挙げ、鄭重に会釈した。

「程なく艇はメイフラワー号の舷側に着した。艇上の日本人悉く起立し、艇尾に坐せる小村男のために通路を開いた。男は軍艦の昇降に慣れざるものゝ如く、一寸躊躇き、艦梯の階台上らんとする時頗る躊躇するの状があつた。やがて彼は梯を上ること二段、そこに下甲板に通ずる入口がある。梯上に立てる艦長ウキンスローの眼に入ざる程の小男なる小村男は、戸口を誤つて正路を見たものゝ如く、進んで其処に闖入した。高平公使もまた随つて進み入つた。戸口に扣えし兵曹及び白服の支那僕各一名、此処は違いますといい、梯上を指してその方向を示したので、男は失錯に気付き、自若たる顔面に微笑を湛えつゝ再び梯に出で、徐に階段を昇つた。

「昇りて梯上に達すれば、男は帽を挙げ、艦長ウキンスローと品よく握手し、水兵並列の間を過ぎ、将校に敬礼しつゝ進んだ。男に随うもの佐藤愛鷹、山座田次郎、安達室一郎、大佐立花小一郎、落合謙太郎、少佐竹下勇、本多熊太郎、埴原正直、法律顧問ヘンリー・ダブリュー・デニソンの諸氏である。この時奏楽起り、同時に接待官パース氏出で全権を迎え、直ちに大統領の扣ゆる賓室に案内した。」

かくて小村の一行メイフラワーに乗り移るや、先づ甲板上の書齋に、次で甲板下のサロンに案内せられた。サロンに待受た大統領は進んで小村の手を握りつゝ「Here is my old friend and comrade」といふ、次に高平の手を握りつゝ「Well, I am glad to see you again, Mr. Takahira」といふ、極めて打解け極めて略式に両全権を迎え

た。次で随員は高平によりて大統領に紹介せられた。小村は大統領の今次の講和斡旋に対する聖上陛下の深厚な頌敬の叙意を披陳した。大統領は感謝し、これに対する答辞は追て作案し、小村の帰朝の際その伝奏を依頼しようと言った。まだ露国全権の着艦に七八分の間がある。大統領は一寸とて小村と高平とを隣室に誘い、戸を鎖して前日ウキツテと会談した所の要旨を告げ、懇篤な一、二の注意を加えた。

程なく露国全権も随員を伴うて着艦した。小村以下暫時隣室へと退いた。其の間に大統領はサロンに於て、同様に露国全権一行を公式に接見した。但し小村に対するが如き密談はなかつた。そして右接見終るや、大統領は自らサロンの戸を開き、小村以下を招き入れ、両交戦国全権を相互に紹介し、次で雑談を為しつゝ徐々歩を運び、先後なしに一同を隣室の食堂に導いた。中央の卓上には冷肉が数盤に盛つてある。卓を囲んで一脚の椅子もないのは、これまたことさら先後順序のないのを示すの用意に出でたのである。

大統領は三鞭酒の注がれるのを俟ち、杯を取り、左右の小村とウキツテを顧みて曰く。

「諸君、余は一言の挨拶を述べる。これに対しては何等答辭を述べられるに及ばない、諸君に於て起立の儘無言で乾杯せられたい。余は今本艦上相会せる諸君によりて代表せられる両大國の元首及び國民の安寧幸福のために茲に杯を挙げる。公正かつ恒久の平和が速に成立することは、實にこれ等両大國のためのみならず、總ての文明人類のために、余の最も熱望懸禱する所である。」

“Gentlemen, I propose a toast to which there will be no answer and which I ask you to drink in silence, standing. I drink to the welfare and prosperity of the sovereigns and peoples of the two great Nations, whose Representatives have met one another on this ship. It is my most earnest hope and prayer, in the interests of not only these two great Powers, but also of all civilized mankind, that a just and lasting Peace may speedily be concluded between

them.”

列坐悉く黙して杯を挙げた。大統領の乾杯振りは頗る体を得たものである。ウキツテの回顧録によれば、彼はこの日日本全権に上席が与えられるだろうかについて苦慮し、大統領にして露帝に対する乾杯を日本皇帝に対するその後廻わしに為すが如きことがあつては、到底忍び得ないと感じ、礼儀典式に無経験かつ無頓着な米國人の典型として大統領は万事を滅茶苦茶にするだろうと当初竊に不安を抱いた由で、かつ彼の随員中には、露國は大使國であるに日本は公使國に過ぎないから、露國は当然上席を与えられる理由があるなど論じたものもあつた。両國全権の接待主任パーズは以前に在露都米國大使館参事官であり、能く露人を識るという關係から、露國側からは予め彼に対し種々の注文も出た。その結果でもなからうが、小村のニューヨーク到着前、米國側の或ものからは、それとなく小村に対し「日本は戦勝國たるの榮譽を負うものなるに顧み、枉げて席順を露國に譲られることを得ないか」との意を内々尋ねたが、小村は「そんな譲歩を為すべき理由を解することが出来ない」といつて跳付けたこともある。如才ないローゼンはこれ等に就てパーズとも打合を遂げ、パーズは諸般の關係を考慮した末、結局 First come, first served. の主義によりニューヨーク先着の方を大統領先きに引見すべく、余は無差別ということに定めた。メイフラワー艦上の公式謁見が先づ小村から始まつたのは、右の主義によつたのである。その他の点についても、パーズは何等紛議の起らないように一切の儀式を計画し、食堂の案内及び着席にも先後順序を設けず、大統領の乾杯辭の如きも、両國元首に対し同時に杯を挙ぐる次第に出でたのは、注意到れりというべきである。ローズヴェルトは乾杯後小村に対しては英語で、ウキツテに対しては仏語で、交々話頭を起し、随員は随員同志で雑談を交え、歓談六、七分間。やがて日露両國全権

は大統領に誘われて甲板上に出ると、用意の写真機は前面に立てゝある。大統領は軽く「すきな所に立ち給え」といいつゝ己は中央に立ち、自然にウキツテ及びローゼンを右側に小村と高平を左側に請じ、かくして両交戦国代表者は大統領を挟んでレンズに入つた。

かくしてこの日の人知れぬ辛勞多き役目を了えた大統領は、程なく二十一発の祝砲に送られて退艦した。ローズヴェルト伝の著者ビショップは記して曰う。

「余(著者)はオイスター・ベイの会見の当夜、大統領に侍したが、彼は疲勞を示した中にもその結果について大に悦んでいる色があつた。彼はいつた。自分は我が一毫の失錯も交戦国の一方に偏倚するとの非難を招くだろうから、この会見の首尾如何を氣遣つたが幸に何等失錯も見ず、先づ以て終局の成功に対する重要な第一着歩は滞りなく済んだと。」(Bishop, I, p. 406)

大統領は確に一安心をしたであらう。

日露両国全権はメイフラワー号で大統領に訣別後、別れて各その乗艦に移り、夕刻抜錨して共にポーツマスに向つた。ウキツテは甚しく船を嫌うのとボストン見物の希望とに驅られ、ニューポートで私に艦を辞し、書記官一名を伴つて陸路微行した。海上では濃霧のため、船は速力一半を緩めて徐航し、八日朝漸くポーツマスに着した。前夜陸路同地に入つたウキツテは直ちに艇を走らせて艦に入り、改めて公式に上陸する時刻を待つた。同軍港工廠長ミード少将は先づチャタヌーガ号に露国全権を迎え、転じてタコマ号に到つて小村に挨拶し、終つて日露両国全権以下は殷々たる十九発の祝砲の間に相次で埠頭に上陸した。接待主任のバース次官、ニュー・ハンプシャー州知事マクレイン、その他関係諸員懇切に迎接し、先づ両国全権一行を工廠へ送つた。工廠ではミード少将の簡単な朝餐の饗応あり、次

で一行はポーツマス裁判所に於ける州知事会の接待会に臨み、その終ると共に両国全権は車を馳せて所定の旅館「ウエントウオルス」に入つた。

愈々講和談判の開幕である。

第三款 談判の開始

八月九日、日露両国全権は所定の会議所たる海軍工廠内に於て予備會議を行つた。海軍工廠というも、正確にいえばポーツマス海軍工廠の第八十六号建物たる雜貨貯蔵庫で、その所在地も精密にいえば、ポーツマスでもニュー・ハンプシャーでもなく、キツテリー島の管境に属する一小島である。されど通称に従いポーツマス海軍工廠に於ての会合というも妨げない。土地の人々は当坐ここを俗に平和館(Peace Building)と称した。館の階上、南北の両翼、各三房を両国全権の用に充て、その間の中央の広間を會議室とし、床敷きのペルシア絨、卓子その他の什器等、概ね特に華府から取寄せて飾り付けたもので、平素殺風景な工廠の一倉庫も面目一新、長えに史上にその名を留むべき平和館と化した。

さて講和談判は、如何なる順序手續で之に入るべきか。両国全権のポーツマス到着までの一切の手筈は、米國政府がこれが斡旋取極の任に當つた。が今後の順序手續は、もはや同政府の干与する筋合でなく、両国全権自身で取定めねばならぬ。これがために必要なのは、先づ本會議に入る前に必要な諸般の予議を行うべき予備會議である。しかも予備會議を開くについても、如何にこれを發議し如何にこれを決定すべきかは、これまた相應に注意を要する先決問題

である。

然るにこの先決問題は、極めて簡単に解決せられた。この夜、両国全権は始めて旅館の食堂で相離れて各食卓についた。食事の漸く終らんとする頃、ウキツテは一葉の紙片に「二行走り書きし、卓僕をしてこれを小村の所に届けさせた。小村受けて閱すれば「御差問なくば明朝非公式的に会見仕度」というのであつた。小村は直ちに答えて、「御来意敬承、時間の御都合は」とウキツテはまた直ちに返書した、「午前十時は如何」と。かくして予備会議の予議は手輕に成立つた。

両国全権は約の如く、翌九日午前十時會議室に行つて非公式的に会見した。小村とウキツテは巨卓を挟んで対座し、双方の随員一二名その側に着席し、一応の挨拶終るや、ウキツテは先づ己れ的全権委任状を取出してこれを卓上に置き、小村に向つてその帶有する委任状とを交査することを求めた。抑も全権委任状の交査は、正式の會議に入る際に行うのが常則で、この非公式の会見日にこれを行うことは、何人も予期しない所である。故に小村は、この日無論その委任状を持参しなかつた。小村はその次第をウキツテに告げ、但し若しこの会合の機会に於て交査するを便とするならば、使者を旅館に走らせて取寄せてもよいと言つたが、ウキツテは否な、それに及ばず、後刻旅館に於てその謄本を互に交換することにすれば如何と謀つたので、小村は諾した。次で會議及び議事録の用語は英仏両語とすること、討議事項の秘密を厳守すべきこと、會議は毎日午前九時より正午迄及び午後三時より五時迄の二回とすること、その他會議に参加すべき随員の範圍等に関し打合を遂げた。

翌十日午前、愈々第一回の本會議に入つた。この日小村及び高平は會議書記官として佐藤、安達及び落合の三随員

を伴ひ（山座は帷幄に留まつて會議室に列しない）ウキツテ及びローゼンは同じく會議書記官としてド・フランソン、コロストヴェツツ及びナポコフの三名を會議に列席せしめた。顧みるに十年前、下ノ関の日清講和談判に於て、我が全権として伊藤首相陸奥外相の両巨頭、列席の會議書記官として伊東内閣記書官長（巳代治）、井上外務書記官（勝之助）、中田外務大臣秘書官（敬義）、陸奥外務省翻譯官（広吉）、檜原外務省雇（陳政）の顔振であつたのに対照すれば、当年の政務局長であつた小村と駐伊公使であつた高平とが今や我國の安危を双肩に荷う両全権となり、当年の電信課長の佐藤、外交官補の安達、法科大学に在学中の落合の諸氏が今や両全権の左右に侍して會議に参贊し、幕僚長の山座も、釜山在勤の一領事官補に過ぎなかつたが、時代の進運に伴い舞台の人にも明かに一変遷あつたことを見るべきである。

ポーツマス講和會議室内の当日及び爾後の模様については、ウキツテの回顧録及びコロストヴェツツの日記によくその側面觀を叙してゐる。ウキツテの回顧録に曰う。

「會議は翌日（八月九日）から初まつた。余はこの際、余の首たる敵手の小村について一言するの可なるを覚ゆる。余は曾て露都に於て彼の日本公使たる時から面識がある。彼は疑もなく傑出せる人物であるが、その容貌風采は快感的の得ない。この点に於て彼は余の相識れる他の日本政治家、例えば伊藤、山県、栗野、本野等に劣る。（中略）會議中、日本諸員の態度は正しいが冷かであつた。彼等は屢々私語して討議を妨げた。討議は専ら余と小村との間に行われ、副全権は稀に之に与つたに過ぎない。」（Yarmolin-sky, p. 152）。

コロストヴェツツの日記は一層詳細である。

「談判は四カ国語で行われた、ウキツテは多く仏語を用い、偶々語字に惑う時、意義を一層徹底せしめんと欲する時には、自然露語に戻った。彼が仏語を用ゆる時には、小村男の次に坐せる安達これを日本語に翻訳し、その露語で話す場合には、ナボコフこれを英語に翻訳し、小村の日本語は安達これを仏語に翻訳した。ローゼン男は、ウキツテが何か説明を男に求めた時、及び通訳その当を得ずと認めた時にのみ語を挟むを常とする。両全権は喫煙し、殊にウキツテは常に煙を手にした。吾々書記官は翻訳し、かつ筆記した。ウキツテの語調は早く、かつ低く、時には仏語にて何かいい、次でこれを露語に訳することがあるから、筆記は一時は困難を感じた。彼はナボコフ若くは安達の通訳意に満たずと考ふる時には、更にローゼンに依頼した。高平は黙して喫煙し、時に小村と語を交ゆるのみ。佐藤と落合とは筆を手にした。(中略)小村は明かに句切つた練つた語調で弁じ、段落毎に語を止めて通訳に時を与える。彼の前には参考書類が置かれてある。ウキツテの答弁も平靜であるが、その語は感に触れて発する如く、言辭長短ありて洗練なく、時には日本委員を当惑せしむるが如き議論を持出すこともある。小村は明かに問題を予め綿密に研究して来ているように、才気では或は劣らんも、用意に於てはウキツテに勝つた。察するに顧問の米人デニソンの助によるのであらう。ウキツテは卓上に白紙と訓令書以外に一葉の書類をも置かない。彼は時には落合の通訳中に言を遮りて異議を示し、意見を挟むことがある。落合の緩慢、單調なる語句にはウキツテは明かに焦燥を感じ、視線を小村に真直に向くるのが常であつた。(中略)高平は紙巻煙を次から次へと吸い、その口を開くのは小村から求められた場合に限られた。ローゼンもウキツテの注文あるにあらざれば語らざるを常とし、ただ論難を鎮めまたは或論点を明瞭ならしむるに必要な場合に極めて巧妙に容喙した。ウキツテは激する場合には椅子を揺かし、脚を重ね足を捻ぢ曲ぐるを常とする。小村はより冷静で、その不機嫌な場合にはシガレットの灰を強く敲き落し、卓子を打ち、語調短くかつ粗化するのを知られる。會議の二回目なりしか三回目なりしか、ウキツテは茶を呼び、その次には小村もこれに倣い、爾來毎会欠かさず茶は卓に現われた。」(Korostovetz, pp. 65, 72, 82)

その光景眼前に見るようである。

この第一回會議に於て、両国全権委員は先づ互にその全権委任状を提示した。その謄本は前日午後旅館に於て両国全権の間に交換せられてある。トよとり各王太子の交際である。ト寸の舞臺しを全権委任状の文言は、是前日司業の易合に於けるのと異なる所なり。

両国全権各その委任状を提示するや、ウキツテは我が全権委任状の英訳謄本にはその謄本及び翻譯の正確を証明すべき何等記名なきこと、かつ日本全権委任状には「その議定する所の各條項は朕親しく檢閲を加え、その妥善なるを認めて後之を批准すべし」とあるが、この実質及び形式共に約款を審査すべき主権者の権能に関する字句は、露国全権委任状中のこれに対応する字句即ち「朕は朕の全権委員に於て本委任状に基き商定締結及び記名調印する所のものは総て朕が意に適するものとして裁可し、これに朕が批准を与うべきことを誓約す」と記したものと根本的に相違すること、の二点に關し小村の注意を促したいといひ、これに關する覚書を提出した。小村は日本に於ては全権委任状の訳文を証明しない慣例であると答え、かつ露国全権委員に於て希望とあらば自分は右謄本に添えるに該訳文が原文に該当することを証明するの記名を以てしようとして述べ、小村は先方の希望に應じ高平と共にその記名をした。また右の後段主権者の権能云々に關しウキツテの提出した覚書の要旨は、露国全権委員は双方文言の相違するに拘らず、露帝記名の全権委任状は日本全権委員の提示した委任状と同一の範圍にこれを解釈すると云うにあつた。小村はウキツテに対し、露国全権委員がその委任状に基いて議定調印することとなるであろう條約その他の文書も露帝陛下下の批准を要すること勿論であらうと思うが如何かと質したのに、ウキツテは然りと答えた。そこで小村は我が全権委任状は從來日本に於て至重至要の條約締結の場合に於て附与せられたものと同様の形式に依つたもので、問題は畢竟双方慣

例の差異に過ぎない。露国全権委員の今度締結しようとする條約も、その効力を発生するためには皇帝の批准を要するのであるから、両国全権委員の権限は批准交換に至る迄は結局全然同一ではないかと論じ、彼は之を肯定し、本問題は落着した。

愈々本舞台に入つた。小村は先づ口を開き、

「我が皇帝陛下には人道と世界の平和のために日露兩國間に平和の克復を希望せられ、茲に自分等を簡派せられたのである。自分等はこの重大なる使命を果すに於て一に誠心誠意を以て事に當るの覚悟である。露国全権委員に於ても亦同様の精神を以てこれに對せられたい。また講和談判に直接關係ない問題または議事の進行を妨げる細目の問題は、これを避けることにしたい。露国委員に於てもこの点に就て同意あることを希望する。」

と述べた。蓋し小村は、露国全権は會議の發頭に於て開戦の原因その他開戦當時の事態に関し余計の論議を試みるかも知れないと慮り、若し然る場合にはこれを拒絶するの胸算からして、予めこれを防遏し置こうとの機先に出でたのである。ウキツテは全然同感の意を表した。次でウキツテは講和條件の開示を求めたので、之を諾し、

「この際予め一言すべきものがある。講和條件は簡条書に列記してあるから、露国全権委員に於てはその各条項毎にこれに對し意見を表示せられんことを希望する。」

と述べた。蓋し講和條件に関する露国の意向は、初めより我方の希望する所と甚しき懸隔があつて、殊に軍費払戻、薩哈噠割譲の如きは、その發端に於て主義上の討議をすることすら拒絶しようとする模様も見えないでもなかつたら、若し我方に於て講和條件を全部開示した時、先方に於てその中に到底同意することできないものがあると称して

全部の討議を拒絶するが如きことある場合には、講和談判はその劈頭に於て一大障礙に逢着する。故に小村は予めこの障礙を排し、かつ談判上の駆引の余地を存せしめ置くため、同じく機先を制して逐條討議の提議を為したのである。當時ポーツマス講和談判を批評した我国政客中には、小村の要求事項の提出方その當を得なかつたと論じたものもあつたが、彼のこの際の用意周到を知れば、その批評の誤まつたこと自ら悟るであらう。

ウキツテは小村の右提議を承諾し、我が講和條件を受領した上書面を以て對案を提出すべく、その上で逐條討議に移るべきを答えた。そこで小村は、予て英文で認め、添えるに仏訳文を以てした左記十二カ條の講和條件を提示した。

第一 露国は日本が韓国に於て政事上、軍事上、及び經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本が韓国に於て必要と認むる指導、保護、及び監理の措置を執るに方り之を阻礙し、又は之に干渉せざることを約すること。

第二 露国は一定の期限内に全然滿洲より撤兵し、且同地方に於て清国の主權を侵害し若くは機會均等主義と相容れざる何等の領土的利益又は優先的若くは專屬的讓与及び免許を拋棄すべき旨を約すること。

第三 日本は改革及び善政の保障の下に、其の占領中に屬する滿洲全部を挙げて清国に還附すべき旨を約すること。但し遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域は此の限りに在らざることを。

第四 日本及び露国は、清国が滿洲の商工業を發達せしめんが為め列国に共通する一般の措置を執るに方り、之を阻礙せざることを互に約すること。

第五 薩哈噠島及び之に附屬する諸島嶼並に公共營造物及び財産は総て日本に讓与せらるべきこと。

第六 旅順口、大連、並に其の附近の領土及び領水の租借權、及び該租借權に関連し、又は其の一部を組成するものとして露国が

清国より得たる一切の權利、特權、讓与、及び免許、並に一切の公共營造物及び財産は之を日本に移転譲渡せらるべきこと。

第七 哈爾濱旅順口間の鉄道、及び其の一切の支線、並に之に附屬する一切の權利、特權及び財産、及び該鉄道に屬し又は其の利益の爲めに經營せらるる一切の炭坑は、何等の債務及び負担を伴わしめずして露国より之を日本に移転譲渡すべきこと。

第八 滿洲横貫鉄道は其の敷設の基く特許条件に遵い、且商工業の目的に限り之を使用するの条件を以て、露国之を保管經營すること。

第九 露国は戦争の実費を日本に払戻すべきこと。其の金額並に支払の時期及び方法は双方の同意を以て之を定むること。

第十 戦闘中損害を被り、爲めに中立港に避難し抑留せられたる露国軍艦は總て正当捕獲物として之を日本に交付すべきこと。

第十一 露国は極東水上に於ける其の海軍力を制限するを約すること。

第十二 露国は日本海、オコーツク海、及びベーリング海に瀕する露国領地の沿岸、灣、港、入江、及び河川に於て充分なる漁業權を日本臣民に許すべきこと。

当初小村のポーツマスに携行した講和條件の原案には、右の外前項述べた講和談判の訓令事項中の附加條件により、浦塩港の武備撤去の一カ條もあつたが、この要求は露国の国威に關する嫌あるのみならず、その海軍力を制限するに於ては我が目的は貫徹せられる理であるから、寧ろ削除するを可とすべく、米國大統領からもその注意があつたので、小村は己れの裁量でこれを削除した。また軍費賠償のことは、いわゆる比較的必要條件として既に訓令事項にその要求を命じてあつたが、ただ償金の語は大統領の注意をも斟酌してこれを避け、改めて払戻の語を以てこれが要求を提示し、又金額を明示しなかつた。吉田東伍博士の倒叙日本史に「日本全權は樺太領收、軍費索取等の條項を具して提案したるが、これ即ちローズヴェルト大統領に謀り、その忠告を基礎としたる所のものなり。しかも露国全

權は既にこれを探知すれば、本國皇帝に内奏し、償金は何等の名義を以てするも厘毛も承諾すべからずとの至嚴なる勅電を得たり。……日本政府及び全權委員の談判の掛引に於て機宜を失し、操持を二三にせし跡、掩わんとするも能わず」とあるは、一を知つて二を知らない説で、ために其の論結を誤つたものといふべきである。

小村は右の講和條件を提出するに方り、この條件は日本政府に於て聖旨を奉し適當和協の精神を以て案出したものであるから、露國委員に於ても同一の精神を以てこれを迎えるよう希望すると述べ、これに対しウキツテは露帝の誠意と露國全權委員の和協的精神とを陳べてこれに答え、我が提案を篤と査閲し可成速に回答書を致すべき旨を約した。

ウキツテは退いて我が提案各款に対する大体の意見を幕僚に口授し、その回答書を能う限り迅速に起草すべきを命じた。彼は配下に告げて曰く、『回答書を迅速に日本全權委員に交付しなければ、世界は露國が日本の提案に対して何等の用意なく、また面喰つたものとし、その輿論は露國に不利とならうから、遲滞なく回答書を起草し、彼等に交付するを必要とす。露都からの決裁は俟たずともよい。……重要ならぬ問題に対しては努めて寛宏の態度に出で、ただ事實極めて重要な條款のみについて毅然屈せず、かくして談判破裂の場合には、非難は日本の頭上に落ちるように陣容を整えるを要する。……余はポコチロフ及びシポフの両君に即時回答書の起案に着手することを依囑する。回答案成らば仏文に翻訳せられたく、マルテンス氏も手伝われない。若し回答案に対し決裁を露都に求めれば、各省間の合議また合議で例の通り在再日を送り、二週日を経るも容易に回訓に接せぬであらうから、露都には單に「日本の提案に対し本日回答書を交付す」との意味にて打電し置くに止めたさ。』と。(Korostovetz, pp. 53, 54, 56)ウキツテが

講和条件の交付に接してから二日を出でないのでその回答書を提出し得たのは、叙上の如き彼れ自身の思慮と決断とによつたものである。

ウキツテは十二日午前に開かれた第二回會議に於て、我が講和条件に対する回答書を小村に手交した。

第一条 本条ハ何等異議ヲ容ルルノ余地ナシ露国政府ハ日本カ韓国ニ於テ政治上軍事上及經濟上卓絶セル利益ヲ有スルコトヲ認メ日本カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導保護及監督ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルヘキヲ約スルニ吝ナラス但露国及露国臣民カ其他ノ諸外国及臣民若クハ人民ニ屬スヘキ一切ノ權利ヲ享有スヘキハ勿論トシ日本ニ於テ前記ノ措置ヲ執ラムカ為韓國皇帝ノ主權ニ累ヲ及ホササルヘキモ亦勿論ナリトス殊ニ軍事上ノ措置ニ付テハ何等誤解ヲ避ケムカ為日本ハ韓國ノ国境ニ在ル露国領土ノ安全ヲ危クスヘキ措置ヲ執ラサルヘシ

第二条 露国政府ハ本条ノ前段ヲ承認スルコトヲ辭セサルモノニシテ其軍隊ヲ日本国軍隊ノ撤退ト共ニ滿洲ヨリ撤退セシムルノ意嚮ナリ而シテ其撤退ニ關スル詳細ノ事項及条件ハ他日ヲ俟テ決定スヘシ

本条ノ末段ニ關シテハ露国政府ハ苟モ性質ニ於テ其滿洲ノ主權ヲ侵迫シ若ハ權利均等主義ト相容レサルカ如キ領土上ノ特權獨占的ノ特許又ハ便宜ハ之ヲ有セサルコトヲ声明スルニ憚ラス而シテ露国政府ハ日本国全權委員ニ於テ第二条ノ此部分ニ關スル日本国政府ノ希望ヲ明確ニ表示セラレムコトヲ提議シ若シ日本国又ハ其他諸國ノ利益ニ損害ヲ及ホスヘキモノアラハ露国政府ニ於テ一切之ヲ除去スヘキコトヲ声明ス滿洲ニ於ケル露國ノ私營事業ニシテ公共ノ性質ヲ有スルモノハ東清鐵道ノ事業アルノミ該鐵道ニ關スル問題ハ他ノ条項ニ於テ時ニ審査論議スヘシ

第三条 露国政府ハ本条ニ同意スルヲ辭セス然レトモ露國及露國臣民カ滿洲ノ此等地域ニ於テ他ノ諸外国及其臣民又ハ人民ニ屬シ

若クハ屬スヘキ一切ノ權利ヲ享有スヘキハ勿論ナリ遼東半島租借条約中ニ包含セラルル地域ニ關シテハ露國ハ該地域ニ於ケル其權利ヲ日本ニ讓与スヘシ然レトモ該地域ニ對スル滿洲ノ主權ニ鑑ミ其趣旨ヲ以テ滿洲政府ト締結セル諸條約ニ徴シ本条ノ讓与ハ滿洲政府ト協商ノ上ニアラサレハ之ヲ与フルコトヲ得サルヘシ

第四条 露国政府ハ第四条ニ定メラレタル主義ヲ全然承諾シ若シ日本ヨリ提出ノ条件中此約款ナカリシナラムニハ露國ヨリ進テ之ヲ提議スルノ義務アリトセシ所ナルヘシト声言スルモノナリ

第五条 薩哈噠島ニ於ケル露國古來ノ權利ハ日本カ同島ノ大部分ニ於テ何等領有者トシテノ權利ヲ享有セス少クトモ之ヲ行使セザリシ時ニ方リ既ニ存在セリ他ノ一方ニ於テ薩哈噠ハ亜細亞ニ於ケル露國領地ノ天然ニ接続セルモノナリ蓋シ同島ヲ大陸ヨリ隔離スル海峡ハ海底極メテ浅ク且幅員七露里ニ過キサレハナリ此等ノ見地ヨリ露國ハ同島ノ割讓ニ同意スルコトヲ得サルヘシ然レトモ之ト同時ニ露國ハ同島ニ於テ海上漁業及其他商業上ノ企業ヲ廣ク經營スルノ權利ヲ日本ニ許与スルニ全然異議ナシ右經營ノ案件ハ特別ノ協定ニ附シテ可ナリ

第六条 露国政府ハ本条ニ對シ何等ノ異議ナカルヘシ然レトモ列記ノ領土ニ於ケル滿洲ノ主權ニ鑑ミ露國ハ滿洲ト予メ協定スルコトナクシテ露國ノ權利ヲ日本ニ讓与スルコトヲ得ズ露清兩國間租借條約中ニ包含セラルル同地域ニ於ケル私人ノ權利カ依然トシテ影響ヲ受ケサルヘキハ勿論ナリ

第七条 露国政府ハ主義ニ於テ本条ヲ承諾ス然レトモ該鐵道中實際日本軍隊ノ占領ニ係ル部分ノ外之ヲ放棄スル能ハス此条件ニ基キテ讓与セラルヘキ本鐵道各部ノ終点ハ協議ノ上決定スヘシ尤該鐵道ヲ敷設經營スルノ特權ハ元來滿洲ヨリ一個ノ私設会社ニ与ヘタルモノニシテ滿洲ハ之ニ對スル主權ヲ留保シ居ルコト及軍事的占領ハ該会社ノ權利ニ何等ノ損害ヲ及ホスモノニ非サルコトヲ酌量スルハ必要欠クヘカラサル所ナリ露国政府ハ滿洲政府ヲシテ本鐵道ノ買収權ヲ今日ヨリ行使スルコトヲ得セシメムカ為該会社ト協定スルノ責ニ當ルヲ辭セス而シテ其買収ヨリ生シタル会社ノ收得金ハ之ヲ日本ニ讓与スヘシ露清銀行ニ鐵道敷設ノ特權

ヲ与ヘタル千八百九十六年八月二十七日（九月八日）ノ勅令第二条ニ依リ清国政府ハ線路竣工開通ノ日ヨリ三十六年ノ期限満了ノ後ニ至リ之ヲ買収スルノ權利ヲ有スルモノナリ

第八条 本条ニ対シテハ何等ノ異議ナカルヘシ該鐵道会社ハ滿洲ノ幹線並ニ其所有トシテ殘存スヘキ南滿洲支線ノ経営ニ関シテハ八月二十七日ノ勅令ノ明文ヲ嚴守スヘシ該勅令第八条ニ「此線路ニ依リ輸送セラルル露国ノ軍隊並ニ軍需品ハ清国領土内ニ於テ停止スヘカラス」トノ規定アリ

第九条 露国ハ本条ノ規定ニ同意スルコト能ハサルヘシ抑々戦費払戻ノ如キハ單リ被征服国ノ之ヲ為スヘキモノニシテ露国ハ征服セラレタルモノニアラス自国ノ領土ニ未タ殆ト敵ノ侵襲ヲ受ケタルコトナキ国ハ自ラ以テ被征服国ト承認スルコト能ハサルヘシ縱シ日本ニシテ黑龍沿海州ノ全部ヲ奪取シタリトスルモ露国ノ主力ハ決シテ毀損セラレタルモノニ非スシテ露国ハ依然トシテ交戦ヲ繼續スヘシ蓋シ露国国民ハ日本軍カ連勝進テ露国ノ内部ニ侵入シタル曉ニ於テ初メテ戦費払戻問題ノ提出セラルヘキヲ自覺シ得ヘシ露国全權委員ハ下ノ一事ニ付日本全權委員ノ注意ヲ喚起スルコトヲ以テ其職責ナリト信ス即チ「セバストボル」ノ陥落後ニ起リタル巴里會議ニ於テスラ同盟諸国ハ戦費払戻ノ問題ヲ提起スルヲ敢テセザリシコト是レナリ他ナシ一國ノ戦費ヲ払戻スカ如キハ前述戦争繼續ノ方法全ク尽キタルモノニ於テノミ為スヘキ所ニシテ露国ハ決シテ斯ル場合ニ在ルモノニ非サルナリ

露国政府ハ戦費払戻ヲ拒絶スト雖モ日本カ戦争其物ノ為露国ノ不利益ノ為ニ支出シタルニ非スシテ戦争ニ因テ困難セル露国人ノ幸福ノ為ニ例ヘハ俘虜ノ給養病者其他ノ看護ノ為ニ支出セル費用ニ付キテハ之ヲ日本ニ賠償スルヲ以テ正当トナスコトヲ承認スヘシ

第十条 露国ハ此要求ニ同意スルコト能ハサルヘシ國際關係ニ於テ此ノ如キ要求ヲ是認スヘキ実例ヲ見出スハ困難ナルカ如シ且此要求ハ談判双方ニ於テ抱懷スヘキ平和ノ精神ト相容レサルモノナリ蓋シ中立港ニ抑留中ノ露国艦艇ノ譲与ヲ受ケテ日本ノ取得スル實際ノ利益ハ比較的微細ナルヘク加フルニ露国ニ取リテ本条ヲ承諾スルハ其威信ト兩立セサル所ナリ

第十一条 露国ハ外国ヨリ要求セラレタル屈服的約款ニ対シテ承諾ヲ表スルコト能ハス蓋シ其國家ノ威信ト兩立シ難キコト前条ニ均シケレハナリ然レトモ露国政府ハ近キ将来ニ於テ太平洋上ニ著大ナル海軍力ヲ置クノ意ナシト宣言スヘキ地位ニ在リト自信スル者ナリ

第十二条 露国ハ日本海「オコック」及「ペーリング」海ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本臣民ニ許与スル件ニ付日本國ト協定スルコトヲ辭セサルモノナリ然レトモ此權利ハ右海洋ノ沿岸ニ限ルヘキモノニシテ之ヲ其入江及河川ニ及ボスコト能ハス而シテ此地方ニ於テ既ニ露国臣民又ハ外国臣民ニ屬スル權利カ其儘効力ヲ存スヘキハ勿論ノ事ナリ

小村は右回答書の閱讀を経た上で次回の會議を開こうと提議し、ウキツテは承諾した。なおその際小村は、講和談判の内容が新聞紙上に散見せるについてウキツテの注意を喚起したが、ウキツテはこれ等の誤解を避くべき唯一の手段は會議の内容を尽く公表するにあるだろうと答えたのは、彼は今次の講和談判に於て新聞紙の操縦を緊要と認め、新聞通信員迎合の苦心の一端を露示したものである。されど結局彼は小村に対し、新聞紙への通報に今後一層の注意を加うべき旨を約した。

同日午後三時、第三回會議は小村の通告に基いて開かれた。小村は講和条件第一款に関する修正案をウキツテに交付した。その要旨は(一)露国回答中の韓国皇帝の主權云々の字句を削除し、(二)国境に於ける領土の安全保障を相互的の規定と為し、(三)露国及びその臣民の韓国に於て他国及び他國人と同様の權利保有に關する項に「上記約束の下」なる一句を加え、すなわち韓国に於ける我國の自由行動承認の条件附とするにあつた。

ウキツテは右の第一点に対し、「露国は韓国に於ける日本の措置を妨礙するの意思を毫も有しないが、今この場合に於て直ちに日露兩國の合意を以て一独立國を滅亡せしめるが如き観ある條款に同意することは出来ない。若し爾がす

るに於ては他列国の故障を招くことあるべく、これに対し露国の立場を説明すべき言辞がない。これ韓帝の主権尊重の趣旨を明かにしようとする所以である」と述べて極力自説を維持した。小村はこれを駁し、「韓国のことに關し将来日露兩國間に一切の誤解を掃せんがためには、露国に於て韓国に於ける日本の完全なる自由行動を承認することが緊要である。他列国の故障云々の如きは日本の今後の行動如何に存し、露国に何等關係がない。万一露国に於て列国より何等質問を受けることあらば、露国は單に韓国に於ける日本の行動を承認せりと答うれば沢山である。況してさきの日韓協約に由り韓国主権の一部は日本に委任せられ、現に同国は日本の承諾なくして他国と條約を締結するを得なくなつた。すなわち同国の主権は既に完全なものでないから、かかる字句を講和條約の上に存しようとするが如きは、日本の断じて承諾出来ない所である」と述べ、論難数刻の末、結局日本が将来韓国に於て執ることを必要と認むる措置にして同国の主権を侵害すべきものは、韓国と合意の上にてその措置を執るべし、との意を會議録に記し置くに止め、韓国皇帝主権云々の字句は全然條文より削除することに決した。

第二点については、ウキツテは大体に於て我が意見に同意したが、從來存在する永久的堡壘をも撤去することには同意し難い旨を述べたので、小村は本項の主旨は主として将来に係るもので、戦時築造せられた一時的堡壘は撤去するを要するも、その以前より存在する永久的堡壘は撤去の限りでない。尤も實際問題としては、露韓国境に於ける韓国側には何等堡壘の存在するものなく、豆満江左岸の露国領域内には永久的堡壘なしと説明した結果、彼は我が主張に同意した。

然るに第三点すなわち露国及び露国臣民の權利に關しては、我が修正案の如くするに於ては露国は他の條約国と對

等の位地を保ち得ないことになるとの理由で、彼は強硬に反対した。小村は日本は露国を除外する意思は毫も有しない、露国臣民は他国人と均等の取扱を受けるは勿論で、ただ本條款初段の趣旨を明瞭ならしめるため「上記約束の下」なる文字を挿入するを必要とするに外ならずと答え、ウキツテはこの條件的文句の存する以上、露国の位地は他国に比して劣等化するを免かれぬから、露国の体面上かかる案文を受諾し難いといつた。小村は、然らば「通商航海及び居住に關しては最惠国の待遇たるべし」との意に修正するもよいと述べたのに、彼はなお右以外にも別に公使領事の職權等種々の事項ありと答えた。察するに彼は國家の權利に關しても第三国と均等の位地を保持しようとするの意向であつたらしい。彼の主張するが如くんば露国政府に於て平和克復後直ちに公使を韓国に派遣し、單に通商上のみならず政治上に於ても列国現有の地位と同一の地位を占めんことを主張するも我方これを拒むに難く、かくては露国をして韓国に於ける我が自由行動を承認せしめるの本旨と矛盾し、本條款の効力を減却するの虞もあるから、小村は断然これを排斥し、ただ露国臣民は韓国に於て他の條約国臣民と同一の取扱を受けることは日本の異議を挾まない所であるから、若し露国対案中「露国及」の字句を削除し、本項を以て單に露国臣民の權利に關するものに止まらしめるものならば可なりとの意を以て反覆辯論したが、当日は協議纏らず、翌日の再討議を期して一旦會議を閉じた。

然るに同夜、ウキツテは一書記官を小村の許に遣わし、左の修正対案すなわち「韓国に於ける露国臣民は他の外国の臣民または人民と全然同様に待遇せらるべく、換言すれば一般に採用せられたる最惠國條款により取扱わるべきものとす」との文案を以て小村の内意を問合させた。これすなわち小村の最後の主張の如く、國家の權利はこれを除外して單に臣民の權利に關してのみ最惠國待遇を要求するの趣意であるから、小村は大体差聞なきものと認め、ただそ

の末段を「換言すれば最惠国の臣民又は人民と同一の位地に置かるべし」と修正しようとした。されば十四日午後の會議に臨み、ウキツテは右修正案を正式に提出し、そして小村は本條款末段の露韓国境に於て兩締約国互に他の領土の安全を侵害せんとするが如き何等の措置を執らざることに關する字句の修正を提議し、彼は同意を表し、韓国問題に關する本條款は議了となつた。

討議は次で滿洲問題に關する第二款の條項に移つた。その内容は分つて(一)撤兵、(二)行政還附、(三)機会均等の三事項とする。その(一)撤兵については、露国はこれを相互的規定と為そうと希望したのに対し小村は同意し、(二)についてもウキツテは同様の希望を陳べたが、小村は日本の行政還附に關しては別に第三款に規定してあるから、本款に於ては専ら露国の側のみを規定すれば足りると答へ、滿洲還附に關する日露の位地は本来同一のものでない、露国は清国との條約上無條件撤退の義務を有するも、日本は好意上これを行おうとするものに外ならない、これ日本の滿洲還附に關しては露国側とこれを區別し、我が提案第三款の如き規定を設けようとする趣旨であると説明したが、ウキツテは露国に於ても日本と同一轍に出づべきことを飽く迄主張し、妥協の道がないので、第三款を削除し、同時に「遼東半島租借地域を除き」なる字句を加えて撤兵事項と同様これを相互的規定とすることとした。最後に(三)機会均等に關する事項については、小村は露国は先年吉林將軍と一契約を取結び、吉林省に於ける欽山採掘權を獨占してゐた事實を指摘し、かくの如きは本款に規定しようとする約束の趣旨に悖戻すると詰つたが、ウキツテは右様の契約あるを知らず、仮にこれありとするも、そは出先官吏の任意取結んだもので、露帝の裁可がないものであるから無効であると述べ、滿洲に於ては東清鐵道以外に露国の特權なるものもないと言明したので、小村は右の言明に満足する旨を答

へ、次で小村は露国は東清鐵道会社の名義の下に銳意哈爾濱の經營を進め、以て侵略の實を行つた。すなわち該会社はその租借地内に行政を施行し、現に開戦前にあつては日本人の權利を認めなかつた事實もある、かかる事實にして滿洲の一部に行われるに於ては、その全部に於てもまた行われ得べく、これ露国の肯認せる門戸開放、機会均等の主義に背反するのではないかと論じたのに、ウキツテはこれに答へ、露国が哈爾濱に於て行使せる權利は、正当に獲得した財産に対する所有者の權利及び警察權に過ぎない、これは東清鐵道條約に於て規定せられたものである。右の外該地に於ては外人に対し公權例えば司法權の如きは行使したことはない、日本人を露国人と同様に取扱ふことは、更に異議ないが、機会均等主義の意味を拡張して鐵道及びその附屬地經營をもこの主義に背反するものと認められるは迷惑であると述べ、鐵道經營と機会均等主義との關係に關し小村とウキツテとの間に巨細の意見交換あつた末、小村は「日露兩國全權委員は將來に於ける一切の誤解の原因を避けんがため、茲に滿洲に於ける東清鐵道の敷設及び經營の特許は、門戸開放及び均等待遇主義と相容れざるものに非ず。また右特許に依りて獲得した土地の区域内に於て日本臣民は露国臣民と同一の權利及び特權を享有すべき旨を聲明する」との宣言案を作り、ウキツテは同意し、これを會議録に登載することとし、滿洲鐵道經營の性質に關する問題は彼我意見の一致を見た。がウキツテはなお機会均等主義の點に關し、現在及び將來に互り日露兩國に於てこの主義に背反する特權を有しない旨の相互的約束を取結ぼうと提議したが、小村は日本は現在滿洲に於て何等右様の特權を有つていないのみならず、將來に互り我が行動を拘束するようなことは永遠の利益でないとの見地から、將來に關する相互的約束をせず、單に「露国に於て現在滿洲に於て諸国の主權を害し、または機会均等主義に背反すべき何等領土的利益、または優先權、若くは專屬的讓与を有するこ

となし、」との宣言に満足すべき旨を答え、ウキツテは同意し、本條款は茲に確定した。

十五日の第六回會議は我が提案第四款、すなわち清国が滿洲商工業の發達のため執ることあるべき措置を阻礙せざるべきを日露兩國に於て約束することの討議から始まつた。小村は本條款に関するウキツテの同意に對し満足の意を表し、次に日本が往年の北清事件後清国政府との間に追加通商條約締結の交渉中、滿洲に於ける若干都市を外国貿易のため開放することを清国に要求した際、露国は故障を提起し、後日これを撤回したが、鐵道沿線の市邑に關しては依然その故障を固持した事實を挙げ、滿洲開放を一部の地点に限るは商工業開發の趣意に副わないから、鐵道線路に沿うと否とを問はず滿洲内地の要所は可成これを開放せしめる必要があると説き、ついでに都市港灣を問はず、その開放に對し露国に於て何等故障を提起しないことをこの際明確にして置くことを望むと述べた。ウキツテは小村の指摘したが如き事實は滿洲が混乱状態に在つた時代のことと、かつ鐵道の某々地点にのみ關したものであるといい、露国は滿洲の何れの市港を問はずその外国貿易に開放せられるに反對せざることを約すべく、但しこの約束は相互的で、遼東方面を含むを條件とすべしといった。小村は我が提案の趣旨は素より日露兩國に通ずる相互的約定にありと説明し、ウキツテの右條件を容認した。

次は第五款、すなわちサガレン島に關する件である。小村はこれに關し、露国全權委員の意見及び論結に同意出来ない理由を記したる覺書を提出した。その要領は、「同島の大部分に對する日本の權利は、露国の占領以前の時代に遡つて、これを認むることを得べく、かつ同島は亞細亞大陸系の自然の連続でなくして、却つて日本帝國を組成する群島連鎖の自然かつ必要なる一部を成すものなるが、しかも我方に於て同島の譲渡を要求する重要な事由は(一)日本の永

遠の安全は日本が同島を独り自ら監理するを要すること、(二)日本は現に同島を完全に占領し、日本官憲は今や露国官憲に代り全然日本行政の下にこれを支配してゐることの点にある。故に日本全權委員は、かくの如くにして獲得したる權利を露国の正式の譲渡に由り確認せらるゝを希望する」というにあつた。

ウキツテはこの覺書を閱讀した後、依然不承諾の旨を声明し、かつサガレン島の占領の事實は單に武力の結果で、權利獲得の行為でないと述べ、更に語を進め、露国はその國家の威嚴と兩立する餘ての譲歩を為す覺悟なるも、露国が日本を初め全世界の公認する正当の條約により充分の權利を以て領有し、三十年以上露帝國の一部分を構成した版圖を割取せられるが如きは、露国の威嚴の許さない所である、領土割讓の先例は、いづれも敗戦の余続戦の力なきに至つた場合である、露国の現状は未だ決してそれ程の境遇に立到つたものでないと述べた。小村はこれに答えて、古來大國でその領土を割讓した歴史上の先例は沢山あるから、本件の場合に露国側に何等國民的感情の問題あり得べきの理はない。露国は屢々領土の割讓を要求したることあるが、しかも依然としてこれ等隣國と良好の關係を維持して來た、目下最も緊要なるは、時局を極端に推進せしめることなくして本問題を協定するに在る、サガレン島の領有は日本に取り本来最も緊切で、かつ國家の安全に關する問題であるが、露国に取りては其の國運に緊切なる部分と關係甚だ薄い。之を地理上より観れば、サガレン島は日本群島の連続で、軍略上の見地からすれば、これを領有することは日本の安全を期するに欠くべからざるものであると論じた。次で小村とウキツテとの間に二三の辯難ありたる末、小村は左の五点を摘示して彼れの再考を求めた。

一 日本は露國民の感情を毫も無視するものでないが、日本國民の感情は既往五十年以來存在し、今日は現に同島を占領したる結

果その感情極度に強烈となりたること。

二 同島の領有に對する兩國の利害には大相違がある、すなわち露国に取りては單に利益の問題に過ぎざるも、日本に取りては國家の安固の問題なること。

三 日本が同島を領有せんとするは一に國防の目的に存するから、その領有は露国に對する侵迫となり若くは極東平和に對する危害となり得べからざること。

四 露国の執るべきは日本の占領を默認し、これを放任し置るか、若くは同島の処分に関し日本と協定を為すの二途いづれかにあること。

五 將來の兩國の友誼的關係に顧み、この際双方の一致を以て満足にこの問題を協定するの利益なること。

ウキツテは逐一我が主張を反駁し、到底意見の一致を見るを得なかつたので、彼我両全權は一先づ本條款を措いて次條款に移つた。このサガレン問題の討議に関し、ウキツテの隨員コロストヴェツツはその日誌に、

「ウキツテの論法はヨリ多く情に訴へ、感に発し、そして小村のそれはヨリ研究的で、支うるに堅実な論証を以てする。ウキツテの心中漸く激し來つて必要以上の言辭を吐露せる即坐仕立の論法は、必しも上出来でない。例えば小村がサガレンの日本に取りて死活的重要な主張するや、ウキツテは露国は同島なくとも必しも立行かざるにあらず、ただ主義として領土の割譲に應ずること能わずと云つた。日本委員はウキツテのこの失言を得たりとし、これを會議録に挿入せんことを要求した。我方では右は非公式の言に過ぎず、日本側でも同様の私見を吐露したことあるが、そして會議録には記載しなかつたと論じ、この要求を拒絶した。」と記してゐる。我が政府の後日公表した會議録には、この点について左の如く記してある。

この議論(小村の前掲五ヶ条の論旨)に關する露国全權委員の説明は左の如く、これを約言することを得べし。

- 一 露国に於ける人民の感情は日本人の感情よりも尙一層大なり、何となれば該感情は取り得べかりし時に或領土を取り置かりしことを遺憾とするの情に基くものにあらずして露西亞帝國の一部分を失うことを遺憾とするの情に基くものなればなり。
- 二 サガレン島領有のことたる露国に取りては只利害の問題たるに止らず特に國安の問題たり、何となれば該島は其の地理上の位置により沿黒龍江州への通路を防禦すればなり。

三
四
五
(略す)

右のような會議録の出来た由來は、こういう次第である。すなわち露国全權側からは我方に對し、會議録には先づ日本の五ヶ條の論旨を掲げ、次に露国全權これを反駁した如き体裁に記述することにしたいと求めて來た。我方からはこれに對し、會議録は現場の問答によつてこれを作成する外、事後これに改竄を加えるが如きは承諾し難いと答えた。然るにウキツテは、かくては自分は露帝に復命する場合に面白くないから、露国全權委員の反駁は左の如き要旨なりしと冒頭に記してその要旨を挿入することに願ひたいと懇望して來たので、我方特にこれを容れて右様の會議録が出来上つたのである。露帝への復命を云為して會議録の取捨を求めるが如きは、彼でなければできない所である。

第七回の本會議は同日午後に開かれ、我が提案第六款即ち遼東租借權讓渡の問題の討議に入つた。この問題については、ウキツテはさきの回答書中に於て、露国は實質上異議なきも、該租借地に對する清國の主權に顧み、露国は予め清國の同意を論なければ日本にその權利を讓渡することはできない、かつ該地方に於ける個人の權利は毫も侵害せられないを要することを覆照したので、小村は右形式上の見地を調和するため、彼の所説を斟酌して作製した修正案

を提出し、中に於て「日本に譲渡せらるべし」を「露国政府は日本の利益のために抛棄す」に改め、すなわち露国を

して清国の承諾を求めるの手續を不必要ならしめようとした。然るにウキツテはなおこの修正意見に賛せず、日本のために抛棄する以上清国の同意を要することは依然たり、清国の同意なくしてこれを抛棄するは無法の措置であるとして原主張を維持し、露国の意は租借権の譲渡にある、日露兩國にしてこの点に同意する以上、清国がこれに同意しない筈はないだろうと述べた。小村は露国の誠意はこれを疑わないが一方に於ては同意を表しながら、他方に於て清国の同意を阻礙するが如きことあれば、本條款は紙上の空約に止まるであろうと論じ、ウキツテは本租借権移転上清国より必要の承諾を得るについて露国はこれに協力すべしとの正式の約束を附加するを承諾する旨を述べ、かくて本款の租借権譲渡については「両締約国は前記規定に係る清国政府の承諾を得べきことを互に約す、日本政府に於ては前記地域に於ける露国民の財産権が完全に尊重せらるべきことを約す」との文言を用いることに協定を了した。

十六日の第八回會議に於ける問題は、第七款の東清鐵道及び第八款の露国の滿洲橫貫鐵道經營の方法に関する件であつた。

此の日我が委員は左の如き覺書を提出した。

「日本全權委員ハ露国政府カ本条ヲ主義ニ於テ受諾シタルコトヲ知得ス、哈爾濱及旅順間ノ鐵道ノ敷設經營權ハ遼東半島租借ノ一要部分ヲ為スモノナレハ該鐵道ノ全部カ拳ヲ同租借ノ運命ニ随伴スヘキハ論理上當ニ然ルヘキ所ニシテ該鐵道ハ初メ同租借地ノ為ニ築設セラレ今猶然ルモノナリ況ンヤ鐵道兩線分岐ノ点ハ即チ兩線交接ノ点ニ在ルコト自然ノ數ナルニ於テオヤ、清国カ今日直ニ鐵道線路買収權ヲ執行スルノ件ニ関シテ日本全權委員ハ言ハント欲ス日本帝國政府カ清国買収權及其他ノ条件ニ關スル讓与規程ノ

下ニ本案線路ヲ保有シ且之ヲ經營スルコト恰モ露西亞帝國政府カ滿洲橫貫鐵道ニ於ケルカ如クナルヘシ」

右に對し露国委員は異議を唱え結局双方の議論は(一)東清鐵道の性質及目的、(二)讓渡の方法、(三)讓渡の区域の三点に歸着した。

(一)に就てはウキツテは東清鐵道は全く私立会社の經營であることを主張したので、小村は該鐵道の淵源は一八九六年の露清密約に在るとして其要領を述べ、其後の經營の實況を叙し最初の目的が軍略上に在りたることを論証し、次で該鐵道は名義上私立会社に属しているが、其實露国政府管理の下に在る同政府の事業であるから露国政府は随意に之を処分なし得べく、又同鐵道が当初の目的である路線に止まり旅順及大連に支線を延長しなかつたならば日本の安全と利益とを侵迫することなく、日露間に葛藤を生ずることなかつたが故に、我方に於ては右延長線の讓与を求め將來に對し日本の安全を図らざるを得ないと詳細に從來の關係を述べた。之に對しウキツテは東清鐵道当初の目的は決して軍事上になく經濟上より來つたもので日本に對し侵略の目的を有したのではない。又密約中に日本に對する約束があるのは鐵道敷設に關し清国の承諾を得る為口実を設くる必要があつたに原因するもので、当時日本に對し侵略又は敵對の意があつたのではない。露国は密約の軍事的關係に付ては固より重きを置かず今回の戦争に於ても露国は清国に對し條約の實行を迫つたことがないのは其証である。又東清鐵道を旅順に延長した結果に付ては小村全權と同意見であるが、遼東半島租借権を讓与すれば鐵道の効能一変し最早日本に對する危険は消滅すると云い、日本の疑念を解く為なりとして密約締結當時の表裏の事情を腹藏なく打明け、東清鐵道は事実上大体に於て露国政府の管理に属することを自認した。

(己)の譲渡の方法に付てはウキツテ全権は露国に於ては哈爾賓、旅順間鐵道の一部を譲与することは同意するが、東清鐵道は会社と清国政府との契約に依るものであるから、手続上直接之を譲与し得ず、清国政府に買収の權利を与えしめ、買収の上は代価は日本に与え、会社は露国政府より賠償することゝしたい。斯くすれば該鐵道は一旦清国の財産となるが其後の処分は日清兩國間に随意に取極めるが良いであらうと述べた。依つて小村は右は我要求の精神と一致しないから断じて同意することは出来ないとして遼東租借地と同様の方法を以て譲与すべきことを主張し、反覆辯論の末、先方も我決意の動かすべからざるを見て遂に我提案通り譲与することを承諾したが、ウキツテは此の場合に於ても猶遼東租借地譲与の場合と同じく日露兩國相互に清国の同意を求むることを約すべしという我要求に賛同せず、露国に於ては敢て清国の同意を妨げざることは議事録中に記載して差支えないが、進んで清国の同意を求むることは承諾し得ないと主張した。之に対し小村は租借地の譲与と鐵道の譲与とは共に清国政府の同意を要し其の間に何等區別する所なく、然るに一方に同意を与え他方に之を拒むのは了解に苦しむと極論した結果、遂にウキツテも我要求に同意を与えた。

(三)譲渡区域の問題に移り、小村は我方に於て支線全体を要求せねばならぬ理由と、随つて兩國鐵道線の区分点は哈爾賓としなければならぬ理由とを詳説し、租借地に於て一旦譲渡せられる以上は鐵道支線全体はこれと運命を共にすべきであると論じたが、ウキツテは肯ぜず「本鐵道の淵源は遼東租借條約にあるとするも、租借地と鐵道とは自ら性質を異にし、たとい租借地は消滅とするも鐵道は別に存在するを妨げない。故に鐵道の運命は租借地の移動に伴うとの説には同意し難い。また該鐵道は侵略の用に供せられたというも、露国にして既に租借地を手離す以上はもはや侵略の用に供せらるべき筈もない。かつ哈爾賓は天然の地形上兩線の区分点と為すべき所でない。同地は鐵道敷設に際し、全然技術的の考量を以て松花江上に橋梁を架設するに地形上便利な地点として選定せられたに過ぎない。同地方に商業の中心なきことはこれを終極停車場と為すに不適当ならしめるものである。右の外尙お哈爾賓を区分点と為すを不可とする事情がある。すなわち日本軍隊は哈爾賓に未だ到着していないことである。鐵道は日本軍隊が有効に占領したものでこれを日本に譲渡しないのが至当である。この見地からすれば例えば公主嶺の如く、日露兩軍の前面地のある位置は最も正当の区分点であらう」と述べた。小村は「若し露国にして哈爾賓を以て自然の好区分点にあらずとすれば、仮にこれを考量に加え、いわゆる自然の区分点は、将来日露兩國間に衝突を生じないことを主眼として選定せねばならぬ。この見地よりして哈爾賓に次ぐ良地点は、長春哈爾濱間の第二松花江鉄橋であらう」といつたのに、ウキツテは「鐵道の境界は山河に依るよりは商業の中心地を以てするを可とする。ついでには前に既に公主嶺と云えるを撤回し、更に一步譲りて公主嶺以北に於ける第一の商業中心点で吉林線の分かる寛城子(長春)と為すことにしよう」と提議した。小村は「然らば長春吉林線を日本に所屬するの條件の下に長春説を承諾しよう」と答えたが、ウキツテは「長春吉林線が既に露国の手によつて敷設せられてあるや否やは承知しないが、若しこの支線にして未だ敷設してなければ、これを日本の敷設に委するに異議なし」と述べ、結局彼は之について實際の事実を問合すべく、その間長春を区分点とするの議は懸案とすべしとのことで本條款の討議を終えた。(その後同月二十九日の最終會議に於て、右区分点は長春と確定し、また長春吉林間鐵道を日本に於て敷設するに露国は異議なき旨を声明した。)

次に第八款すなわち滿洲橫貫鐵道の経営方針に關しては、小村は露国全權委員の回答書中に「鐵道会社は一八九六

年八月二十七日（九月八日）付特許條約の條件を恪守すべし、同特許條約第八項には、該線路により輸送せらるべき

露国軍隊及び軍需品は清国領土内に停留すべからざる旨を規定せり」とあるは、我が提案の意義を誤解した結果なるべく、すなわち清国の領土を通過する鉄道線により露国の軍隊及び軍需品を輸送することは、該鉄道を全然商工業のためにのみ使用する主義に合しないものゝように認められると注意したのに、ウキツテはその商工業専用主義に背反しないとの理由を辯明し、二、三の意見交換の後、彼は「滿洲に於ける鉄道を全然商工業のためにのみ使用し、決して軍事的に使用せざるの主義を約するを承諾すべく、但し日本の有に帰すべき南滿洲線路に關しても同一の約束を為すべきことを條件とすべし」と述べ、小村は日本の約束は遼東半島租借地域内の鉄道には適用しないことを條件として右の相互的提案に同意すべしと答え、本款は妥協を得た。

八月十七日午前の第九回會議は、愈々軍費払戻に關する第九款の討議である。小村は先づ本件に關する一覺書をウキツテに提出した。其の要に曰う。

「日本全權委員は露国全權委員の所説に對し最も慎重な考量を加えたが、その結果には同意を表するを得ない。日本の要求を認諾することは、決して露国は今後統戰する能はずとの推論を生ずべきものでない。日本は露国に對し、屈辱的性質を有したまたは大國の威嚴の真正なる意義と相容れざるが如き条件を要求するの意思は有しない。日本の要求は、毫も間接若くは因縁的性質のものを包含せず、敵に戰爭の直接実費のみに制限せられたるもので、該範圍迄は日本に於てこれが払戻を受くべき正当の權利あるを確信する。けれどもその形式並に払戻金額整定の問題に關しては、日本全權委員は交議妥協の精神を以てこれを議せんとするの覺悟であるので露国全權委員に於て右等の事由に鑑み、本件を再考せられんことを熱望する。」

ウキツテはこれに對し、この覺書に對する回答は書面を以てするが、さきに露国の回答書に於て明截に披瀝した意見

は変更できなと云つたので、小村は「然らば露国全權委員に於ては本件に關する討議を拒絶するの意であるのか」と質し、かつ互に交議の精神を以て本問題を審議するは妥協に達する最良徑と信ずると述べたのに、ウキツテは「双方意見を異にする理由を明確にするため友誼的討議を為すは敢て拒む所でないけれども、ただ討議の徒勞なるを恐れるのである。軍費払戻の如きは全然露国の現実の地位に相応じない。露国はその威嚴と相容れない條件に服するより、寧ろ再び干戈を執ることを欲する」と答え、飽く迄峻拒するの態度を示した。

小村は辯じて曰く「露国が統戰の力あるは認めぬではないが、我が日本といえどもまた統戰の覺悟がある。しかも既往一年有半の経験に徴するに、將來のこともこれを予知するに難くない。が刻下の問題は、時局を極端に推進せしめるに先だち一解決点を發見しようとするにある。露国にしてその国家利益の全般を考量するに於ては、多少の金錢上の犠牲を供するのが一層重大なる国利を防護する上に於て得策なるを知るであらうと信ずる。世界の大強國でかゝる事情に際し犠牲を供したるの古来稀れではない。我が提出の講和條件は、今日迄に得た戦果に比すれば最穩當、寧ろ最輕少のものである。若し戰運露国に有利であつたとすれば、露国はこれに比し更に一層苛酷な條件を提出したであらうことは過去の歴史の証する所である。日本が有利に統戰し得るの頗る確實な位地にあるに拘らず、かくも謙讓の條件を提出した所以は、全く誠実に人道を重んじ、兩國共通の利益のため、また人類全般の慶福のため、平和に局を結ぼうと熱望するが故である」と。ウキツテこれを斥けて曰く、「露国は平和を希望するが、しかも代価の如何を問わず平和を求めるの已むなきに立到つたものではない。露国が統戰に必要なの方法を得ることは、屈辱的平和を買うに比し一層容易である。かつ將來に於ける戰爭の結果に關し憶断を為すことは、慎まねばならぬ。日本全權委員の提出した條

件は、人道及び平和の感情を表彰する穩当のものでなくして、却つて日本が目下の形勢に乗じ、その心中将来に予期するところの軍事的成功を計量し、苟も可能と思惟する所のものは挙げて露国から奪取しようとする意志を証明するものゝようである。若し露国にして同様の地位にあらんか、露国はその敵国の首府を占領しない間は決して軍費賠償の要求はしない。露国は今日迄に苟も譲歩し得られるものは悉く譲歩した。そして談判は今や露国の威厳に關しかつもはや譲歩を為し得ない点に達した」と。次で論難數刻に互り、その間に小村はウキツテに向ひ英語にて「貴下の言は恰も戦勝国を代表するものゝ如くである。」(“You talk as if you represent the Victor.”)と曰ひて呵々大笑し、これを通訳したローゼンはウキツテの意を承け「ここには戦勝国なく、随つて戦敗国もなし」(“There are no victors here, and therefore no defeated.”)と答えて傲然としていたとの挿話もある。しかもウキツテは頑として動かない。彼は軍費払戻を約するが如き講和條約には到底署名できないことを明確に声言する旨の覚書を提出し、本問題については到底当初からの意思を翻すことはできないと断言した。かくの如くにして双方の意見合致に至らなかつたので、第九款は後日に留保し、次の第十款に移つた。

すなわち同日午後の第十回會議に於ては、討議は中立港抑留軍艦交付の要求問題となつた。ウキツテはさきの回答書に於て、既にこの要求を以て國際法並に露国の威厳に戻るものとして応諾不可能の旨を陳辯したので、小村は更に日本がこの要求を提出したのは物質的利益に基くよりは寧ろ國際法の原則に適合するの確信に基くものなること、中立港湾に避難し抑留せられた露国軍艦にして長期の避難を許容せられなかつたならば、その大部分は結局日本軍の手に落つるを免かれなかつたこと、交戦国軍艦が中立国港内に避難して戦鬪の結果を逃れることは正義の原則と相容れな

ること、國際義務の遂行に關しては何等国家の威厳の問題は存しないこと等を記した覚書をウキツテに交付した。彼は右覚書を閱讀した後、「一軍隊または一軍艦にして中立国の領地又は港内に避難したものは、武装解除を要するも敵国に交付せらるべきものでないことは國際法の原則である。若し双方所見の岐れる所單にこの問題のみに關するとせば、これを仲裁々判の解決に委するもよい。しかもその下すべき判決如何については殆んど疑を容れない」と述べて不同意を声明した。よつて小村は「海戦中損害を受け清国港口に避難した露国軍艦は、清国中立規則によれば二十四時間以内に出港しなければ武装解除を要するにも拘らず、數週日に亘り何等の処決をしなかつた。彼等は結局武装を解除したけれども、これは任意の行為でなくまた清国官憲の処分でもなくして、一に日本海軍の威圧の結果である。その際日本海軍はその交戦者の権を防護するがため、当然清国の港口に入りこれを実行するの權利を有していたが、しかも、日本海軍が上海に於てこの拳に出でなかつたのは、全く開戦当初に爲した自国の宣言を守り、諸外国の商業上の利益を侵害するを避けるがために外ならなかつた」と答え、ウキツテは「交戦国艦隊が中立港に入りその敵に対し戦争行為をなすの権ありとは未だ曾て聞かない所である。日本海軍の執るべき道は公海に於て露国軍艦を待受け、その中立港を出でた時これを攻撃するの一途である。然るに事實は如何。露国軍艦は武装を解除し、戦争の終りに至る迄中立港に止まつた。戦争既に終らば、右軍艦のいづれの國に属すべきかは一点の疑問もない。故に日本の要求は断じて正当と認め難し」といふ。小村は更に「國際法の原則並に先例によれば、若し中立国にしてその義務を履行する能わざるときは、交戦国は中立国の領域内に於て自らその交戦者の権を実行することができ。しかも日本が戦争中右の權利を実行しなかつたのは、露国との商議に際してこれを処理せんとする考案あつたが故である」と述べ、双方の

所論は遂に一致を見ない。そこで両国全権は各その意見を會議録に留めた上、本問題を留保して次の第十一款の討議に移った。

第十一款は「露国は極東水上に於けるその海軍力を制限するを約すること」である。これまたウキツテのさきの回答書に於て不同意を表した所で、ただ露国政府は近き将来に於て太平洋に著大な海軍力を維持するの意向を有しないことは声明し得るといつた。ウキツテはこれを會議録に留めまたは他の公文に掲げるに異議なき旨を述べ、すなわち特別の宣言書を作成し、露国両全権員これに記名し、露帝の裁可を仰ぐことゝすべしと提議した。小村は「右の宣言案は文言漠として、日本の安全に関する本問題の重要さに応ずるに足りない。特に露国は従来バルチック海又は黒海に於て充分の海軍力を維持すべき利害關係あるに拘らず、日本に對し優勝の海上権を占めるがため絶えず強勢な軍艦を極東に増派したことに顧み、いわゆる著大なる海軍力なる語はその意義を精確にするの必要がある」と述べ、ウキツテはこれに對し、「或る時期に於て著大と認められるものも他の時機に於て然うでないこともあるから、右の語意を精確にするのは頗る困難である。かつ兩國にしてその良好關係を維持するの誠意ある限り、文字の如きは重きを置くに足りないであろう」と答え、なお一、二の問答あつた末、本問題の討議は八月十八日の會議に譲ることゝなつた。

第四款 談判の難関

かくの如くして八月九日より同十七日に至る十回の講和會議に於て、我が要求條件中韓国問題、滿洲還附並に開放

問題、遼東租借權讓渡問題、滿洲鐵道經營問題等は悉く協定を了し、また滿洲鐵道支線讓渡問題も大体議了したが、第五款のサガレン割讓、第九款の軍費払戻、第十款の中立国抑留軍艦交付、第十一款の極東海軍力制限の四点に至つては、ウキツテはいづれも露国の威嚴に関するとの理由の下に、飽く迄我が要求を峻拒し、談判は茲に數層の難関に達着した。ウキツテは講和の妥結を欲せぬではなかつた。殊にクロバトキン將軍の元幕僚でウキツテの着米後新たにその隨員に加わつたルシン大佐の如きは、在滿洲露軍の苦境、從つて戰運の回復覺えないことをウキツテに詳細報告した結果、ウキツテの意は益々講和に傾くに至つたらしく、現にその露曆八月四日(同十七日)発の露都への電報には左の如くあつた。

「軍費賠償、サガレン割讓、海軍力制限、中立港抑留軍艦の四件は妥協成らず。さらに月曜日または火曜日に決定的會議を開くべく、その際いづれの側よりか讓歩するにあらざれば談判不調となるであらう。日本の意図は不明なれど、多分日本は中立港抑留軍艦に関する第十款及び艦隊制限に関する第十一款を讓歩すべく、サガレン及び軍費賠償に至つては拋棄しまい。問題は極めて重要であるから、本件は速に考慮決定せらるゝ要ありと認む。統戰は露国に取り一層の災禍なるべきこと疑を容れない。我國はなお多少の防守に堪ゆべきも、日本を征服するの見込みは殆んどない。局面の有利なる進展は、一に日本の疲弊を俟つの外ない。速に廟議を定め、皇帝の裁可を求むるは政府の責任である。余は敢て左の穩当な意見を具申したい。すなわち中立港に於ける我が軍艦の件は、國家の威嚴の見地よりせば重要なものなれど、何等實際上の意味を有するものでもない。我が艦隊の制限案も亦同じ。我國は實際上日本と相戦うを得べき艦隊を極東に維持するは不可能であらう。けれども償金に至りては、露国の威嚴と併せてその実体的利害に觸るゝ重要問題である。サガレンもその露国領土なると、鉅物に富むと、かつ黒龍江の前哨たるに於て重要であるが、日本は同島については我國のこれを領得する以前より多少の權利を有せぬではない、そして我國は既往その富源を利用せず、また将来

も暫くは之を利用することあるまい。日本はサガレンをば軍略上その他露国に敵抗すべき技術的の目的に利用せざるべき保障を為すであらう。たとい同島にして依然我が領土たるも、大船の通航すべき同海峡は日本の権力の下に立たざるを得ない。我が重要な不利は、同島が現に日本軍の手中に存するにある。余は今後数十日にしてこれを我手に奪回する可能を見出すを得ない。余は以上の所見を披瀝するを余の神聖なる義務と信じ、敢て之を具申して迅速なる訓令を俟つ。」

これによれば、ウキツテ一己の意見としては、償金は別とし、已むなければ中立国抑留軍艦交付及び極東海軍力制限は勿論、サガレンの割譲をも我方に譲歩するの意も蔵していたものゝ如くである。然るに露帝は外務大臣より右電報の奏聞あるや、その余白に「朕はさきに命じたり、一寸の地も一ループルの金も譲るべからずと、朕依然これを固執して移らず」と記してこれをラムスドルフに下附せられた。故に己れ一個としてはサガレンの割譲を肯諾しても講和を成立せしめようと欲したウキツテの意見上申も、露都にては殆んど耳を傾けられなかつたのである。

この時に方り露国の官廷及び政府部内に於ける続戦派の氣勢は日に昂揚し、その圧迫はウキツテの上に加わり、彼は露国の代表者としてこれを無視できない苦境にあつた。されば彼は十七日の会議の劈頭に於て小村に対し、「講和條件も余す所第十二款の一條に過ぎない。これが議了は明日中にも為し得られるから、今日迄の会議録の作製を急ぐため土曜日曜の両日を休会とし、月曜の二十二日を以て最終の会議を行わん」と提議した程で、同日の会議終るや直ちにポーツマスを引揚げようとするの様子を示したのは、必しも虚喝の動作とも見るべきでなかつた。事情既にかくの如くであつたから、小村は一面談判の破裂を予想して機宜の措置を講ずると同時に、他の一面には或程度に妥協をして、できるならば和議を有利に展開する必要を認めた。蓋し露国のいわゆる威厳に關すと稱する四案件中、サガレン及び

軍費払戻の二問題は我方の最も重要視する所で、これに対し充分我が主張の貫徹を計らねばならなかつたが、中立国抑留軍艦引渡及び極東海軍力制限の二要求は、その提出当初から多少駆引上の余地もあり、一層重大な案件の前にこれを犠牲にすることは必しも不可ではなかつた。そこで小村は次回の会議に於て、露国にしてサガレン割譲及び軍費払戻の二問題について満足な協定を為す意あらば、他の二要求はこれを撤回するも可なりとの意を宣明し、ウキツテの再考を促すことに決意した。しかも露本国に於ける情勢は前述の如き次第であつたのだから、小村は右にても必勝を期し難く、寧ろ妥協の成算薄しと認め、次回の會議に於て、この宣明を為した上なお妥協の見込なきこと愈々判明せば、談判破裂の責任の露国にあることを闡明するの措置を執り、我方また直ちに談判地を引揚げ、その後の局面はこれを米国大統領の斡旋に委する籌算を定め、十七日夜半にこの趣を詳細東京に電報した。

かくて小村はこれ等の籌算を胸底に蔵め、八月十八日午前の第十一回會議に臨んだ。小村は先づ口を開き、前日協定に至らなかつた極東海軍力制限問題については最も慎重に研究したが、到底満足な宣明書の形式を発見し難いことを認めたから、この際特別な一宣明をしよう欲すると告げ、「日本全権委員はこれ迄双方意見合致に至らざる諸問題を満足に調整せんとする誠実なる希望を懷くにより、若し露国全権委員に於て調和の精神を以てサガレン割譲及び軍費払戻の問題を考量するの意向ならんには、日本全権委員は海軍力制限及び抑留軍艦交付に關する條件を撤回すべき覚悟なる旨を宣明する」との覺書を提出した。ここに於てかウキツテは、書記官を退席せしめ双方の全権委員のみで非公式的に隔意なく談合を試みることを如何と云ひ、小村は同意し、茲に全然非公式的の内會議に入つた。非公式的の内會議ではあつたけれども、その内容は本談判中に於ける極めて重要な一齣であつた。

その要領は、大要左の如きものである。ウキツテは先づ小村の宣明に対する表面の覆答としては「調和の精神を以て考量すべし」と答えるの外ないが、この際形式を離れ実質に就て内密に協議を試みたいといふ。

「自分はサガレン及び軍費問題に関し政府より断然拒絶の訓令を受けて居り、この訓令以外には如何とも為し難き場合で、この儘にては到底談判破裂の外ないが、自分一己としては切に和議の成立を希望するから、実行可能の方法あらば本国政府に対しその採用を促したいと思う。抑も講和に対する露国政府及び人民の態度は、自分の出発以来全然一変し、今日に至つては統戰論頗る強烈で、サガレン割譲及び軍費払戻の二件は朝野共に強硬に反対を表している。政府は国民の輿論を無視し得ない。ついでに国民の感情を傷けずして何等か妥協に至るべき方法を案出しようと焦慮したが、何分妙案が出ないに困つて居る。先づ軍費問題に就て考えるに、露国は未だ敗戦超つ能わざるに至つたのでないから、俘虜收容費の如く露国人の日本より受けた利益に対する相当の補償はこれをなすこと当然であろうが、この以外に於て何等軍費を支払うが如きは絶対に承諾することができぬ。サガレンに至つては或は妥協の道もあるう。例えばその北部を露国に南部を日本に属せしめるとせば如何。北部サガレン領有は、露国に取りて黒龍江の防衛上必要である。勿論露国は軍略上の基礎としてこれを使用する意ではないが、他国をしてこの目的に使用せしめるは露国の忍ぶ能わざる所である。これに反し南部は漁利に富み、そして日本の利益は主として漁獵に存するから、南部領有は日本の利とする所であろう。若しサガレンを右の如くに兩分すること可なりとすれば、次に問題となるは外でもない、日本は宗谷海峡の兩岸を有するに至るべき結果として、浦塩港から太平洋に出づる通路は日本の控制する所となるわけであるが、由来露国人は海峡に関して感覚特に鋭敏であるから、日本より宗谷海峡の交通を阻礙せざるべしとの保障を得たい。この保障は畢竟形式に止まり、實際何等の価値もなからうけれども国民の感情を傷けないために必要である。」

と云つたが、小村はこれに對し、

「和議の成立を希望するに於ては自分も同感を表する所で、今互に公然の資格を離れてこの二大難件に対する妥協の道を討究する

の機会を得たのは自分の満足する所であるから、腹藏なく意見を吐露するが、抑も如何なる解決方法とても、政府の位置と国民の輿論とを互に斟酌融合するものでなければ効はない。いわゆる国民の感情なるものは、日本に於てもまたこれあるのみならず、特に日本に於ては露国と異り、国民は参政権を有するから、露国に比すれば輿論を尊重するの要は一層大である。然るに日本国民は擧げて今日戦えば戦う程その成功の増大を信じ、露国をして再び殃禍を極東に為し得ざらしむる迄に進まなければ已まない決心を有する。故に講和条件もまたこの目的を達し、国の安全を永遠に保障するため、ただにサガレンのみならずウスリー地方をも割取しようとし、また東清鐵道全部をも譲受けようとの意図がある位である。けれども政府は深く大局の利害を慮り、殊に日露將來の和親を念い、敢て巨大の意図を排して今回の如き穩当の条件を決定した次第であるから、この以内には一步も退くことはできない。殊にサガレンに関してはさきに述べたように、日本国民の五十年來の感情は今回の占領によつて一層昂騰したので、国民は如何なることあるも断じて同島の割取を貫徹せずんば已まないが、露国の事情にもまた察すべきものがあるから、露国にして一步を譲るの精神なるに於ては、我方も枉げて一步を譲らぬでもない。すなわち自分一己の考を以てせば、同島二分案を仮に可なりとせんに同島は現に我が占領の下にあるのであるから、その北部一半を還附するには相當の代償を受けなければ理由が立たない。」

との意を述べたところ、ウキツテは一理ありと肯定したので、小村は

「然らばその代償は何を以てすべきか、露国領土の他の部面をこれに代えて割譲するは最良の方法であろうが、それは不可能なるべく結局金銭を以てするの外あるまい。」

と論じ、ウキツテはこれを首肯したから、小村は更に進んで、

「その代償額としては、同島に対する我が国民的感情に鑑み、還附地の物質的価値を標準とせずして無形的価値を標準とせねばならぬ。この標準に照し、其の金額は少なくとも十二億円ならでは本国政府は承諾しまいと思う。蓋し本国政府は元來軍費に重きを置

いているから、今これを撤回するについては、少なくとも右の金額を要求するは当然で、殊に国民的感情に鑑み絶大の難事であるサガレン両分案に同意するについては、この額は決して過当ではない。そして仮に同島両分を可なりとせば、その境界線は歴史的境界線たる北緯五十度と定むべく、宗谷海峡の自由航行権に至りては、露国に於て韓半島海峡に関し同様の保障を与うべきことを条件として我方に於て同意致そう。」

と述べた。これに対しウキツテは、右の金額は自分に於て同意を表し難いのみならず、本国政府に於てもこれを是認すること至難であろうが、十二億円を以てすれば日本と折合うだろうとの趣旨は一応これを露都に電報しようと思え、すなわち小村とウキツテはこの妥協案を各本国政府へ電報して訓令を仰ぐことに決し、以上の内会議を撤して改めて本会議を開いた。

この本会議に於て我が提案第十二款の漁業権問題は議題となり、露国側の希望たる漁業の権利を沿海に限り、入江及び河川に及ばしめないこと、かつ既存の権利は依然効力を有せしめることに對し小村は同意を表したので、本款は確定となり、両国全権は爾後数日間の休会を約して相別れた。

右内会議の結果に關し小村の電票に接した我が政府は、慎重凝議の末、該妥協案により商議を進めて講和の成立を計るを適當と認め、二十日發にてその旨を電訓し、併せて代償金額は小村の裁量に於て多少減額を行ふも可なる旨を申添えた。そして他の一方に於ては、大統領ローズヴェルトも談判の万一の破裂を憂慮し、ウキツテに對し篤と譲歩を勧告しようと欲し、内密にローゼンを招いた。ローゼンは十九日ポーツマスを發してオイスター・ベイに急行し、大統領に会見した。ウイッテの翌二十日發露都への電報に曰う、

「ローゼンは昨日大統領を訪う。大統領がローゼンを招いたのは、明かに大統領の去金曜日(十八日)金子との会見の結果である。

大統領のローゼンに語つた所から判断するに、大統領は第五款に關する十八日の小村案に就てな充分知つていなかったようである。大統領は、若し未決の四款中その三款を除却するに於ては、すなわち第十款及び第十一款は日本これを撤回し、第五款に就ては、その現に事実上日本の占有に屬しかつ露国にして海軍なき限りこれを奪回するの望みなしと彼に於て信ずる所のサガレンを露国から日本に割譲するに於ては、残るは賠償に關する第九款のみとなる、故に西国にして今この一問題の予備的裁定を露国に親しき一国と日本に親しき一国とに就て選択すべき二人、例えば仏大統領ルーベール及び英皇エドワードの如きに委任することを諾し、その委任せられた二人は相協議して一決定を日露両国に与へ、ただその決定は両国を拘束せざること勿論とするに於ては、斯かる決定を見る迄には必然多少の日を要するから、その間には感情も次第に鎮靜となり、遂には日本は単に金銭のために続戦に決意するが如きことなきに至るであろう、との意見を述べ、敢て米大統領としての提案とせず、露国大使との私的会談中に説及せられた一意見としてこれを露国政府の考慮に供せんことをローゼンに求めた。」

ローゼンの大統領を往訪した折には、大統領は恰も庭球の競技中で、彼は直ちに命じてローゼンを打球場に案内せしめ、白シャツの儘彼を引見し、競技の間歇を利用して、憚ることなく右の意見を彼に開陳したとある、ローズヴェルトの面目躍如たりだ。ローゼンは大統領を以て日本のために譲歩を勧告するものと推測したらしく、大統領の所説に對し、「サガレンは浦塩港及び沿海州の防禦上これを割譲するを得ず、軍費は素より之を支払うの理なし、既に少なからず日本の要求を容認せる露国は、これ以上譲歩すること至難なり」と言明し、「大統領閣下にも少しは露国の事情も察せられんことを希望する」と述べた由である。

去る程に小村は前述の内会議の結果を金子を経て二十一日大統領に内報したが、大統領はこれを以て局面の解決上

に一條の活路を開いたものとし、日本にしてサガレンの一半を還附する以上は、露国がこれに対し相当の代償を払うは当然なりとし、即座に露帝に対しこの妥協案の承諾方を勧告する電文起草した。その要に曰う。

「願くは余をして、恰も露国の一政治家たり一愛国者たるに擬して茲に陛下に勧告する所あらしめよ。日本は既に露国海軍力制限及び露国軍艦引渡の二要求を撤回した。そして今また仄聞するに、日本は更に余の予期せざりし一讓歩を為し、サガレンの北部一半を露国に還附すべく、これに対し、かつ俘虜給食に対し、露国は或報償を為すべく、その報償の金額如何は追つて協定せらるべし。若し問題がかくの如くにして解決せらるゝを得ば、余はこれを以て露国に取りて大利益なりと思惟する。日本の財政は難局にありとはいへ、尙お統戦に堪え得る。そしてこの場合に於ては、曾て露国民の血によりて獲られたプリモルスク州は恐くは日本軍の手に落つるであらう。想うにサガレンに関する限りに於ては、露国にしてその北部を領有している限り、浦塩港の位地を充分に支持し得ることは露国軍事当局者の認むる所である。余は陛下がこの時機を逸せず、速に講和条約を締結するの途に出でられんことを滿腔の熱心を以て勧告かつ希望する。」

大統領は右の電文を二十一日正午、駐露大使メーヤーに發送して急ぎこれを露帝に捧呈せしめ、一面その内容をウキツテに知らしめるため、特使を派してその写を彼に送り、同じくこれを露帝に電送することを請求した。ウキツテは請求通りに取計つた。露帝はこの電奏文を視、その端に鉛筆にて再び「一寸の地も、一ルーブルの金も日本に与うべからず、何物も朕をしてこれより一步をだに譲らしむる能わす」と記して外相ラムスドルフに下げ渡された。ラムスドルフはウキツテに急電を發して曰う、「皇帝には一寸の地も、一ルーブルの金も、讓歩を肯じ給わす。……陛下の最後の決定及び談判打ちりに関する勅命は、本大臣尙お閣下に伏奏の上、追て多分明日夕刻、これを電送すべし」と。ウキツテは折返し回電して曰う。

「談判打ちりとなり、世界が我が折衝の真相を知るに至らば、露国の償金拒絶は正当視せらるべきも、サガレンについては我方にくみせざるべし。日本は現にサガレンを占有し、そして我方これを奪回し得ざることは事実で、事實は議論よりも強い。故に我国にして談判破裂の責任を日本に嫁せしめんと欲せば、サガレン割譲と軍費賠償の兩者を併せて拒絶すべきでない。露国にして米國は勿論歐洲の同情を繋がんと欲するならば、確定的回答を發するに方りてローズヴェルトの意見を商量に加うるを要する。」

ウキツテの苦慮察すべきである。されど露都政府は依然動かない。翌二十二日、ウキツテはラムスドルフから前日發に係る左の電訓に接した。

「貴電によれば、貴官が各点に就て妥協の意を披瀝したるに拘らず、不幸にして日本全權委員は露国の威厳上到底承諾すべからざる講和条件を依然主張するようである。よつて陛下には貴官に命ずるに、日本にして現に為す所の過大の要求を抛棄せざる場合には談判を打ち切るべき旨を以てせられた。……日本は償金問題について頑拗であるから、その点に於て談判は不調とするに足るべく、随つて同様に容認し難きサガレン問題のこの上の討議は不必要である。勿論サガレンは現下日本の占領に係り、我軍は当分これを奪回すること不可能なるべきも、さりとて同島の武力占領と、将来見込ある同島の文書に依る正式の割譲との間には大区別がある。」

次で第二の電訓に曰く、「貴官は談判打ちの勅命を受けたことを米國大統領に告げ、既往の協助に対し謝意を表し、かつ他日一層良好の狀態の下に再び日本使節と会商するを辞せざる旨を暗示して可なり」と。更に次で第三の電訓が来た、「露国政府は談判破裂の場合に中外に向つて一牒信を發する筈であるから、談判の公然打ちの正確なる日取を電報すべし」と。けれどもウキツテはなお大事を取つた。彼は右の第三電訓の接受後直ちにラムスドルフに、

「貴電に従ひ明日談判を打ち、大統領に相当通告を為すべきも、過刻閣下に全文移電したる大統領からの來柬もあり、右は皇帝

陛下よりの回答を俟つものであるから、その回答の接到に先だち談判を打切るは得策でないと思ふ。故に日本側より難題を提起せざる限り、余はその回答の接到する迄最終會議の引延方を試みる。日本との折衝は既に尽きたと思ふが、陛下からの回答到着前に談判を破裂せしめば、大統領の不快を招くべきを恐れる。日本側は今なお米國の同情を博せんと極力努めつゝあるから、大統領を駆つて日本側に走らすが如きことは一切為さざるを可とする。」

と返電した。

形勢は愈々逼迫した。そしてこの際に於て、その同じ二十一日、大統領ローズヴェルトその人も卒然金錢非要求説に急下して來たのは見逃し難い現象であつた。同夜金子は大統領から同日付の急信に接した。その全文はウキツテもこれ入手したと称して、その回顧録に於て公表しているが、要は左の如くである。

「親愛なる金子男爵

余は日本の諸友人がいづれも拳つて、日本が巨額の償金のためにこの上統戦するの如何について疑惑を抱き居ることを貴下に告ぐるを余の義務なりと思惟する。上院外交委員会に有力の地位を占め、日本に厚き同情を有する一議員は、只今余に一書を寄せ「日本は巨額の償金のためみにて到底統戦し得らるべき筈なきが如し。若し日本にしてサガレン領有の故を以て談判を破裂せしむるならば、自分は日本に非難を加へざるべきも、單に金錢を獲んがために軍事行動を再演すとならば、日本はその金錢を獲ること能わざるのみならず、忽ち米國その他の同情を失うであらう。自分は日本の償金要求を正当視せずと言明するを義務なりと感ずる。日本はサガレン以外には未だ露本土の一寸の地をも占領せざるにあらずや」と申越して來た。従來日本に好意を表せる米國人も、その大多数は感を同うすべきことは貴下の了解する所であらう。日本にしてサガレンの北部一半の還附を承諾するに於ては、日本は露國より当然受領すべき俘虜収容費以外に或金額を獲べき多少の期待を与へらるべきも、余は日本が欠くべからずとして提示す

る六億弗というが如き巨額は、到底要求し得べきもの、受諾せしめ得べきものとは思ふ。余は露國に對し如何に強く講和を勧告せしかは貴下の知らるゝ通りで、同様に余は日本に對しても、償金のために統戦すべからざることを力説せんと欲する。否らずんば日本は輿論の一変転に逢着すべきを余は信じて疑わぬ。輿論の向背は必然覚知し得べき影響ありとは限らざるも、さりとて、これを無視すべきでない。かつ日本は單に償金のために統戦するとも、決してその目的を達し得られざるのみならず、露國はその支払を拒絶し、そして文明世界の共通的感情は露國に左袒し、日本の要求するが如き巨額の金員を拒絶せしむるに援助するに至るであらう。勿論露國にして応諾すれば余また何をかいわん。けれども露國にして応諾せざる場合には、戦禍は更に次年に亘り、そして日本が仮に東部西比利の占領に成功するとするも、その既に消費せる金額に加えて、更に四五億弗以上を失ひ、更に甚大の鮮血を流し、剩さず日本は東部西比利を占領した所で、その獲たるものはその要せざるものに係り、露國は依然一錢の支払に全然同意せざるべきを思わねばならない。とにかく露國は、日本が消費せる十二分の額を賠償すべき位地にはいない。余のこの点に関する判断には或は誤りあるかも知れぬが、右は余が日本を理解せる所に従い、日本の利益を慮るの見地から、誠意を以て吐露せる確信である。余は文明及び人道の利益は擧げて巨額償金のために統戦するを非認するものと思惟する。

この書東は勿論秘密なるが、貴下がこれを東京政府へ打電せらるゝことは余の欣諾する所で、寧ろ貴下がその取計を為さんことを余は希望する。これを電送せらるゝとせば、即刻為さるゝに若かざるべし。」

文中巨額の償金云々とあるも、事實に於て右は軍費賠償の全然拋棄の勧告である、しかも大統領はこの手束を以て足れりとせず、翌二十三日の朝、更に追加的急信を金子に送つた。ウキツテの回顧録について訳出すれば左の如くである。

「昨日の貴下宛拙翰の補足として、余は貴下が左に關し日本天皇陛下の両全權の注意を喚起せられんことを希望する。

余の所見にては、講和を大日本帝國のためを計りて得策なりとする理由に二つある。一は日本自身の利益で、他の一は日本が或實

務を負う所の全世界の利益である。日本がサガレンを保持せんがために統戦するは理なきにあらざるが故に、余は之については敢々する意に非ざるも、露国から巨額の金銭を獲んがために統戦するは余これを悖理と認める。勿論日本は金銭を得ること或は可能ならんも、その成功には莫大の代償を要するものと余は信ずる。若し金銭を獲る能わざる場合には、日本は如何にこの上露国に屈辱及び損害を蒙らしむるも、その得る所は以て失える鮮血及び国帑の大を償うに足るまい。想うに(第一)今日戦争を終結せしむるは日本の利益なり。日本は既に滿韓の支配権を得、また露国艦隊の殲滅により自国艦隊を倍大にし、かつ旅順大連及び滿洲鐵道を獲、併せてサガレンをも占領した。すなわち金銭のため統戦するは日本に取りて何等の利益なく、この上統戦するも、結局露国をして支払わしむべき金額以上の国帑を消費するは避け難い。故に日本は今日凱旋声裡に熄戦し、以て列国間に於ける有力なる一員としての地位を占むるの賢なるに若かず。(第二)これを倫理的見地から観、余は日本が現下の難局に際し全世界に対して責任ありと信ず。文明世界は日本に対し平和の克復を期待し、列国人民は日本に信服する。故に日本は倫理の点についても軍事に劣らざる卓越を顯彰すべきである。崇大かつ高尚なる一切の名に於て日本に向つて為す所のこの祈願は、日本のこれを無視せざるべきを余は要望する。」

しかも彼は、なおこれを以て満足しない。ビショップのローズヴェルト伝によれば、彼は別に英國をして日本に多少の圧力を加えしめようと欲し、同二十三日、当時レノックスに避暑中の駐米英國大使デュランドに急電を發し、談判行詰りの要点を挙げた末「余の判断にては、日本の真の友人は、いづれも余の既に日本に告げたる通り、文明世界の輿論は單に露国より金銭を誅求するの目的にて統戦することに對し決して日本を援助せざるべきを日本に忠言すべきである。余は英國人が余の見解に賛し得んことを希望する」といい、同時に駐露メーヤー大使をして露帝に對し重ねて講和の急務を勸告せしめ、「余は日本が余の勸告に應ずるや否やは勿論確言するを得ないが、余は日本がこれに

應ぜざるべからざるを知る。若し露国にして余の勸告に應ぜば、余は日本をしてまたこれに應ぜしむるに最善を試むべし」といわしめた。大統領がその当日に於て日露兩國を如何に觸ていたかは、同じ二十三日付にて駐伊米國大使ホワイトに送つた書信の左の一節に徴するに若くはなり。

「余は日露兩國を講和せしめんとて苦悶の絶頂にある。露人は最悪である。何となれば彼等の愚鈍は支那人またはビサンチンのそれを學び、かつ彼等は戰敗者と自覺するを肯せず、事の真相を飾りなく直截的に語るも、挙げて殆んど効ないからである。そして他方に於ては、日本人は單に金銭を獲んがために統戦すべき何等の謂れなく若し強いて統戦せば、己れ自身の成果を敗滅するに至るであろう。英國政府の愚なる、日本に穩当なれと忠告するに踴躍する。この点に於ては、独仏兩國政府の好んで露国に忠告するの態度に比し遙に若かさるの觀がある。余は好結果を齎すについて多くの期待を有せざるも、能う限りの努力はなお之を尽すつもりである。」(Bishop, I, p. 408)

昨日まで熱心に日本の要求を肯認した大統領は、如何なる理由よりして今日この類の意見を表白するに至つたか。勿論大統領はその前日に於ても、サガレン北部一半還附の代償金十二億圓は過大に失するの嫌ありとし、宜しく半減して六億圓とし、外に俘虜給養賠償費として一億五千万圓、合計七億五千万圓と為すを穩当とするとの意見であると報ぜられたが、二十二日の所説は、巨額の金銭云々とあるも、露国なお肯ぜずんば金銭の要求は一切捨てよとの意を含蓄せるものと解すべきである。

休会の四日間は飛ぶが如くに去り、二十三日の第十三回會議は予期の如くに來た。兩國全權各着席するや、先づ以て再び内會議となつた。その内會議に於てウキッテは先づ曰く、「本國政府から過日の妥協案を非認するの回訓に接し

た。ついでには談判はもはや不調に歸するの外なきも、この際別に一新事情が生じたから、會議は午後二時まで延期することに致した」と。蓋し彼は前に述べた大統領から露帝への親電進達の依頼に接したことを意味したのである。

小村はこれを諾し、一応休会となつた。その午後、ウキツテは會議に臨むに先だちローゼンを顧み、「余は日本委員に一質問を發しようと思う、この質問ができるや否や予知し難いも、若し成功すれば日本は苦境に陥るであろう」と語つた。これ後段に述ぶる所の「露国に於てサガレンを日本に譲与すと仮定せば、日本は右の條件にて金錢上の要求を一切撤回するを得べきか」との質問のことである。彼は次で外相ラムスドルフ宛の一電案を起草した。中に「日本の妥協案を全然拒絶するに於ては、欧米の輿論は露国に不利となるべし」とある。彼は此の電文を發するの可否について左右に諮つた。ローゼンはこれを非とし、ナポコフとコロストヴェツツはこれを可とした。そしてウキツテはこれを打電せしめた。

午後二時三十分両国全權約の如くに相会し、本會議に入つた。小村は東京からは大体に於て妥協案を是認して來たので、今改めて我方から公然これを提出すべしと告げ、「日本政府はその講和條件の穩当なるに於て、またサガレン島割譲並に軍費払戻の問題にして満足に処理せらるゝ上は第十及び第十一の二條件を撤回すべしと提議するに於て、戦争慘禍を終止せしめんとする誠実なる希望を有することを表彰したるは自分の満足する所である」と述べ、「今また日本政府の誠意について新なる一表証を加えんがため、更に譲歩し、茲に露国全權委員に対し相互的譲歩の方案を提出すべく、この方案は極めて重要なものに付、露国委員に於ては最も慎重なる考量をこれに加えんことを希望する」といい、左の覺書をウキツテに手交した。

- 一 サガレンを二分し、北緯五十度以北の地は露国に還附し、該緯度以南の地は日本に屬せしむること。
- 二 日露兩國は宗谷海峡及び樺太海峡の自由航行を阻礙すべき何等の措置を執らざるべきを互に約すること。
- 三 露国は北緯五十度以北の一半の還附に対する報酬として金十二億円を日本に仕払ふこと。
- 四 上記の趣旨に於て協定成立せば、日本は軍費払戻の要求を撤回すること、但しこの撤回は露国俘虜の保護及び給養のため日本の支出したる経費に及ばざること。

ウキツテは一讀の後、「自分に於ても講和成立の希望を以て既に能う限りの力を竭したが、今日日本全權委員に於て双方の企図せる平和の目的に対し新たに一步武を進めたのは自分等の頗る感謝する所である」と述べ、「けれども自分の意見を吐露するに先だち、本問題に関する位地を確め置くの要がある」とて語を進め、「露国に於ては如何なる名義及び形式を問はず、俘虜給養費以外に軍費を支払ふことを肯じ難し。ついでには日本全權委員に於て軍費払戻の思想を一切脱却して何等かの妥協案を成立せしめ得べき考案なかるべきや」と問うた。小村は、「日本全權委員の提出したる方案は、サガレン島譲与及び軍費払戻の二大問題の解決に関する一切の難題を排除するの目的にて作成せられたもので、この提案にして採用せらるゝ所とならんか、一方に於ては日本政府がその領有を緊要とし、特に今現に占領中なる事實に鑑み一層その然るを認むる所のサガレン島問題に関する妥協となり、他の一方に於ては露国全權委員が払戻の名義の下に仕払ふことを不能とする軍費問題に関する妥協となる。かつ本案の形式たるや、露国全權委員が頗る強固に維持したる異議を排除し、同時にサガレン島北部を露国に還附する一方法である。そして日本は右還附に関し領収するを正当なりと料する金額を領収することを要する。軍費払戻要求の撤回は、前掲覺書にも述べたる如く本妥協案

の受諾を條件とするにあらざれば行われざるものなることを省慮ありたい。要するに我方に於てはこれ以外に妙案なきも、若し露国側にあらば我方に於て欣然考量を加うるを辞さない」と答えた。

ウキツテはこれに対し、「自分に於ては本国政府の承認を経たる何等考案なきも、今全然個人的の參考迄として日本全権委員の所見を叩かんと欲する他の一点がある」と述べ、「露国に於てサガレン全島を日本に譲与すと仮定せば、日本は右の條件にて金銭上の要求を一切撤回するを得べきか」と問うた。コロストヴェツツの日記によれば、ウキツテはこれにより日本は単に金銭のために続戦すとの意を日本全権の口から明かにし、以て輿論を露国の側に一層寄せ付けたとの考案にて、無論わざとこの質問を發したのだとある。(Korostovetz, p. 97)。またウキツテの幕僚の情報主任デロンが講和成立の翌月に公表した「日露講和始末」にも、「ウキツテは始めから未決案件を金銭問題の一点に押付けんと苦心し、そしてその上は和議破るゝも可なり、また自ら恐るゝ所なし、輿論が之に賛するからと信じていた。……ウキツテは一日小村男に問うて曰く、我方仮に貴国に樺太の南北両半を全然獻するとせば、閣下は償金の要求を全然撤回せらるゝかと。小村男は儼然答えて曰く、否と。ウキツテは翌日英國の新聞記者に向ひ、諸君請うこの一語を牢記せよと叫んだ。ウキツテのこの言たる、実は樺太を割くに意ありていえるのではなく、ただ日本全権の口から一事実を誘ひ出さんがためであつた。一事実とは外でもない、金銭は東京政府の最も急とする所、樺太はただ日本に取りて金銭幾許に換ゆる代償のみ、故に日本の樺太を領有するの否とはその国利国威とは相関せず、ただ爾く見せ掛くるのみ、樺太のために戦うはこれを領有せんがためではないとのことこれである。」(Dillon, *The Contemporary Review*, Oct. 1905) と記せるより推して、ウキツテの意が一に右様の画策に存したのは事實であつたと思われる。

この狡猾なる試問に対し、小村は冷然答えた。「軍費払戻の要求を抛棄するの困難なるは、なおサガレン島全部の還附に同意するの困難なるがごとし」と。ウキツテは「報償金問題は元来サガレンの一半の還附を受けるより起るものであるから、同島を挙げて日本に譲与すると仮定すれば、該問題は自然の結果として消滅すべき筈ではないか」と論じ、小村は「単に形式上から論ずればそういえようが、實質上から考えれば然らず。すなわち、妥協案は償金または軍費といわないで、土地還附に対する報酬の名義にて金銭を授受するにある。随つて日本政府に於て相当と認むる金額を要求するは当然である。故に妥協案は現下の二大難題を満足に解決すべき唯一の考案である。かつ同案の精神は相互の交譲にある、そしてこの交譲は自由意思に出で、圧迫の結果でないから、両国間に一切不満の原因を遺すことなく、ただ目前の解決のみならず将来日露両国の親交を計るに於ても甚だ有効である。故に本妥協案について重ねて露国全権委員の熟考を促し、併せて露国政府のこれに同意すべきや否やを知らんことを要望する」と云つた。これに対しウキツテは「本妥協案はその實質に於て新形式の下に軍費払戻の要求を包含するもので、金銭の要求なき他の一切の方案は日本の受諾せざる所なることは明瞭となつた」と答え、「露国は俘虜給養費以外の軍費払戻に同意することはできない、随つて本妥協案は到底本国政府の受諾を得べき見込がない」と言明した。かくて本問題に關する双方の見地は以上の討議にて明白となつたので、両国全権委員は二十六日を以て最終會議を開くことを相約し、同日の會議を閉じた。

この時に方り我国にありては、朝野挙つて講和條件を強硬に論議し、その最も穩健と認められる意見ですら、割地及び償金を以て必須の條件とし、露国にしてこれを承諾しなければ飽く迄統戦せよ、とは殆んど異口同音であつた。

しかも露国の態度は更に強硬で、露都では統戦論は日に昂騰して講和説には殆んど耳を傾けない。陸軍大臣サカロフの如きは、滿洲現在の日露兩軍の詳細なる勢力比較表を添えて露軍の優勢を奏上し、新たに滿洲軍の総司令官となつたりネウイツチは胸中の神謀奇策を内外に示すため、又前総司令官クロパトキンは既往会稽の恥を雪がため、いづれも勝算なしとの予報を閣下に致し、戦局挽回の成算歴々たるこの際、儒子の口舌にて国を誤るが如きは堪え忍び得ず、というが如き電稟、要求、懇願は陸續滿洲から露都に到達する有様であつた。露都政府は逐一これに動かされ、蔵相コフツエフの如きは当時帝の諮詢に対し「臣は大蔵大臣として統戦は極めて困難で、講和は財政上から觸て最も望ましいというの已むなきを認む」と奏上したにも拘らず、和議の声は復たその耳に入らず、況して割地賠償の條件の如きをや。されば露帝は八月十八日、煥帝誕辰祝賀のために催した宮中の宴席に於て同国大使に対し「朕は一寸の地も割譲すべからず、ルーブルの金も支払うべからずとの嚴命をウキツテに發した」と語り、かつ「在滿洲露軍の現状には朕頗る満足する」と迄颺言し、殊に露国政府は新たに翌年一月を期して議會召集の大詔を發し、国内民心を緩和して拳国一致の策に出でようとし、全国の新聞をも操縱して講和反対の声焰を鼓吹せしめつゝあつた。されば駐露米國大使は同月二十三日露帝に謁して大統領の親電を伝え、更にこれを敷衍して講和成立の要を勸奏すること縷々二時間の久しきに亘つたが、露帝はこれに答え「朕は断じて妥協案に同意するを得ない。寧ろ全露國民に懇え、自ら陣頭に立つて滿洲の野に出陣せん」と迄いつた情勢であつた。

大統領ローズヴェルトはこの險惡な情勢に鑑み、一面には前述の露帝に対する親電以外に、別に独帝及び仏國大統領にも妥協案の内容を報じてその成立の斡旋を請ひ、他の一面には我國に対しても一層の抑讓を促し、重ねて金錢問題のために統戦するの不利なる所以を説いて我が省慮を求め、更に金子と会見の結果、二十三日を以て駐露大使メー

ヤーに対し、露帝に即時奏上せしむべき第二の電報を發した。言辞更に直截、彼でなければ敢然言ひ得ないので、その文意左の如くであつた。

「余は再び陛下に対し勸告するの已むを得ざるを感ずる。その理由は前電の趣意を明瞭にし、陛下に於て誤解なきを望むにある。陛下下に良心に懇え、良心の指導に従ひ、兩國全權の立案したる妥協案を是認するの途に出でられんことを切望する。今朝露都發の電報によれば、陛下の外務大臣ラムスドルフ伯は露国は償金及び土地割讓共に同意するを得ずと声明したりとある。これ明かに統戦の予告と認めらるべきが、しかも統戦の戦には、日本の困難は勿論なるも、露国の災害は更に未曾有の極点に達せんことを虞れる。余が各方面から接受した軍事報告に徴するも、露国は日本の敵にあらず。恐くは遂に浦塩、哈爾濱、及び東部西比利を奪つて失うに至るであらう。露国はイバン皇帝以来未だ嘗て土地を失ひたることなきに、今や日本のために土地を占領せらるゝの不幸に会せんとする。切に請ひ、速に妥協案により平和を回復せられんことを。薩哈連一部買戻の金額に至りては、宜しく兩國全權をしてその多寡を商定せしむべく、万一これが商定に苦しむの事情ありとせば、英仏兩國の最高者をしてこれを評定せしめ、兩國全權に報告せしむることゝ為すも可なるべく、右選任に就ては日本は英人、露国は仏人を指名するか、または英仏兩國政府に於て日露兩國承認の下にこれを選定することゝし、そして該委員の評定したる金額は必ずしも、兩國全權を拘束せざるものと為すべきである。この考案にして幸に陛下の嘉納する所とならば、余は日本政府に向つて同様の勸告を為すであらう。余が茲に再此の勸告を為すは、兩國のため人道のため無益の殺傷を中止し、平和の慶福を恢復せんことを願うに外ならない。」

右大統領の第二の電文を携えて露帝に奏上したるメーヤー大使に対し帝が如何なる挨拶を為したか。その全貌は今に明瞭でない。が要するに依然「一寸の地もルーブルの金も日本に与うるを得ず、この既定方針は毫も変更するを得ず」というを眼目としたものであつたことは殆ど疑を容れない。但し極めて信憑すべき当年の「一消息から推測すれ

ば、その際露帝は終りにサガレンの南一半は必ずしも割愛するを惜まず、との意に解され得べき最後譲歩の語気を洩したらしく思われるが、この点に關しては更に後述するであらう。

かかる間に二十六日となり、兩國全權は約の如く午後三時を以て第十四回の會議に臨んだ。この日ウキツテは予め談判を不調と見定めたものの如く、午前に隨員のコロストヴェツツに對し、明日当地を引払うとして勘定書を帳場より取寄せ置くことを命じ、別に九月五日ニューヨーク発の歐洲行汽般に便乗するの日取りにて同地旅館に室を予約せしめるため、他の一員に同地へ先發方を命じたなど、その決心略々察すべきである。午後四時三十分、正式の會議に入るや、小村は二十三日の覺書に對する回答如何をウキツテに問うた。彼は答えた、「到底本国政府の同意を得べき見込なしと断念した。自分等兩人は、能うべくんば妥協案にて講和の成立を計ろうと尽力したけれど、今や滿洲について既に議了した條款すら露国には強力の反對がある。かつ露国陸軍は今や戦局挽回の成算を確信しつつある。その判断の可否は専門家ならぬ自分等は言明し難いが、僥倖は双方にあらうから、必しも当たらないとも限らぬ。とにかく露国陸軍は講和には絶対に反對で、若し本国外務省に於て自分等の尽力を贊助しなかつたならば、談判は疾く既に破裂していたであらう。要するに今や自分等微力の及ばざる所で、随つてこの上談判を継続するも奏功の見込がないから、成るべく速にこれを終結することを希望する。さりながら日本全權委員に於て平和のため充分の尽力を惜まれなかつたことは自分等もこれを認むるので、互に悪感情を懷くことなくして袖を分ちたい」と。小村は充分それを諒得するの意を答え、とにかく最後の会見として今一回の会見を遂げ、その際改めて妥協案に對する露国政府の正式の回答を求めることにし、翌々二十八日午後三時を相約して同日は相別れた。

局面は愈々行詰まつた。その二十六日、我が政府は金子を通じ、前述の二十二日を以て大統領から我が政府に致した勸告に對し、「大統領が從來文明及び人道のために斡旋せられた高尚なる趣旨は夙に日本政府の深く諒とする所、今また特に米國その他列國の感情に顧み、日本のため誠実友好なる勸告を与えらる。政府はこれに對し重ねて深厚なる謝意を表し、その勸告を容れ、報酬金額に關しては一層の譲歩を為すに躊躇しない」との意を挨拶した。しかもこの電文は、同日中には小村の許に移電せられなかつた。よしんば移電せられたとしても、いわゆる一層の譲歩とは何程迄を意味するかは不明で、目前の解決案としては多少の距離がある。されば小村は同二十六日午後四時四十分を以て會議を閉じ、ウキツテと別れた後、備さに事情を具して最後の訓令を政府に電請した。小村はこの請訓中に於て、露帝はリネウキツテ將軍の報告等にて滿洲軍に戦運一転の望あるを確信するに至つたものゝ如く、随つて米國大統領の第二回の親電も格別の効なかるべきを述べ、

「しかも今に於てサガレン及び軍費問題に關する我が主張を抛棄するは我が政府の榮辱に關すること頗る大であるから、若し大体妥協案の如くに纏らなければ談判断絶の途に出づるの外ない。よつて本員は二十八日の會議に於て妥協に對する露国政府の公然の回答を受け、これに對し我國の位地を明かにするため一宣言を為し、この宣言に於て本員等談判の発端より常に交譲和協の精神を以てこれに処し、幾多の條款を妥定したる後遂にサガレン割讓及び軍費払戻問題についても妥協案を提出し、以て人道と平和のため円満に談判の終局を告げしめんと企図したるも、露国は峻拒したるため、我が政府に於ては已むを得ず談判を終了すべく、随つて統戰の責任は一に露国にありて存すとの趣旨を披瀝し、談判を断絶してニューヨークに引揚ぐる積りである。」

と稟申した。

政府に於ては事態の重大なるに鑑み、慎重の考量を加えた上最後の訓令を發することにし、折返しその旨を小村に電達の上、取敢えず二十八日の最終會議を何等かの名義の下に更に二十四時間延期するよう取計うべき旨訓令した。そこで小村は二十七日夜、特に高平をウキツテの許に派し、右延期のことを申込ました。コロストヴェツツの日誌にいう。

「夕刻(二十七日)高平と落合はウキツテの許に來訪した。ポコチロフは通訳として既にその席にあり。會談は約一時間で終り、高平は室を出づるや、戸外に集まり居れる新聞記者連に対し次會の會議は火曜日まで延期せられたと告げた。ポコチロフの言によれば、高平は右延期請求の理由として東京ポーツマス間には十四時間の差あり、随つて東京から今に回訓に接せずとのことを以てしたという。ウキツテは、自分等は此の上の延期請求には応諾しない。全世界が談判の結果を待遠く感じている際、処決の遷延は不面目の想ありと述べた。」(Korostovetz, p. 103)。

事實の際ウキツテは高平に対し、露帝には米國大統領の再応の勅告をも断然承諾せず、現に在露米國大使が右勅告を書面に認め外相ラムスドルフを経て奏聞したのに、露帝は右書面の側に「本件に就ては既定の方針を毫も変更すべからず」と書して外相に下附せられた程で、到底帝意を翻す能はず、随つて妥協案に関しても、自分はこれを峻拒すべき厳密なる訓令に接し居れりとのことを縷述し、會議の延期には異議なきも、此度こそ之を最終の會議と為されたと述べた。ウキツテは高平の辞去後直ちに露都に打電して曰う、

「本日高平は書記官を通じ余に會見を求めて來たので、余は夕食後余の室で會見すべき旨を答えて置いた。高平の來るや東京との間に十四時間の差があるので、今に東京から回訓に接しない、については明日の會議を明後日すなわち火曜日に延ばし呉れまじきやと述べたので、余はその要求を拒絶すべき何等の權利なしと考へ、然し最近の勅命に遵つて一旦決意したことは如何なる場合に於ても、また如何なる事情あるも、これを譲す能わざること、陛下の勅命は最後の譲歩なること、何等新規の提案は余之を露都に取

次くまでもなく、直ちに峻拒すること、随つて余のこれを承諾するものと思惟するに於ては、相互の時間を徒費するのみで、また世界を失望に繋ぎ置くに過ぎざることを最も明確に高平に向つて断言した。高平は余の意味を了解したものゝ如く、會議の延長に対する謝意を述べて辞去した。余は高平の語調からして、彼は露帝の大統領に対する回答のこと及び駐露米國大使引見のことを大體承知し居るものと推量した。」

ウキツテの報告に対し露帝はその紙端に「とにかくウキツテに談判終結の朕の命を訓令すべし、朕は日本の寛大なる譲歩を俟つよりは寧ろ統戰を欲す」と記してこれをラムスドルフに下附せられたので、外相はその次第をウキツテに訓令した。

小村も、愈々決裂に決心し、二十七日夜半その決心を政府に電稟した。これは二十六日發の前電を敷衍し、重ねてその趣旨を徹底せしめようとしたもので、その要旨は左の如くであつた。

「談判は今日もはや疏通の途なきに至つた。本員等能うべくんば妥協を遂げ、和議を成立せしめようと欲し、最初我が要求条件提出に際しても頗る注意を用い、逐条討議に於ても譲歩し得べきだけは譲歩したのみならず、適當の時機に於て艦艇引渡及び海軍力制限の二条件の撤回を宣言し、なお進んでサガレン割讓と軍費償還問題について妥協案を提出し、談判を妥結せしめようと努めたが、露國は右の二問題については自説を固執して毫も譲歩を示さない。その間大統領に於ても各方面に対し極力斡旋の勞を執つたが、露國をして反省せしめるの効なく、却つてその決意を固めしめた感がある。蓋し露帝は大統領の第一回親電に対し、現にそのようなことを断言された以上は、第二回親電も同様無効なるは察するに難くない。また本日の内會議に於けるウキツテの言から考へても、露帝の意思を変更せしめる望は全然絶えたものと認めざるを得ない。思うに露帝はリネウイツチの報告等により、滿洲軍の優勢で戰運を一転するの望あるものと確信し、この際講和を為すの意思はなきに至つたものと見るの外ない。然るに右の二問題

は当初よりして世上の最大注意を惹き、本員等も最後数回の談判に於て専らこれに関し論争して来た所であるから、今に於てこれを抛棄するは我國の榮辱に關すること大で、若し大体妥協案の如くにして纏らば可なるも、否らずんば談判を断絶するの外もはや取るべきの途はないと思ふ。ついでには次回の会見に於て妥協案に対する露國政府の公然の回答を受け、これに對し我國の位地を明白ならしめるため一の宣言を為し、すなわち我方の談判の当初から常に交譲和協の精神を以てこれに処し、幾多譲歩を重ねた後、終にサガレン及び軍費問題についても妥協案を提出し、人道と平和のため円満に談判の妥結を企図せしも、露國の頑然拒絶したため、我國に於ても已むを得ず談判を終了すべく、随つて統戰の責任は一に露國にある旨を宣言し、以て談判を断絶すべく、然る上は本員等は直ちに当地を引揚げ、ニューヨークに到つて局面の發展を見ようと欲する。終に臨み本員等は今回の談判に於て深く我が政府の主旨の存する所を体し、不肖ながら微力の及ぶ限りを尽したるも、不幸にして事ここに至つたのは甚だ遺憾なるが、もはやこの儘にて解決の方法はないから、已むを得ず最後の手段を執るに決心した次第である。」

しかも小村は高平からウキツテとの会談の復命を聴くに及んで、その決心は弥が上に固くなり、前電発送後二時間を出でざるに、大要左の如き一層強硬なる電票は小村から追発せられた。

「ウキツテの談により露國の真意は益々明瞭で、すなわち軍費のみならずサガレンの一部も割讓するの意なく、剩さず現に兩國全權に於て既に妥定したとすら非認するの傾あつて、要するに和協の精神はもはや全然これなきこと判明した。蓋しウキツテ一己としては真実平和の恢復を希望するが如くなるも、国内の形勢は急転して主戰派再び全盛の勢力を振い、皇帝も全くその掌中に歸し、随つてウキツテも、已れ一個の希望如何に拘らず、もはや断然談判を破裂せしめるの外なきことを覚悟したことは明かである。事ここに至つては我が執るべき策は單に二途あるのみ。すなわち全然軍費及びサガレンの二条件を抛棄するかまたは統戰するかで、軍費のみを抛棄しサガレンについて妥協を纏めるが如きは到底望なきに至つた。然るに右の二条件を合せて抛棄するは、露國に向つて屈服するに均しきのみならず、かくの如き事情の下に講和するもその実行寛くなく、例えば遼東租借權及び東清鐵道讓与の如

き、日露兩國相互に清國の同意を得べきこととなつてゐるから、若し露國に於て善意なければ如何ようにも妨碍を試み得べく、随つて右の約束も空文に歸し、我方に於ては当初の目的を貫徹すること能わざるに至ると信ずる。右の如き次第であるから、政府に於てもこの上は断然統戰に決意せられ、第二の時機を待たず講和を議するの外他途なしと信ずる。また軍費及びサガレンの二問題で談判を不調に歸せしめるに於ても、世界の同情を繋ぐには懸念なく、殊に我方は事実占領中のサガレンをすら分割して妥協を遂げようとする迄に至つたのであるから、世の公論は必然我が地歩の正当なるを是認するに相違ない。」

小村にして談判を中止し、ポーツマスを引揚げてニューヨークに還つたとすれば、大統領は必然露帝に對し更に剴切な勸告を為すべきは勿論、独帝その他一二の元首の斡旋をも求めて極力和議の妥協に一倍の尽力を試みたであろうことは想像するに難くない。しかし局面が果して如何なる程度まで新たに展開するかは、何人も予測し得なかつた所である。運好くば大統領の一倍の尽力は或は成功したかも知れぬが、露帝にして飽く迄頑拗で動かなければ、日露兩國全權或は一旦袖を別つて歸國するの已むなきに至つたかも知れない。小村はこの二つの場合を共に予想し、既に潜在荷物調度の整理を命じ、ポーツマス市民の好意に對する答礼として同市慈善資金に二万弗の寄附を為すべく小切手を認め、礼状をも印刷に附し、引揚げに關する準備殆んど既に成り、今はただ東京からの一電を俟つのみとなつた。

露國の態度に關する小村の判断は、政府が當時各方面から接受した諸情報と概ね符節を合し、事実誤りなき判断であつた。その誤りなき判断であつただけ、政府は小村の断呼たる方針を採決執行するについて却つて躊躇せざるを得なかつた。當時我が有力な代議士で滿洲視察より歸來し、「廟議今日若し講和に決するが如くんば、滿洲數十萬の我が將兵は、上は大山総司令官、児王総參謀長から下は小隊長伍卒に至る迄一斉骸骨を闕下に乞うの決心なり」と真面目

に報道したのもあつたが、我が滿洲軍の情勢は、表面の臆言は別とし、事實に於ては小村の強硬な對露折衝との間に余りに距離がめつた。これを確實な計算に徴するに、在滿洲露軍の實勢力は既に逐月加わり来り、また奉天役當時の露軍と同一視し難いものであつた。實をいへば奉天役とても、數理に於ては我軍に取つて随分危険な戦闘であつた。その以前の黒溝台に於ても、沙河に於ても、遼陽に於ても、我軍は常に勝つことは勝つたが、敵に致命傷を与える機会は常に逸した。これは要するに兵力不足のためであつた。奉天役に至つては、予備の旧兵より急募の新兵に至る迄、苟も戦線に立たしめ得るものは悉く立たしめ、日本陸軍の総揚げを行つたもので、当年の国力に於ける我が戦力の最大限度を搾り尽したのは掩うことの出来ない所であつた。その大会戦は幸に我が全捷に終つたとはいへ、これ以上の余力は露軍と反比例の状勢を呈し、月日の経過と共に其の勢力の差は益々我方に不利とならざるを得なかつた。當時兎玉総參謀長は、勅命にて奉天会戦始末伏奏のため、三月下旬戦地を發して一時帰朝した。その際彼は文武首脳者に戦争を始めたものは戦争を止める技倆を有せねばならぬ、貧乏国がこの上戦争を続けて何になる、と論じ、今や戦局收拾の秋であると力説したのは、公然の秘密であつた。しかも大山元帥がその莽邈たる輪郭の裡に夙に戦局の前途に對し遠眼遠慮を有していたことは、人多くは之を知らない。彼は滿洲軍を統帥する大命を拜したその日、郷友の山海相を訪うて挨拶し、その際訥々として曰つた、「戦さは勝ちます、けれども止めを刺す時機が大切でござす、慎吾どん（故西郷従道侯）でも生きて居らばだが、（中略）幾らか余裕のある所で鞘を収める、その大切な所をあなたに頼みます、非難攻撃は御身に集まりませうが、御国のためでござす」と。真に然り。大山は奉天大会戦中の或朝、急馳して報告に伺候した一參謀に茫乎として先づ「今日も戦さはありますか」と尋ね、心氣昂奮せる參謀の頭上に一斛の

冷水を浴せ掛けた人、陣中單に床柱の飾物と人から見られ、自らも許していたが、その大機を捉える政治家的識見に至つては、到底尋常武弁の追隨を許さないものがあつた。

當時彼我情勢の予断について彼我双方に誤算も少なからずあつたであらうが、殊に我が財政当局の想像以上に鞏固であつたのは露國の財政で、我が軍事当局者の計算以上に偉大の好成績を示したのは西比利鉄道の輸送力であつた。財政のことは今略し、西比利鉄道の輸送力は、開戦前後には列國共に重要視しなかつた所で、殊に鉄道輸送の計算に長ぜる米國の専門家にして、例えば北清事変の際に米國軍隊の指揮官であつたウエルソン將軍、軍隊輸送に特殊の経験あるグリフィン將軍、その他諸鐵道会社当局者の当時洩した意見を綜合するに、作戦の策源地を距る六千哩の遠隔地に於ける三四十万の軍隊に兵器彈藥及び糧食を輸送供給して遺算なからしめるが如きは頗る難く、その輸送に堪えるは開戦後精々八カ月を出でず、その後は線路も破損し、遂に用を為すこと出来ないであらう、というのでこれが實際家の概ね一致した所見であつた。然るに多年米國にあつて鐵道の實務を研究し、歸國して西比利鉄道の經營輸送の局に當つた露國鐵道大臣ヒルコフは、開戦以來非常の努力を以て部下を督励し、多數の外國技師をも聘用し、從來の不完全な鉄軌及び車輛に大改善を加え、貝加爾湖の線路を急設し、処々副線及び回避線を設備し、戦局の進むと共に終にはその回避線を用いず、東行の車輛を歐露に送還せしめないで、これを滿洲に打棄て、急造の新車輛を続々東行せしめる一方とし、かくして数千哩の單線を事實復線に運用した結果、露都及びモスクワからの一條の鐵道はよく北滿に数十万の大軍を集中せしめるに略々遺憾なきを得た。のみならず當時の露兵は、その素質も殆んど全く一変した。露國の極東派遣兵は、当初は専ら壯年以上の予後備兵であつた。奉天役當時にあつても、過半はそうであつた。

露国が軍の精銳は歐洲に留め置き、専ら予後備兵を極東に向けたのは、当初日本軍を見縊つた結果であるか、歐洲の中原に何時事変が起らぬとも限らないとの予測に出でたものであるか、或は露国は仏国との同盟に於て精銳の若干軍団は常にこれを最迅速に西境に動かせる手筈にして置くべき義務を有していたという關係にあつたのであるか、それは明確でないが、いづれにしても在歐洲最銳の二ヶ軍団が始めて滿洲に向つたのは、講和談判に程近くなつて來てからのことである。されば在滿洲露国軍は、奉天役後に至つて量も質も共に予想以上に増大して來たことは掩うべからざる事実であつた。クロバトキン將軍の回顧録にも曰う。

「一九〇五年の八月には、我が露軍の能力は、露国陸軍史上未曾有の最高点に達した。リネウキツチ大將は第十三軍団の到着を以て決戦を開始しようと準備し、そして同軍団の本隊は既に哈爾濱に着し、後隊は既にチエリアピンスクを過ぎ、今は百万を算する編成完備の精銳は、血闘の持続に用意欠くる所ない。(中略)露軍は新に大約十万の少壯兵を得たから、老年の予備兵は大部分これを後方勤務に移し、戦線の面目は全く一新した。開戦以來軍が完全に充塞せられたのは、この時を以て嚆矢とする。或団隊、例えば第七西比利軍団の如きは、兵員所定数に超過し、各中隊はいづれも二百名以上を前線に立たしめて尙お余裕があつた。四平街には堅固に砦壘を築き、公主嶺及び寬城子にも牢乎たる防禦線を設け、常に敵の前進を喰止め得るのみならず、進んでは優に攻勢を執り得るの計算であつた。(中略)これを奉天役の當時に比すれば我が兵員は殆んど倍數となり、位置は一段の鞏固を示し、攻進の用意全く成つた。要するに露国の戦史ありて以来、未だ曾て一九〇五年八月の滿洲に於ける我が第一、第二、第三軍の集中に於て見たが如き優勢有力の軍情を戦場に見たことはない。この好潮時に於て、突如ポーツマスから講和成立の悲報は到つたのである。」(Kurpakin, I, pp. 230—235)

我が陸軍側にては、當時の情勢を如何に判断してゐたか。「元帥寺内伯爵伝」に曰う。

「連勝に押れて敵愾心その極度に達せし多数国民は、最も有利なる条件を以て戦局を結ばむことを企望したるに對し、深慮ある軍事家は戦争継続の甚だ不利なるを看破し、或程度の条件を以て和を講ぜむことを思ひ、朝野の希望に多少の逕庭ありたるものゝ如し。(中略)滿洲の軍情如何殊に出征將士の精神的状態は如何、これ實に和戦を決定すべき先決問題なるを以て、聖明特に御軫念あらせられ、參謀總長山県元帥に命じて戦地を慰訪せしめ給ふ。かくて山県元帥は小村外相の出接後直ちに旅程に上り、七月二十一日を以て奉天に到着し、先づ大山元帥について軍情を聴知し、翌日最前線に進みて實地に戦況を視察し、二十五日總司令部宿舎に大山總司令官、兎玉參謀總長、黒木、奥、乃木、野津、川村の各軍司令官を集めて會議を開き、茲に我が滿洲軍の執るべき態度を決定して帰朝の途に上らる。當時に於ける露軍は大にその兵力を加へ、四平街を戦闘陣地の中央とし、以東の山地にはクロバトキン大將の統帶せる第一軍歩兵百六十大隊、騎兵八十四中隊、砲兵四十七中隊を以て防衛し、以西遼河に至るまでの平地にはカウリパルス大將の統帶せる第二軍歩兵百七十六大隊、騎兵四十二中隊、砲兵六十八中隊を以て防禦陣地を固め、遼河以西の蒙古地帯にはミシエンコ中將の統帶せる騎兵四十八中隊、砲兵三中隊を以て奇襲に備へ、北山城子、海龍城方子にはレンネンカンフ中將の統帶せる歩兵四十二大隊、騎兵二十四中隊、砲兵十四中隊ありて側面を警戒し、公主嶺にはピリデルリング大將の統帶せる第三軍歩兵百二十八大隊、騎兵十二中隊、砲兵四十八中隊ありてリネウキツチ總司令官の戰略予備隊となり、總兵力歩兵五百三十八大隊、騎兵二百十九中隊、砲兵二百七中隊と注せらる。我が將士如何に精銳なるも、約三倍の勁敵に對して進攻せむことは甚だ難し。況んや現役士官の多数は過半死傷して予備士官の之に代るに對し、歐露新來の露軍はいづれも皆歐露の編列兵なるに於てをや。剩さへその士氣に於ても亦彼我全くその位置を換ふるに至れるあり。されば山県元帥の炯眼早く既に戦争継続の極めて非なるを洞観し、帰朝後主として講和進捗に努められたるものゝ如し」(第四〇五、六頁)。

最もオーソリタチヴとすべき右の記事に徴すれば、我が滿洲軍の情勢実にかの如くであつた。よしんば彼我の軍情に叙上の懸隔なしとし、奉天役當時の位地を以て押進むとしても、長驅ハルピンを衝く迄には少なくとも三ヶ所の難

関があつた。そしてその一つを占領するにしても、少なくとも二三十万の死傷を覚悟せねばならず、況して彼我の軍情既にその位地を易えているから、更に続戦一ケ年に亘ると仮定すれば、新に少なくとも二十五万の兵と十五億円の財とを要するが、確たる成算を立つことは、当局有司に於て到底難しとせし所であつた。局外者はこれを解せず国民は好んで談判破裂を叫び、軍隊は強いが外交独り弱しと妄想し、戦局を收拾するについて最も強硬であつた小村を逆に軟弱と罵つた。これについては小村が進んで責任を一身に負うの精神を以て、その在世中曾て一たびも当年の真相を弁疎釈明しなかつたのは真に同情すべきである。さるにても彼我の実勢をよく弁知した政府当局は慎重に慎重を加え、元老及び閣員は小村の前記二回の電票に対して愈々最後の審議を尽した。

当時ポーツマス内外に於ける大小諸分子の暗中飛躍を視るに、先づウキツテは八月二十四日聯合通信社を通じて一片の陳述書を發表し、中に於て

「日本が中立港通入軍艦の引渡と極東海軍力の制限の二案を撤回したのは、ただ名義上の譲歩である。軍艦なき露国の海軍力を制限せんとするは無意味で、通入軍艦引渡の如きは本来不合理の要求である。故に此の二ヶ条の撤回は譲歩とはいへない。サガレンの北半部を還附して十二億円の代償を求めようとするは、名を還附代償に托して償金の実を得ようとするに外ならぬ。この修正たるや、日本が平和に誠意あるものとは認め得ない。露国は既に為し得るだけの譲歩を為し、そして日本は既に獲べきだけのものを獲た。今日残つた問題はただ金銭の問題のみ。そして日本にありてはただ金銭の問題なるも、露国に取つては体面と威信との問題である。日本が金銭の要求を撤回するは露国がこの要求に同意するよりも遙に容易である。日本がこの要求を撤回しない限りは、平和は成立しない。」

と記した。この論は著しく米国の輿論を露国側に偏重傾倒せしめるに力あつた。当時米国の言論界の同情は漸く日本を去り、次第に露国に移ろうとし、予て親日主義を以て目せられた紐育サン紙、イヴニング・ポスト紙の如きも、日を追うて著しく親露的論調に傾き、その他の新聞紙にあつても、甚しきは日本は人類の血を以て商売道具とするものである、金と土との目的のために世界の人道を破壊しようとするものである、というが如き暴説を掲げて憚らないものすらあつた。弱者に同情するは人情の常で、戦敗国に対して中立国民が自然に同情の念を傾注するに至るのは怪むに足らないとしても、その代表者が、理と情とを巧みに俚耳に入り易く点綴して公衆に訴えたその効果は侮り難いものであつた。ウキツテはその回顧録に於て講和談判に臨んだ際の細心なる用意を叙して曰う。

「余は根本の方策を左の主義の上に立てた。すなわち(一)露国は毫末も講和を渴望するものにあらざる態度を示し、露帝の講和の開談に同意せられしは、他列国が挙げて戦争の終局を希望するが故のみとの印象を与ふるに努むること、(二)露の大国が一時の難局に逢著したこの事実を避易せず、徹にして動かざる世界の最大国の代表者たるに耻ぢざるの態度を持して行動すること、(三)米國に於ける新聞紙の怖るべき勢力に顧み、操觚者の総てに慇懃に接近し、これに全幅の注意を払うこと、(四)平民的素樸に出で、毫も倨傲の風を示さず、以て米國市民の同情を博すること、(五)猶太人が米國殊にニューヨークに於て新聞紙その他社会生活の上に大勢力を有するに鑑み、その反感を招来せしめざるに留意すること、これである。余は滯米中、恰も硝子張りの家に住する如く、恰も舞台の役者の如く、衆目期せずして余の一身に集まつたが、その間終始固く叙上の主義に遵つて行動した。余の外交上の成功は、一部はその賜であつたと信ずる。余は渡米の船中からこの計画の実行に着手し、余と幾多の船客との間に親密の關係を結び、その友情は船内から新聞紙及び公衆に伝わり、余及び露國に有利なる雰囲気を作つた。余はただに新聞記者を避けなかつた、常に彼等の需要に應ずるよう心懸け、會議の真相を報道したし、との彼等の希望を半ば達せしめた。勿論余は余の主張を最も効果的ならしむる

ため、余の吐露する一言一句について細心の注意を払った。

「日本の軍事公債の殆んど全額が米国の市場で起募せられ、随つて米国が事実日本の対露戦争の財本を供したのは公然の秘密で、殊に余の着米當時に於ける米国の同情は、概観するに日本の側にあつた。然るに余は漸次これを露国の側に転傾せしむることに成功したと信ずる。余は上記の方策の下に米国の新聞紙を次第に我が側に引寄せ、遂には余が米国を離去する頃には、全新聞紙挙げて我が味方となつた。新聞紙の向背はその国民の輿論を全く一変せしめ、余の主張及び余一個に対する有利の潮勢を馴致するに用立つたことを立証した。

「この点に於て日本の小村全権は大過失を演じた。殊に米国に育ち米人の性質を解せる彼としては、驚くべき過失といふべきである。彼は新聞記者を避け、寧ろ新聞紙から隠れようと努めた。余は敵手の拙策を利用し、新聞紙を鼓吹して彼と彼の主張とに対する反感を煽つた。余は講和談判の劈頭第一に、討議を新聞記者の前に公開するの議を提議し、露帝の全権委員には何等秘密なく、これを世界の面前に開披するに何等忤しき所なきかの如き意を諷示した。余は無論日本側がこれに反対すべきを知つたが、果して我が敵手の異議にて新聞記者の傍聴は禁止となつた。この事件は忽ち新聞記者の間に知れ渡り、日本に対する反感は著しく高まつた。会議の経過はその都度簡單なる記事にて公表することに決したが、程なく記者連は、その記事の僅少かつ簡單なるは日本側の檢閲嚴なるが故と解するに至つた。そして米国人の日本に対する同情は逐日減冷するに反し、露国に対する友情は日に増大した。」「また米国の輿論が一転して露国側に偏重するに至つたのは、余自身の動作も亦与つて力あつたと信ずる。余は余の接せる總ての米国人に対し秋毫も飾らず、氣取らず、汽車汽船に於ても、自動車に於ても、余は誰れ彼れを問はず、これに挨拶し、従業員等とも手を握り、語を交へ、その社会的地位如何を論ぜず一切平等にこれを通した。かかることに不慎なる余には頗る苦痛であつたがこれを忍びしだけの効果は確にあつた。かつこれがため、露帝の主席全権たる余の貫目は毫も減少しなかつたのみならず、却つて余の威信を大に高むる結果となり、その初め専制貴族國たる露西亜の使節を以て威儀に拘泥する接近し難きものと思惟せる米国人も今

や露帝の大臣會議議長として最顯官の一人であり露帝を代表する特派大使たるものが、その予想に反し極めて素樸鄭重なる、接近し易き、かつ最下級の米国民をも己れと同等に遇する友愛なる人物たるを見るに及んで、甚大の快感に打たれたようである。

「余の一行ニューヨークに着港するや幾多の小艇及び自動船は隊を組んで余の船を圍繞した。新聞記者は潮の如くに殺到し、米國新聞の名の下に余の安着を祝した。中には露國全権なるものを見んと欲する好奇的人々もあつた。余は露國と終始友誼の深き米國の門戸に入るに際して胸中欣快の情に堪へざる旨を述べ、米國に於て偉大なる勢力を有する新聞紙についても、多少佻諷的譏辭を吐露した。その時よりして米國を離るゝの日まで、余は余の一挙手一投足に眼を注ぐ新聞記者の的となり、数知れぬ写真班の焦点となつた。各種類の人々、殊に婦人連は絶へず余に近づき、撮写したし、とて余に静止を請うて已まない。余の自署を求むる米國各地からの依頼状は日々積んで山を作した。依頼状ならは未だしも、自身余の許に押かけて来てこれを求むる婦人も多かつた。余は欣然これに満足を与へ、訪問客殊に新聞記者には出来得る限りの好意を表するに努めた。」(Yarmolinsky, pp. 139-143)。

ウキツテのこの外交戦術に対する我が態度は實は余りに端正、正直、單純であつた。尤もウキツテが米國にあつて始終好んで新聞記者の的となり、写真班の焦点となつたと、その回顧録に記したのは、多少誇張の言たるを免かれな。現にポーツマスにあつては、日露兩國全権一行共に旅館「ウエントウオルス」に滞留中、露國側は到着したその夜の外は常に餐を自室に取り、一人として一回も食堂に出なかつたのに、我方にあつては高平は多くは自室に引籠つたが、小村は佐藤、山座、デニソン等を拉して、常に食堂に出で所定の食卓に着くことを一回も欠かさなかつた。されば或時ポーツマスの一市民が小村全権の顔だけでも見たいとの懇望を小村の一隨員に通じた時、小村は「そはお易き御用なり、食事時間に食堂に来ればイツでも見られる、兩國全権委員中常に食堂に出るのは自分だけだから」といつた話もある。小村はかく衆人の間に顔を出すを毫も憚らなかつた。けれども新聞記者との接觸は別であつた。

コロストヴェツツの日記に「大統領は金子男を通じて、日本全権委員にその余りに秘密主義を株守せず、今少し新聞紙と接触かつ親和するの要を露国側の例を引いて大いに力説した。日本の一通信員で佐藤に一質問を試みて何等の応答を得なかつたので、事を同胞に尋ねても無益だ、寧ろ直接ウキツテに聞いた方が早道だ、とまで激語したのもあつた。要するに大体に於て我が全権の興望は日に増しつゝあり、そして小村男については、何人も然りというを得なす。」¹⁾ *（Korostovetz, p. 101）*、事実その傾向の多少これあつたこと否み得ないようである。

けれども講和談判が我が国民の希望、若くは過望通りの結末を見なかつたのは、小村が新聞通信者に迎合しなかつたからだと言ふことは出来ない。当時国民の抱いた過大の希望は、如何なる外交手段を以てしてもこれを貫徹せしめることは思いも寄らないことであつた。ポーツマスにてウキツテの新聞操縦に憤慨した我が幕僚の一二は、何とか対抗策を講ずるがよいかと献策したが、小村は虚偽を宣伝しても時が来れば判かるといつたこともあり、特に小村は予備會議に於て露国全権との間に討議事項の秘密嚴守を約束したから、その信義を重んじたのである。小村は事件の終了後は、その経過を包まず匿さず公表するの方針であつた。開戦前の日露交渉経過の如き、また今次の講和會議録の如き事終ると共に小村は直ちにその全部を公表せしめたが、露国はこの両者共曾てこれを公表しなかつた位に、官僚秘密主義であつたのである。しかもポーツマスにあつては、ウキツテは小村との約束を無視してその内容を新聞通信者に洩したのみならず時に潤飾を加へて誇大に吹聴した。されば後日講和談判の一応終了した折、デロンは我が隨員の山座に対し「日本側に於て新聞記者に向つて事実を充分に打明けて彼等に満足を与えるに努めたならば、サガレンは或は全島を獲られたかも知れなう」と語つたのに対し、山座は「雙方に於て秘密嚴守を一旦約束した以上は、

その約束は重大である、日本に取りては信義はサガレン全島よりも貴い」と答え、デロンをして顔色なからしめた。さりながら少なくとも新聞紙が敵者の操縦に陥るを遮遏する点に於て我方が遅れを取つたことは否み得ない。當時米国の新聞紙を利用する以外に何等の武器を有たなかつたウキツテは、極力これを利用して露国に対する米國言論界の從來の不信不人望を有利に一転せしめようと初めより心懸けた。彼はニューヨーク到着の際、船中に群り來つた新聞代表者に対し、隨員マルテンスをして一宣言書を代読せしめ、着米の初に於て彼等の欽心を收攬したことは前に述べた。彼は同じく隨員のデロンを新聞操縦の參謀長とし、渡米の途次船中からデロンをして無線電信で先づ己れの講和觀を歐洲各地に伝えしめ、（無線電信が新聞通信に利用せられたのは恐らくこれが嚆矢であろう）、先づ世界の同情を露国に傾倒せしめるの策を講じ、同船の新聞通信員数名を時々食卓に請じてこれに愛嬌を振時き、その着米後にあつては、新聞記者の來訪する毎にデロンをして彼等を懇切に引見して露国の態度を修飾疎明せしめ、露国に対する米國言論界の好感を湧起せしめるに怠らなかつた。イスヴォルスキーの回顧録に、

「ウキツテの卓越せる一原因は、その米國に同行せるデロンの熱心かつ機才ある共助によりて、よく米國の新聞紙を利用したる例恰にある。才智卓越したこの著述家は、多年ウキツテと親しく、その全幅の信任を得たもので、余はウキツテの成功は大部分デロンに負うたものというに躊躇しなう。」²⁾ *（Seegar, p. 25）*

とある。デロンは英人を父とし、愛蘭人を母とし、露國人を妻とし、少壮の時歐大陸の二三大学に歴遊し、後オデッサの一新聞の主幹たること数年の後露都に移り、ハルコフ大学に比較言語学の講師となり、傍ら倫敦のデーリー・テレグラフ、紙の露都通信員となり、歐洲の國際政局、殊に東歐問題に關しては一隻眼を有すとの定評があつた。彼はウ

キツテと共に仏国より乗船するに先だち、特にロンドンに我が駐英林公使を訪い、日露同盟談を持出して林の所見を叩き、また日本講和全権委員として伊藤侯の任命を希望する意を述べ、林の斡旋を求めるなどその底意の存せし所が解かる。ウキツテの随員コロストヴェッツが聯合通信社支配人にして米國通信協會長たるストーンを訪い、米國の同情を冀うや、ストーンは「米國では何人も、大統領その人としても、輿論を尊重せずには何事も為し得ないことに鑑み、露國全権委員は米國の輿論を制するを絶対に必要とする。」と説き、「ただ事實を語るべし、新聞紙は金にて買ひ得るものと思つてはならぬ、賄賂は寸効もない」と切々誨える所があつた。ウキツテ以下之を服膺し、米國の言論界の趨向には甚大の注意を払つた。コロストヴェッツの日記に、

「ウキツテは着米の発端からして、米國人に訴へて白哲人種の共通利益と米露兩國の古來の友情に就て注意を喚起し、以て米國の輿論の同情と援助とを獲得しようと試みた。彼の外觀及び態度の常に極めて素朴で、外交的神秘はこれを避け、重苦しき態度は示さず世人、殊に外交閣内の人々に往々見るが如き街氣の風なきことは大に多數米國人の受けを好からしめ、いづれも彼の誠実と率直を称揚した。されば米國人中には彼の恬淡快活を見て、毫も独裁主義の露國代表者とは見えないで、宛然民主國の一首領に似てゐると評するものすらあつた。」

と記し、また後日歐洲に於て前駐米露國大使カシニーと相会し、談ウキツテの成功に及んだ時のことを叙して、

「カシニーは聰明才智の人なるが、人間の心理を理解するには余りに冷眼的で、その華府駐在の際、米國人の民主的精神を捉へ、彼等の心理に順応することを為さず、その接觸した所は主としていわゆる交際社會の範圍に限られた。彼が米國に於て好評を博しなかつたのは之がためであらう。彼はポーツマスに於けるウキツテの技能に就て余の説明を興味を以て聴き、特に余がウキツテは

單に米國人の好感と輿論とに訴へたと語つたのに対し驚きの色があつた。カシニーはウキツテの成功は討議事項に関するその知識と、かつその外交的形式及び慣例に因われず、別して本國外務省の繁文縟礼的掣肘の外にあつたによるといい、また職業的外交家は決して談判公表を認許する能はざるべく、殊に日本の反対を眼前に見ては尙更であらうと述べた。」(Korostovetz, pp. 9, 145)とある。

かくて米國の言論界の調子は次第に露國側に傾き、開戦以來常に同情を我國に寄せ、殊に講和談判開始以前にあつて割地償金の二事を当然の要求であると迄唱えた新聞紙すらも、当時一変してこれを過当不正當の要求であると論じ、我國に対し公然厭忌の情を吐露して憚らないものがあつた。露國副全権ローゼンが、一日會議を終えて旅館に帰り、ヴェランダで憩つていた際、一人の新聞記者は遙に黙礼しつゝ進み来り、「乞う非礼を恕せよ、自分は同志を代表して一声明をするがために来た」といひ、「吾等新聞記者のこの地に集まるものその数を知らず、初め来た時は百人中九十人迄は親日黨、排露者であつたが、今や比例は正に転倒した、特に之を報告する」といつてその儘辭去したとか。以てその一斑を知ることが出来る。米國の少なくとも東部方面の輿論がかく變調を呈し來つたに連れ、大統領の講和斡旋は徒に平和の天使を以て自任する己惚れの發作であり、不當の干渉であると為すの論は米人中に高まり、延いてポーツマスの内外に於ける大統領の評判は、やゝもすれば降り坂にならうとする傾向もあつた。しかも彼は容易に不評に屈するものでない。聯合通信社支配人ストーンは二十七日夜、大統領の命として金子を訪い、告げて曰う、「自分は過刻大統領を訪問し、講和談判の破裂は既に瞬時に迫つてゐることを報じ、その防止案について協議したが大統領の意見では、活路展開の唯一の途は、大統領から獨帝に親電を發し、同帝に依頼して直接露帝に勸告し、日露

兩國より各一人宛の委員を指定し、なお別に中立国から一人を加え、この三委員をしてサガレン割譲とその報酬金額を協定せしめて難局を解決せしめるの外ない。若し貴下に於て之に同意とあらば、直ちにその親電を発するであらうとのことである」と。金子は答えて「それは重大事件であるから、自分一己で可否を言明することは出来ない、一応小村全権の意見を確めて後に確答しよう」と。ストーン曰う、「可なり、については自分は今からロークス俱樂部に行き、独帝宛電信發送の準備をして置こう、かつ過刻大統領と協議しレノックスに避暑中の独国代理大使ブツシエ男に急電を発し、電信暗号携帯即時ニューヨークに來会するよう請うて置いたから、同男は今夜半に当地に着くだろう、その節は同俱樂部より電話にて貴下に通報する、なお独帝宛大統領の親電案は、その發送前貴下の内閣に供する」と。金子はこれを小村に急電し、その意見を求めた。程なく夜半を過ぎて二十八日の午前一時半、ストーンから金子に電話があつた、「只今俱樂部で独国代理大使と会談中である、直ちに來会を乞う」と。金子は馳せ往いた。ストーンは同代理大使を金子に紹介し、小村全権からの返電を問うた。金子答うるに未だこれに接すべき時刻に非ざるを以てし、款談敦刻にして翌朝を期し相別れた。二十八日午後、金子は小村からの返電に接した。要に曰く、「大統領の熱心なる好意は深謝するも、目下の形勢に於てかかる勧告を露帝に試みるも、露帝をしてその決心を翻へさしめるが如きは到底望まないであらう」と。金子はこの意をストーンに回答し、談はその儘に打ち切りとなつた。

この間に於て大統領、金子、小村、及び高平の四者間に些少行違があつた。即ちストーンはこれより先きブツシエ代理大使の來会を俟ち、大統領より独帝に發すべき親電の件について凝議したが、その内容の要領は、

露國は何等償金を仕払はず、かつサガレンの北部一半の還附を受くることとし、その報酬として混成委員の査定すべき或金額を

露國より日本に仕払うの案に於て平和の成立は期待するを得べし。この案は余の發議に係り、余より懇説の結果日本委員の漸く承認した所のものである。混成委員としては、日露兩國各同数の委員を指定し、その委員は更に別に一名を指名する。余は本案を頗る妥当のものと思考するも、未だ露帝に提出せず。余は陛下は露帝を動かすに於て、余または何人よりも有力なるべきを感じる。事態は極めて切迫し、兩國委員の關係は危機に迫つたが故に、行動の迅速なるを要する。この議陛下より直ちに露帝に進言せられまじきや。幸に成功を見るに於ては、全文明世界は拳つて陛下を徳とするであらう。これ戦争の一切の懸案を事実叙上の混成委員の裁定に移去するもので、若し陛下の裁量に於て之を至當と認め給うに於ては、露帝はこれを拒絶せられること万なからうと信する。」

というにあつた。

そして右電文の末尾には、特に大統領の注意により「露帝にして右條件を納得せられるに於ては、大統領は凡ゆる頌言讃辭を以て露帝の高徳崇行を公然天下に向つて称揚するを辞しない」との意をも挿加してあつた。

ブツシエ代理大使は大統領の前記親電の發送に大体同意したが、しかも四箇国の元首を包羅すべきこの大芝居を打つには右妥協案に日本は同意するとの金子の一言にては不充分と称し、成るべくは日本全権委員のこれに対する保障を得たいと希望した。ストーンはこれをロークス俱樂部で金子に語り、金子はポーツマスの小村に自分の資格を問合わすこと苦からずと答えた。ストーンはポーツマスに電話を掛けたけれども容易に通じない。彼は問ぬるしとし、在ポーツマス聯合通信社特派員トムソンに急電を発し、即時日本全権に面会を求め金子の資格を確かめよと命じた。トムソンは高平を訪い、その結果をストーンに送電して曰く、「高平は『金子は講和全権委員に代つて日本政府の意見を述べるの位地にあらず』といった」と。ストーンは当惑し、直ちにこれを大統領に報じた。大統領も驚いたようで、

二十八日長文の書束を小村に寄せた。その要に曰う。

「従来金子男の果次余に語れる所のは、貴下との間に充分の諒解あるものと余は信じて来たが、驚くべし昨夜ポーツマスからの連合通信社着の電信には、高平公使が金子男は余と会見する権限なきものと言明せるを報じ、随つてこの電信は余が金子をかかゝる権限あるものとして遇して来たに對し、驚愕の意を少なくも含蓄するもので、連合通信社支配人はこの報道を等閑視し能わずといった。余はこの報道は誤聞に屬し、高平氏の言明はかかる意味ではなかつたと推定する。左記独帝宛電報案は金子及びブツシエ両男と会見したストーンが貴下の所望に副うものと諒解する所に基き、余の彼と相談の上起草したもので、金子にして同意せば直ちに独帝に發送しようとしたのであるが、右の報道に顧み今はその發送を差扣へせしめた(中略)。此等の事情に鑑みこの電信は貴下がこれに同意するとの明確な保障を貴下より得ない限り、余はこれを發送しないだろう。余の金子男との談合は貴下なおこれを欲し、かつ男のいう所は貴下よりの委任に係ることを貴下より保障されない限り、余は今後これを持続しないがよいように感ずる。」

ローズヴェルトの直情径行がよく現われている。けれども右は一場の行違であつたことは勿論である。小村は之に回答して曰う。

「貴信にいう連合通信社の電報なるものは荒誕無稽である。高平は金子は余に代つて貴下に会見すべき充分の権限なしというが如き意を毫髪だに有する何等言明を為したることなしと断言するのみならず、金子男が余の全幅の信任を有すること、男の余の各に於て閣下に会談する権限あること、及び男の余に代つていへる所のものを余は全然承認することを十二分に承知する。余はかかる誤報のために閣下の心労を招けるに對し深く遺憾の意を表し、併せて金子男の余に代つて閣下にいうことあるべき総ての事柄に對し、閣下の依然充分の信用を置かれるよう期望する。」

この回答に接して大統領の腹は治まつた。が右の親電發送は、前述の如く小村に於て進んでこれを賛しなかつたにも拘らず、ブツシエはストーンと別れた後二十八日の払暁、その要旨を伯林に急報したので、その結果であるかうキツテは二十九日朝露都から、「日本全権委員の金錢要求撤回の声を俟つべし」との訓令に接した。

さても我が政府に於ては、小村の二十七日の二回の電稟に對し、文武重臣は愈々最後の擬議を尽し、結局開戦の目的たる滿韓關係の重要問題が既に有利に解決し得られた以上は、よしんば軍費及び割地の二大要求を拋棄するの已むを得ない場合に立至つても、この際講和の成立を期することは絶対の急務であるとし、この機会を逸せず是非講和を成立せしめるべきだというに一決し、勅裁を仰ぎ、二十八日發電訓を以てこれを小村に伝えた。

貴電第四百四号及第四百五号ニ関シ帝國政府ハ閣議及御前會議ニ於テ慎重擬議ノ末陛下ノ聖断ヲ仰キ結局下文ノ如ク廟議ヲ一決セリ抑々露國力妥協案ヲ絶対ニ拒絶シタル今日ニ於テ談判繼續ノ至難ナルハ政府ノ深ク諒スル所ナルモ軍事及經濟上ノ事情ヲ熟慮シ且ツ貴官等ノ折衝ニヨリ既ニ開戦ノ目的タル滿韓ニ関スル重大ナル問題ノ解決シタルニ鑑ミ仮令償金割地ノ二問題ヲ拋棄スルノ已ムヲ得サルニ至ルモ、此際講和ヲ成立セシムルコトニ議決セリ、然レトモ先ツ償金問題ヲ拋棄シ割地問題ヲ維持スルコトハ談判上從來我ノ執リタル態度ニ照ラシ此際ノ機宜ニ適シタル歩武ナリト思考スルニ付貴官等ハ次回ノ會合ニ於テ左ノ如ク提議セラルヘシ

露國政府カ兩國全權委員ノ發議ニ係ル妥協案ヲ是認スルニ至ラサルハ帝國政府ノ深ク遺憾トスル所ナリ、然レトモ帝國政府ハ人道及文明ノ大義ニ重ヲ置キ且日露兩國真正ノ利益ニ顧ミ最後ノ議歩トシテ露國ニ於テ帝國ノ樺太占領ノ既成事実ヲ確認スルノ条件ヲ以テ軍費償還ニ関スル我要求ヲ全然撤回スヘシ貴官等ニ於テ右提議ヲ為スニ當リ深ク帝國政府ノ真意ヲ体シ仮令露國委員ニ於テ飽マテ其主張ヲ固執スル場合ニ至ルモ貴官等ハ之ヲ以テ直ニ談判ヲ不調ニ帰セシメス、一面大統領ニ説キ平和ノ為メ最後ノ努力トシテ我ニ對シ割地要求ノ撤回ヲ勧告セシメ我ニ於テ人道及平和ノ為メ之ニ応スルコトニ取計ラハルヘシ、万一大統領ニ於テ此上居

中韓旋ヲ拒ムカ如キ場合ニ於テハ不得已眞官等ハ帝國政府最後ノ讓歩トシテ自ラ要求ノ撤回ヲ提出セラルヘシ、之ヲ要スルニ帝國政府ハ今回ノ講和ノ機會ヲ逸セス飽マテ和局ノ完結ヲ計ルノ決意ヲ懷クカ故ニ眞官等ハ充分ニ此趣旨ヲ体シ之レカ貫徹ニ尽力セラルヘシ

いう迄もなく割地賠償を総て拋棄するといふ最後讓歩の電訓で、政府が如何に和議を急いだか文面に明白である。二十九日の早朝、この電訓の解釈を見た小村は「多分こんな事だらうと思つて居つた」といい、平然自若であつた。隨員相顧みて言なく、無量の感慨に打沈んだ。廟議既に決す、また何をかいうの余地があるう。誰か小村を以て退嬰國を誤つた外交家と為すものぞ。世に硬骨鉄腸の外交家あつて、その主張すべきは主張し、稟議すべきは稟議し、対手の前に屈せずして自國政府の事情の下に屈するの已むなきに会したものありとすれば、小村はすなわち其の人であつた。

愈々二十九日の最終會議時刻となつた。小村は更に政府より重要な一急報に接した。この電報は推察するに、先の訓令に割地要求を総て拋棄するとあつたのを改めて、北緯五十度以南の割讓を要求すべしという訓令であろう。ロズベルト大統領は先述の如く露帝が同大統領の勸告を聞かなかつたことをのみを伝えたが、八月二十九日在本邦英國公使が本國政府よりの電報なりとて桂外相に通告した所に依ると「八月二十五日在露米國大使は英國大使に對し、二十三日米大使が露帝に謁見した際露帝は独逸皇帝より痛切に講和を勸告する電報に接したが日本の要求を承認し得ざる旨を回電した。然し薩哈噠に關しては、露國が同島を占有したのは過去三十年に過ぎない、故に同島は旅順と同様眞に露國の領土に屬せざるものと看做す可である。従つて同島の南部を讓与するの覺悟はあるが同島北部を日本より

買戻すと云うが如き妥協は其何たるを問わず断じて容認する能わずと語り、又ラムスドルフ外務大臣も二十六日マイヤー米國大使に皇帝の決心は薩哈連南半の讓与を承諾するも金銭の支払を承諾せずとの條件を固執するに在る旨を告げた趣である。」と。以上の情報を得て政府は先に訓令せし全面的讓渡を修正したのであらうが、此の間の事情に就いては石井菊次郎氏の「外交余録」にも叙述があるが、今は電信の確實な發着時日が得られないので、此の修正の前は事情に關しては遺憾ながら正確さを期し得ない。何れにせよ新たに入手した情報に依つて讓歩訓令が改訂されたことは事實である。然らば當然駐露大使より此の報告を受けたに違いない大統領が何故之を秘したか疑問のあるところだが、今は措き小村はこれに一瞥を下し、依然冷靜であつた。やがて午前九時十幾分、小村は政府の訓旨を懷中に收めて會議室に入つた。ウキツテは談判不調を確信し、破裂の電報案を衣囊に藏して次で入り來つた。一説には、彼はこの日重ねて日本全權から軍費払戻の要求に接せば、自身徐に席を起ち、會議室の戸を開き、隣室に控ゆる隨員に露語にて「ロシア煙草を持ち來れ」と命すべく、かく命ぜられた隨員は走つて直ちに一電を露都に發すべく、そしてこの一電は直ちに轉じて在滿洲數十萬の露軍に對する即時進撃の命令となるという手筈をその朝取定め置いたとか。

兩國全權以下すでに席に着いた。小村は冷然、ウキツテも冷然、柱時計もまた冷然九時半を示した。小村は先づ內會議を要求した。ウキツテは之を応諾した。この内會議に於て、小村はサガレン問題に對する彼の意向を突留めた。彼は同島南部の割讓に同意する旨を内諾した。同十時半、彼は會議室を出でて隣室の隨員室に來り、左の一電を露都に急打すべきを命じた。

「本日九時半、本會議に入るに先だち小村は余との内談を求めた。この内談に於て、余は本國政府の訓令に基き本日の會議は最終

會議たらざるべからざること。日本全權は露都の最終かつ不動的の決意を受諾するか排斥するか二途その一のみなることを述べた。余は彼等は陛下の意に服従すべきを略々確信する。」

かくて彼は再び會議室に入つた。時に十時五十分。

同十時五十五分、本會議に入つた。小村は先づさきの妥協案に対する露国政府の正式の回答を要求した。ウキツテは其の回答を覺書にして提出した。その要旨は、

「日本全權委員の四ヶ条の覺書に対しては露国政府に於て最も慎重なる研究を遂げたが、露国は俘虜給養費以外に何等の仕払を為すことは、講和會議開始の当初露国の列挙した重要の一基礎に戻るが故に、承諾は出来ない。けれども露帝には極東平和の回復に資しようとの誠実なる希望を有せられる一新証として、サガレン北部を何等金銭上の報償なくして露国の保有に委することを条件として同島南部を日本に譲与することに同意あらせられる。但しこの場合に於て日本は宗谷海峡の通航の自由を保障し、かつその占有すべき同島の部分に於て何等軍事的措置を執らないことを約すべきものとする。」

というのであつた。小村はこの覺書を閱讀した後、政府の訓令に基き本件に関し特別の通告を為すべしと告げ、

「日本は軍費の払戻を要求するに正当なる理由を有することを確信するも、露国が該要求を考量することを絶対に拒絶したことを領し、かつ日本が該要求を固持するより必然生すべき結果を考量し、一は人道と文明のため、一は日露兩國の真正の利益に鑑み、茲に日本の既に行ひたるサガレン島占領を既成の事実として露国が承認することを条件として、前記軍費払戻の要求を撤回すべし。」

との覺書をウキツテに手交した。彼はこれに対し、露帝の明截なる命令あるにより、この提議に同意する能わざる旨を明答した。そこで小村は改めて

「日本は平和を克復せんとするの誠実なる希望を懷くが故に、何等金銭の仕払を要求せずして北緯五十度を境界とするサガレン北部を露国の所有に残すことを諾する、但し露国覺書記載の軍事的措置に関する条件及び宗谷嶺靺鞨両海峡通航に関する約束はこれを相互的と為すべきこと。」

と声明し、ウキツテはこれを領した。既往数日間ポーツマスの天を掩つた一抹の妖雲は、ここに至つて瞬刻を出でざるに消散し、平和の光輝は俄に一段の光彩を加えた。

ウキツテは血色俄に揚り、嬉悦の情抑え能わざるものゝ如く、急ぎ會議室を出で、別室の隨員に「平和だ、日本は全部讓歩した」と囁き、隨員一同の抱擁接吻を欣んで受けた。吉報は最先きに電話で大統領ローズヴェルトに達した。彼は案を打つて曰つた、「大出来！これ程嬉しうことは近年にならう」(“Magnificent! Nothing for years has pleased me so much.”)と。

第五款 講和の成立

講和會議は既に重要問題を悉く議了し今や附帶の細目に関する問題のみとなつた。小村はここに(一) 滿洲撤兵の方法、(二) 滿洲鐵道の保護、(三) 俘虜の交換、(四) 日露兩國間の通商、(五) 滿洲に於ける日露兩國鐵道の接続、(六) 講和條件の批准交換の諸件に関し各覺書を提出し、いづれも大体我が提案通りに協定を得、また滿洲に於ける兩國鐵道区分点も長春と確定し、同時に露国側に於て長春吉林間鐵道を日本に於て敷設するに異議なきを會議録に声明することと一致した。終つて講和條約文起草のことを小村は隨員デニソン及びその補佐として安達、落合両書記官に、また

ウキツテはその随員マルテンス及びポコチロフ、その補佐としてブランソンに各委任することに決して茲に本會議を終えた。

以上の外露国側より提出の休戦問題及び我方よりの若干提議に關し、なお協定を要する重要事項少なかつたのみならず、條約文の起草に關し各主腦者の裁断を要する点も二、三あつたので、両国全權委員はその後尙お数回の非公式會議を開き、九月二日に至つて全部協定を了した。

この非公式會議に於て特に重要であつたのは、第一は休戦問題である。これより先きウキツテは八月二十九日の會議の際、直ちに休戰議定書を取結ぼうと提議したので、小村は本国政府に請訓の上、回答すべき旨を答へ、三十一日政府の訓令の下に該規約草案をウキツテに渡し、彼は次でこれが對案を提出した。彼我両案の異同は(一)我案では休戰議定書は両国政府間の直接の取極と為そうとするにあつたが、露国案ではこれを両国軍司令官の協定としようとする、(二)我案では休戰議定書の実施は講和條約調印後のこととしたが、露国案では該議定書の調印後直ちに効力を発せしめようというにあつた。休戰議定書を両国軍司令官の協定としようとの露国の趣旨は、リネウキツテ將軍を圧迫するが如き形跡を避け、その面目を立てようとする意で、また休戰議定書の効力をその調印後直ちに発せしめるといふは、休戰は兩國に取り一日速なれば一日の利あるべく、必しも講和條約の調印を俟つの要はないとの理由に出たのである。小村はこれを駁し、休戰の大綱はその性質上兩國政府直接に協定すべきもので、軍司令官に一任すべきでない、軍司令官に於て政府協定の大綱に則り休戰の細目を定むるは決してその不面目たるべき理がない、また休戰実施の早いことの望ましいのは勿論なるも、講和條約の調印を俟たないで直ちにこれを実施するが如きは早計に失する

と論じ、彼は結局これに同意し、九月一日を以て休戰議定書の調印を了した。その要領は、滿洲及び豆滿江方面に於ける兩國軍隊の間に一定の間隔を設けること、兩交戰國の一方の海軍は他の領土または占領地を砲撃するを得ないこと、但し海上の露船捕獲はこれがために停止せられないこと、休戰期間中は増遣兵を派せざること、その派遣の途次にあるものは、日本軍にあつては奉天以北、露国軍にあつてはヘルピン以南に進めないこと、兩國陸海軍司令官はこの議定書に則つて休戰規約を協定すべく、兩國政府は講和條約調印後直ちに該規約実施命令を各自の軍司令官に与うべしというにあつて、大体講和の開談前、すなわち七月初旬、既に我が廟議の決定した方針に準拠したものである。

第二は韃靼海峡の自由通航保障問題であつた。露国側の條約文起草委員は我方に對し、本件に關する部分を「日露兩國政府は一般に認められたる自由通航の原則を宗谷韃靼兩海峡に於て保障すべきことを約す」と修正しようとして提議した。抑も本件は、宗谷海峡に關し露国側から我方に要求した自由通航保障を我方に於て承諾する條件として我方から主張し、露国側の同意したものであるが、その双方に對する効果は素より均等でない。というは、宗谷海峡は本来公海で我方に於てこれを閉鎖するの自由を有しないものなるも、これに反し韃靼海峡はその最狭小の部分は三海里半で全然露国の領海に属するから、本項の約束は露国に對し領海權制限の結果となるを免かれない。然るに露国側に於て今さら前記の修正を提議するに至つたのは、畢竟右の点に氣付くに至つた結果なるべく、すなわち露国全權委員に於て当初小村の提出條件に輕卒に同意した失計を挽回しようとするものに外ならなかつた。されば小村は我が起草委員をして該修正提議に反對せしめ、彼我討議の末本問題は遂に兩國全權委員の裁断に附せられることとなり、爾來ウキツテは小村に對し荐りに右修正意見を貫徹しようと試みたけれども、小村は断然これを斥け、結局彼をして該案文

を撤回するに至らしめた。

第三は滿洲撤兵方法及び鐵道保護の問題であつた。講和條件第二款の規定はその主文に於て、日露兩國は講和條約附屬の追加約款の規定に従ひ、遼東半島租借地以外の滿洲から全然かつ同時に撤兵することを相互的に約したので、小村は講和條約批准後十日以内に始まり三期十ヵ月を以て撤兵を終了せしめる趣旨にて協定案を作り、これを八月二十九日の會議に提出したるに、ウキツテは撤兵のことは幾多技術上の困難を伴う特殊問題であるから、在滿洲軍司令官の意見を徴した上でなければ、その期限に關し何等具體的の協定をすることはできないと稱し、この問題を在滿洲日露兩軍司令官の協定に委せようと主張した。小村は撤兵問題は講和條約の不可分の重要事項であるので、その大綱は講和會議に於て協定し、これを講和條約に附屬せしめる要があると論じ、同時に滿洲鐵道保護に關しても明確の約束を取結び置くの要を説き、鐵道守備兵は一杆毎に五名を超過しないことゝ為す案を提出した。ウキツテは滿洲の現状に鑑み、兩國各適當と認むる兵数を置くことゝ為す方然るべしと述べて反對したが、小村は守備兵の員数は是非共正式の議定書に於て協定する要があると極力論争し、ウキツテ遂に首肯し、その後彼は之に關する對案を提出したが、我が主張との間になお距離があつたので、数回の反覆論議を重ね、結局我が提案の撤兵期限十ヵ月とあつたのを十八ヵ月に改め、この期限内に於て可成速に撤兵を完了すべく、その実行要目は、日露兩軍司令官に於て協定することゝし、鐵道守備兵の員数は一杆に付十五名以内に於てこれまた兩軍司令官をして實際の必要に鑑み、可成少数に協定せしめることに確定した。なお右討議の際重要な一争点となつたのは外でもない、ウキツテは滿洲撤兵の曉日本軍の多数は韓國に引揚げることゝなるだろうが、日本の大兵が韓國に駐屯するのは露國の堪え難い所であるから、右日本軍

隊は速に本国に還送せらるべしとの声明を會議録に留むることを次回の正式會議に於て提議すべしと述べた。小村はこれに對し、それは余計な話である、この場合の問題は單に滿洲撤兵に係るもので、何等韓國に關するものではない、かつ韓國に引揚げられた日本軍隊を如何に処分するかは日本政府の適宜決定すべき所で、何等他の容喙を許すべき筋合でない、露國全權に於て今さらかかる問題を提議せんとするより察すれば、同全權に於ては未だ講和條約第一條の趣旨を充分了解せぬ故であらう。随つて我方に於ては、韓國に於ける日本の位地を一層明確ならしめるため、右第一條に適當の修正を加うべく改めて正式會議の開會を要求せざるを得ないと論じ、ウキツテをして遂にその主張を拋棄せしめたのは、本會議に於ける小村の棹尾の功績であつた。

次の會議すなわち九月五日の第十七回會議は、實に日露兩國全權委員が講和條約に調印してポーツマス談判の大幕を閉づる最終の會議であつた。この日午後三時、約の如くに兩國全權は談判所の海軍工廠に現はれた。既往三日に互つた霖雨はこの時既に止み、天日俄に光を放つて平和の來復を祝福するかのように見えた。工廠の玄関先には、海兵一分隊正装して伍列し、兩國全權に對し交々捧銃吹奏の礼を行つた。兩國全權は一先づ各自の控室に入つた。その間隨員は別室に相会して條約正文の照校を為し、終つてロストヴエツツは我が全權の室に、山座は露國全權の室に行つて用意の成つたことを報じた。兩國全權すなわち交々會議室に入つた。會議室には、特に參觀の許可を得た工廠長ミード少將、「メイフラワー」艦長ウキンスロー、「ドルフィン」艦長ギツボンスの両大佐、國務次官パース、ニユー・ハムプシャー州知事マクレーン、ポーツマス市長マルヴィンの六名が、壁を背にして駢立してゐた。中央の大卓子にはインキ壺、ペン函、ペン軸、封蠟等型の如くに置かれてある。やがて兩國全權は着席した。小村と高平とを

挟んで侍席するもの山座、佐藤、デニソン外に文武の諸随員、又ウキツテとローゼンの側にはポコチロフ、コロストヴェツツ、ルーシン大佐の三名が座し、余の随員は背後に佇立した。露国側の條約起草委員マルテンスは、数日來心中何か不快を感じてゐた由で、この日は旅館に立籠つて姿を見せなかつた。

愈々調印の段となつた。三時四十分、両国随員は條約及び關係文書を各全權の前に披展した。講和條約英仏文二通宛、追加約款同じく二通宛外に前回の最終會議録同じく二通宛、合計十二通。故に各全權は十二回の署名をせねばならぬ。ウキツテは先づ仏文の二通に一瞥を下し、随員デロンの金ペンを取つて署名し（或はいう、署名後これをデロンに与えたのだと）、ローゼンこれに次ぎ、その間小村と高平とは順次英文の方から署名した。小村が各通署名毎に新規のペンを用いたのは目を惹いた。かくして三時四十五分の交、両国全權悉く署名を了るや、米国外務省の一随員急ぎ玄関先に出で傍の分隊長に「三時四十七分、一同署名済み」と告ぐれば、分隊長高く赤旗を振り、戸外の隊伍に合図した。忽ちにして十九発の砲声は殷々天に轟き、汽笛鳴り、寺鐘鳴り、ポーツマスの天地平和の祝喊に響き渡つた。内では両国全權相對し黙すること数秒。ローゼン徐に起つた。そして徐に口を開いた。

「余は露国主席全權及び余自身のために敢て数言を述べしめらんことを請う。講和條約は今調印を了した。この條約は長へに歴史の上に印刻せられて滅しない。この條約の重要さ及びその意義に批判を下すべきものは、これが締結の直接当事者たる吾々ではない。吾々は露日兩國を代表せる談判者として、全文明世界が期望せる平和を回復せんがために、その権内に属する一切を為し尽したと靜に赤心に訴へて言明し得る。我が兩名は露国の全權委員として従前の敵者、そして只今より友人たる兩國閣下と談判せるに際し、誠実かつ真個の両紳士と折衝して來たことを承認するの最も愉快なる義務を想い、兩國閣下に対し至大の尊敬及び個人的友愛

を表するの幸福を感じる。吾々は両帝國間の友好關係が今後鞏固に樹立せられんことを熱望し、日本の外務大臣たり有数の政治家たる小村男爵閣下に於て、今日茲に幸に終結を見るに至つた既往の談判中に於て常に顯著に表彰せられたる広大な経験と賢明なる政治家的識見とをば、兩國の友好關係を堅実ならしむることに向つて傾倒せらるべきを確信して疑わない。」

と述べ、終つて彼は手を卓上に延ばし、「乞う旧友の手を握らしめよ」と求め、小村と高平との手を順次固く相握つた。ウキツテも亦これに倣つて握手を求めた。

次で小村は起つた。その答辭に曰う。

「余はローゼン男爵の所見に全然同感を表する。只今署名を了した講和條約は人道及び文明に寄与するもので、余はこれにより隣接の兩帝國間に鞏固かつ恒久の平和を齎すべしと信ずることを欣幸とする。余は今や過ぎ去つた連日かつ端嚴の談判を通じ余等兩名が露国全權委員より常に無上の恭敬尊慮を得たることを想起する毎に快心の情を禁じ能わざるべきことを附言せざるを得ない。余は露国全權兩國閣下に証言する、この條約を日露兩國間の恒久的平和善隣の一條約たらしむるについて能う限りの力を尽すことを余の義務且つ快樂とすべきことを。」

終つて小村からもまた握手を露国全權に求め、兩々固く相握つて互に祝福した。この時三鞭酒は運ばれたけれども壕のみで盃がない。接待の係員誤つて盃を忘れたのである。彼は廠外に飛出で、急ぎ旅館に盃を取りに往つた。その間両全權は起つて歛談し、随員は封蠟を押すに忙がしく、或は走つて電信を出すものあり、電話を掛けるものもあつた。ウキツテは小村に仏語でポーツマスになお若干日は滞留せられるかと問うたのに、否な今日直ちにボストンに向け出發すべく、同地に一日を過ごす考であると、小村の珍らしくも仏語で答えたのには、随員聊か驚いた。コロストヴェ

ツツは進んで小村に平和の克復を誓したが、小村は「自分は本国の多数者からは非難を受けるだらうと確信する。けれども何人も総ての人を満足せしめるは不可能である。露国にもまた幾多の不満足者はあろう。さりながら群衆心理は時局の難関を解するものでない。吾々の業は椽下の力業に類する。ただその責務を果たしたことを吾々は満足すべきである」と答えた。時に三鞭の盃が出でた。一同杯を挙げて相祝し、終つて両国全権別室へと退いた。署名室に居残つた陪席の人々は卓上の文具を記念に分取りするに忙がしく、或者は中央の大インキ壺に手をつけて哄笑を買つたのも一興であつた。会議室の諸什器は概ね好奇者の競買に落ち、ウキツテ及びローゼン両全権の坐した両椅子は、疾くにローズヴェルトの買収済となつていた。

講和條約の全文は左の如くである。

日露講和條約

(明治三十八年九月五日調印
同年十月十六日発表)

日本国皇帝下及全露西亜国皇帝陛下ハ両国及其ノ人民ニ平和ノ幸福ヲ回復セムコトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ之カ爲ニ日本国皇帝陛下ハ外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下ヲ全露西亜国皇帝陛下ハ「プレシデント・オヴ・ゼ・コムミツチー・オヴ・ミニスターズ・オヴ・ゼ・エムパイア・オヴ・ロシア」
「セクレタリー・オヴ・ステート」
「セルジ・ウキツテ」閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスター・オヴ・ゼ・イムピリアル・コールド・オヴ・ロシア」男爵「ローマン・ローゼン」閣下ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ

第一條

日本国皇帝陛下ト全露西亜国皇帝陛下トノ間及兩國並兩國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アルヘシ

第二條

露西亜帝国政府ハ日本国カ韓国ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝国政府カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス
韓国ニ於ケル露西亜国臣民ハ他ノ外国ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラルヘク之ヲ換言スレハ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ
兩締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ爲露韓間ノ國境ニ於テ露西亜国又ハ韓国ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトニ同意ス

第三條

日本国及露西亜国ハ互ニ左ノ事ヲ約ス

一 本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權カ其ノ効力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト

二 前記地域ヲ除クノ外現ニ日本国又ハ露西亜国ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監理ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ拳ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト

露西亜帝国政府ハ滿洲ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓与ヲ滿洲ニ於テ有

第八章 第一次外務大臣時代
セサルコトヲ声明ス

第四条

日本国及露西亜国ハ清国カ滿洲ノ商工業ヲ発達セシメムカ為列国ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約ス

第五条

露西亜帝国政府ハ清国政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ関連シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓与ヲ日本帝国政府ニ移転讓渡ス 露西亜帝国政府ハ又前記租借權カ其ノ効力ヲ及ホズ地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ日本帝国政府ニ移転讓渡ス

両締約国ハ前記規定ニ係ル清国政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

日本帝国政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亜国臣民ノ財産權カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

第六条

露西亜帝国政府ハ長春(寬城子)旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財産及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ為ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清国政府ノ承諾ヲ以テ日本帝国政府ニ移転讓渡スヘキコトヲ約ス

両締約国ハ前記規定ニ係ル清国政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

第七条

日本国及露西亜国ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限り經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス 該制限ハ遼東半島租借權カ其ノ効力ヲ及ホズ地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ

第八条

日本帝国政府及露西亜帝国政府ハ交通及運輸ヲ増進シ且之ヲ便宜ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其ノ接統鐵道業務ヲ規定セムカ為成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

第九条

露西亜帝国政府ハ薩哈噠島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝国政府ニ讓与ス其ノ讓与地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ日本国及露西亜国ハ薩哈噠島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

第十条

日本国ニ讓与セラレタル地域ノ住民タル露西亜国臣民ニ付テハ其ノ不動産ヲ売却シテ本国ニ退去スルノ自由ヲ留保ス但シ該露西亜国臣民ニ於テ讓与地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本国ノ法律及管轄權ニ服従スルコトヲ条件トシテ完全ニ其ノ職業ニ従事シ且財

第八章 第一次外務大臣時代

產權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルヘシ日本國ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國ハ前記住民ノ財產權カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

第十一條

露西亜國ハ日本海、「オコーツク」海及「ペーリソグ」海ニ瀕スル露西亜國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許与セムカ為日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亜國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ササルコトニ双方同意ス

第十二條

日露通商航海條約ハ戰爭ノ為廢止セラレタルヲ以テ日本帝國政府及露西亜帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ効力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ新ニ通商航海條約ヲ締結スルニ至ルマテノ間西國通商關係ノ基礎トシテ相互ニ最惠國ノ地位ニ於ケル待遇ヲ与フルノ方法ヲ採用スヘキコトヲ約ス而シテ輸入税及輸出税、税關手續、通過税及噸税並一方ノ代弁者、臣民及船舶ニ對スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入國ノ許可及待遇ハ何レモ前記ノ方法ニ依ル

第十三條

本條約實施ノ後成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ日本帝國政府及露西亜帝國政府ハ各俘虜ヲ引受クヘキ一名ノ特別委員ヲ任命スヘシ一方ノ政府ノ收容ニ係ル一切ノ俘虜ハ他ノ一方ノ政府ノ特別委員又ハ正當ニ其ノ委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ同委員又ハ其ノ代表者ニ於テ之ヲ受領スヘク而シテ其ノ引渡及受領ハ引渡國ヨリ予メ受領國ノ特別委員ニ通知スヘキ便宜ノ人員及引渡國ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フヘシ

日本國政府及露西亜國政府ハ俘虜引渡完了ノ後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又ハ引渡ノ時ニ至ルマテ之カ保護給養ノ為ニ各負担シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スヘシ同計算書交換ノ後露西亜國ハ成ルヘク速ニ日本國力前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亜國力同様ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本國ニ払戻スヘキコトヲ約ス

第十四條

本條約ハ日本國皇帝陛下及全露西亜國皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘシ該批准ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十日以内ニ東京駐劄仏蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使ヲ經テ日本帝國政府及露西亜帝國政府ニ各之ヲ通告スヘシ而シテ其ノ終ノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通シテ完全ノ効力ヲ生スヘシ正式ノ批准交換ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十五條

本條約ハ英吉利文及仏蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作り之ニ調印スヘシ其ノ各本文ハ全然符合スト雖モ其ノ解釈ニ差異アル場合ニハ仏蘭西文ニ拠ルヘシ

右証拠トシテ兩帝國全權委員ハ茲ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日（九月五日）「ポーツマス」(「ニュー・ハンプシャー」州)ニ於テ之ヲ作ル

小村 壽太郎 (記名) 印

高平 小五郎 (記名) 印

セルジ・ウキツテ (記名) 印

ロ ーゼン (記名) 印

本日附日本国及露西亜国間講和条約第三条及第九条ノ規定ニ從ヒ下名ノ全權委員ヘ左ノ追加約款ヲ締結セリ

第一 第三条ニ付

日本帝国政府及露西亜帝国政府ハ同時ニ且講和条約ノ実施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各其ノ軍隊ノ撤退ヲ開始スヘキコトヲ互ニ約ス而シテ講和条約実施ノ日ヨリ十八箇月ノ期間内ニ兩國ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然撤退スヘシ
前面陣地ヲ占領スル兩國軍隊ハ最先ニ撤退スヘシ

而締約国ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムカ為守備兵ヲ置クノ權利ヲ留保ス該守備兵ノ數ハ一「キロメートル」毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ス而シテ日本国及露西亜国軍司令官ハ前記最大數以内ニ於テ實際ノ必要ニ顧ミ之ニ使用セラルヘキ守備兵ノ數ヲ双方ノ合意ヲ以テ成ルヘク少數ニ限定スヘシ

滿洲ニ於ケル日本国及露西亜国軍司令官ハ前記ノ原則ニ從ヒ撤兵ノ細目ヲ協定シ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ十八箇月ヲ超ヘサル期間内ニ撤兵ヲ実行セムカ為双方ノ合意ヲ以テ必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第二 第九条ニ付

而締約国ニ於テ各任命スヘキ同數ノ人員ヨリ成ル境界劃定委員ハ本条約実施後成ルヘク速ニ薩哈噠島ニ於ケル日本国及露西亜国領

地間ノ正確ナル境界ヲ永久ノ方法ヲ以テ實地ニ就キ劃定スヘシ該委員ハ地形ノ許ス限り北緯五十度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要ス若シ何レカノ地点ニ於テ同緯度ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ他ノ地点ニ於ケル對當ノ偏倚ニ依リテ之ヲ填補スヘシ該委員ハ讓与中ニ包含セラルル附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ當リ且讓与地域ノ境界ヲ示ス地図ヲ調製シ之ニ署名スヘシ該委員ノ事業ハ而締約国ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス

前記追加約款ヘ其ノ附屬スル講和条約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」ニ於テ

小村 壽太郎 (記名)

高平 小五郎 (記名)

セルジ、ウキツテ (記名)

ロ ーゼン (記名)

須臾にして兩國全權は互に一路の安全を祈つて相別れウキツテは帰路教会堂に到り、特に催された感謝会に臨んで敬虔な祈禱を捧げた。

これより先き二十九日の本会議終了後、ウキツテは自ら筆を執つて露帝への電奏案を草した。「臣等は、日本は講和條件に關する陛下の要求を承諾せることを茲に報奏するの光榮を有する。随つて陛下の聰明かつ鞏固なる聖断によりかつ陛下の訓令に嚴に依拠し、今や平和の克復を見るに至つた。露国は従前通り、依然かつ長えに極東に於ける一大国として存する。臣等は勅命を遂行するについて微力を奉げて傾倒し、かつ終始露国全國民の心を休した。若しその

遂行になお足らざる所ありしとせば、伏して陛下の寛恕を仰がんことを乞う」と。ウキツテはこれをローゼンに示し、「倭才の徒は或は一層の美文を作らん、余は修辭の道を解しない、これにて可なるか」と尋ね、ローゼン「閱して「結構」と答へたので、而全権連名にて直ちにこれが發送をコロストヴェツツに命じた。コロストヴェツツの日誌に曰う、

「露都にてはこの電報を如何に見るべきか。ウキツテは宮廷にも政府にも受け好からず、露國民は政局の真相を解せず、随つてウキツテの今次博し得た成功を評價するだけの能力はない。外務省はこの電報を痛痒不関視すべく、殊にウキツテは外交官の出身でないから、外務省は不親切にも彼の功績を冷眼視して顧みないであらう。……折しも余等食事中、ウキツテから電話があり、該電信末尾の署名の次に『陛下の忠臣かつ義僕』の文字を挿入せよとの注文である。余は神経的な思付かなと感じつつ、命の儘にこれを追加した。ウキツテは察するにこの文字なくば帝には彼を不敬者と見られるだらうと覺つたようである」 (Korostovetz, p. 110)。

ウキツテの右の電奏に対しては露帝からは「俘虜賠償の金額が確定し、その報告を見たる上朕これを批准する迄は、講和條約に調印すべからず」との一電彼の許に到達した外、帝に於て何等その功勞を嘉みするの辭がなかつた。ウキツテは当惑の風であつた。翌三十一日、外相ラムスドルフからの電報に「突如講和の報に接し人々呆然たり、されど追つて國民はその緊要を了解し、かつ尊重視するに至るべし」とありしを見、文辭の冷淡であつたに拘らず、彼はいささか愁眉を開き、更に二日を経、漸く露帝から「朕は卿が祖国のために努力せる有為かつ強硬の折衝に對し感謝する。朕の謝意をローゼン男爵その他の諸員に伝えよ」との謝電に接するに及んでやゝ安堵の色があつた由である。

我方にあつては、政府は講和條約調印の報に接し、直ちに小村と高平に謝電を發して曰く「閣下等折衝機宜に適し、

講和條約の調印を見るに至れるに對し、政府は茲に深厚なる感謝の意を表す」と。小村の折衝は當時の情勢にあつて、いづれの点から觀ても機宜に適せずと評する余地はない。抑も小村の八月十日を以て講和條件をウキツテに交附して以來一週日の間に、開戦の目的に基く條件は我が希望の通り協定せられたに拘らず、單に戦争の結果より生ずる條件、特に金錢問題に於て、我が希望を達しないために談判を破裂に帰せしめ、更に続戦の不幸を見るが如きは、政府に於て我が真箇の利益でなく、また人道平和を重んずる所以でないと見たのは、内外の大局に照して確に賢明少なくとも已むを得ない策であつたに相違ない。欧米列國が殆んど挙げて我が謙讓抑制を頌賛したのもまた宜べなりといふべきである。當時ポーツマス内外にあつては風説頻々として、中には「日本政府をして軍費要求を撤回せしむるに銳意努力したのは金子で、彼は遂に伊藤首相に軍費要求固執の不可を力説し、講和全権委員を措いて伊藤と大統領との間に立ち和議成立に奔走した」というが如き説も伝わつたが、彼もこの風説には苦惱したらしく、講和談判終結後程なく、ポーツマスの小村に電信してその無稽を疏明し、小村からもかゝる風説の取るに足らないことを諒知する旨返電があり、その無根であつたことは疑を容れない。また我國の一部論客中には、小村の軍費及びサガレンの二大問題を討議の後廻しとした談判方法を非難したものもあつたが、これは局外者の妄評といふべきで、小村は当初講和條件の配列を深く考慮し、先づ開戦の目的に基く滿韓關係の問題を悉く解決せしめ、戦争の結果より生ずる條件にして即時解決の難かつたものは後に譲り、未決の爭議範圍を日一日と縮小し、遂に最後の一点に進退の機局を圧搾せしめたものである。若しこの順序を執らなかつたならば談判の進行は早期に停頓したかも知れず、又開戦の目的に係る必須的要求事項の或物すら遂に抛棄せざるを得ない羽目に陥つたかも知れない。而も國民の多数は小村の苦心を解しなかつた。

彼等は戦捷の余焰に煽られ、甚しきは貝加爾以東の割譲を説き、露都進撃論を唱え小村を以て秦檜の徒に比する等矯激の言説を憚らなかつた。

講和條約成立の報が東京に達すると八月三十一日講和問題同志聯合会は、小村全權に「閣下の議定せる講和條件は君国の大事を誤りたるものと認む、速に処決して、罪を上下に謝せよ」との激烈な電文を送り、更に九月五日、日比谷公園に於て国民大会を開催して條約破棄を叫び、其終結後、群衆は内務大臣官邸を襲ひ転じて国民新聞社を襲撃するなど、所謂焼打事件が始まり、警官の抜剣に罹つた人民の数は六百名に達し、警官の負傷も亦五百名に達した。政府は軍隊警備以て尙お足れりとせず、六日夜俄に緊急勅令を發して、東京全市及び府下五郡に戒嚴令を施行し、同時に緊急勅令にて嚴に甚大なる拘束を新聞紙に加えた。「談判の衝に当れるは勿論小村であるが、世間にては之を咎めず、單に政府の傀儡なりとして、政府の腑甲斐なさを罵り、殊に桂首相の失体を責む」と「同時代史」にあるが、民衆は意外な結果の責任を使臣たる小村よりも政府当局に在ると察知して焼打事件となつたのであるが、然し群衆の一部は外務大臣官邸迄押駆け小村の留守家族に暴行を加えようとするものすらあつた。

「私は未だ當時は学生の身で下宿屋に居つたのですが、外務省の官邸に随分怪しい手紙などが舞ひ込んで、何となく講和會議に対する國民の不平の聲が起り初めて來たのです。私は或日学校の歸りに官邸へ行つて見ました。官邸には母と妹が居りましたが、私の行つた其の夕方でした。数名の警官が慌たとしく駆け込んで來て、今や群衆が外務省を襲わんととして、押し寄せて來て居ることを告げたのです。そして兎に角窓をすつかり締めた方が好いという。いうが儘に先づ窓を鎖して、外の形勢を窺つて居ると、間もなく一団二団と潮の如く押し寄せてくる。群衆は閨の聲と共に段々大きくなつて來た。そして石油を注いだ棧俵に火を点け、無数に

邸内へ投げ込むのです。其の数の夥しいこと甚いもので、其れを見ても早くから用意をして居つたことが想像されたのです。が其の火は外から投げ込んだので、建物迄は到底届かなかつたのです。警戒の巡査は、何処か穴倉はないか、と騒ぎ出した。何うするかと思つて居ると、家族を其処へ避難させなければならぬのだという。邸外の群衆は、尙ほ盛に火を投げ込む。怒鳴る聲、叫ぶ聲、閨の聲は天地も撼がんばかりでした。時に一警官は急を告げて、群衆は邸内に入り込んで來たやうであるという。電話は着りなしに懸けられる。警戒は出來るだけ嚴にしようと努めて居るが、形勢は愈々危険になつて來ました。群衆は遂に私達の居る建物の直ぐ窓の下迄押し寄せて來た。此の時はもう日もとつぷり暮れて、七八時であつた。母と妹は別に穴倉も無く地下室も無いので、恰度其の當時住宅を離れて建つて居た台所へ避難したのでした。群衆は既に窓を破壊しようという所迄其の暴行の段取は進んで來た。かうなつてはもう人命さへ危い。群衆と闘うには余りに微力でした、恰度其の時刻でした、近衛の一隊は此の怪獸のやうに暴れ狂う群衆を鎮めるべく遣つて來たのです。然し群衆は軍隊を見ても些とも怯む氣色はない、無論解散しやうともしない、退かうともしない。益々猛り狂うのです。軍隊は遂に銃剣を持つて突貫せんばかりの態度を示しました。其れでも群衆は遂に怯む毛色もなかつた。然し軍隊の嚴めしい態度は段々群衆の団結を崩れさせずには置かなかつたようです。そして此れ以上の暴行を為し得ずして、此の晩は鎮まつたのです」(大正七年十二月廿三日、京城日報)。(小村欣一談)

他方一部識者の間にも硬論を高唱するものが少くなかつた。當時帝國大学教授数名、講和條約批准拒絶の上奏を宮府に請うたものがあつた。中に曰う「批准拒絶の事濫りに之を尋常の時局に施すは固より不可なりと雖も、國家の存亡禍福に關する重大の事態に際しては断じて之が適用に躊躇すべきにあらず。按ずるに帝國今次の條約を破棄し、更に戦争を継続するも、経営その宜を失はずんば、我が經濟上の實力は戦費を弁じて綽々余裕あらん。而して今次の條約を甘受し、苟安姑息の平和を招来せば人心沮喪し、財力萎靡し、風教弛廢し、名節地に墮ち、その弊必ずや統戰に

倍するものあらん。況んや数歳ならずして再び敵国と難を構ふるの已むを得ざるに至るあらば、恐くは国運の發展永く望なきに終らん」と。併しこの間にあつて時勢を達観して穩健着実の谷干城の如きは、夙に国權主義者の巨擘たりしに似ず、その着眼確に時流を抽んでたものがある。彼は同年九月十三日付にて田井修徳氏に贈つた書簡に於て、

「九月九日御認之貴墨同十二日相達、拜見致し候。御申越之通り是迄は連戦連勝之處、講和之際に臨み忽ち位置を殊にし、敵国は嚴然として勝者の位置に變じ、我邦は戦々競々として和を破らんことを恐るゝ姿に陥り、持ち出したる条件は大概拒絶せられ、只開戦之主眼たる遼東及朝鮮問題は露国我れに譲りたれば、是れにて露国も初めの失策は悔悟せることは明なり。若し日本が露国に對し地を割き償金を出さしめんと欲せば、軍隊を哈爾濱に進め、齊々哈爾濱に進め露都に進め彼をして降伏せしめざる限りは、償金は一文も取り得ざるは誠に見易き之道理なり。然るに我が同胞は衰弱の支那に勝ち、償金三億圓を得しより戦ひさへすれば金が取れ国が弘がる如く考へ、殊に世界第一之露に向ひ輕々數兵端を開きたるは大胆不敵之通り方なり。左れば其の終局は何時果つべき見込も付かざる處へ、米國大統領が日本の終局之危険なるを看破し、誠心誠意日本を氣之毒に思ひ、双方を引き分け平和を勧告せしものなれば、未だ勝負の付かざる處へ仲人が入りて和睦するものなれば、露国が負けたりとも、日本が勝ちたりとも雖申時期に候。戦争は十度勝つても十一度に負けければ、十度は零と成るものなり、昔し支那漢之高祖は楚の項羽と七十余度戦で皆負け、只終局之垓下之一戦に大勝せしも項羽は七十余戦之大勝を零にし、高祖は只一戦にして天下を掌握せり。故に戦争は敵方より降参せざる以上は、百度戦つて百度勝つても只一度之勝にして、決して地を割かしめ償金を出さしめむること能はざるなり。今日日本軍は南山に勝ち、徳利寺に勝ち、遼陽に勝ち、奉天に勝ち、旅順に勝てりと雖も、露都へは猶五六千哩を隔つ。況や我軍は未だ樺太を除くの外は一步も露領大陸に足を入るゝ能はず、而して敵は奉天の敗軍以来益々大兵を派遣し、現今頗る優勢と成れり、其の償金を払ひ、地を割き、屈辱的平和を肯ぜざる、誠に見易き道理なり。日本は今や一ヶ年半之長日月に随分とも兵は疲れたり。金子も枯渇

に至れり。開戦以来戦費として政府の直接に費消せし處十三億二千万圓なり。其の中五億は内債、八億二千万圓は外債なり。然も皆頗る高利の借金なり。野夫は御承知之通り非戦論にて、支那保全杯を唱へ隣國之爲めに戦ふが如きは余力なきを信ずれば、何と歟して戦を避けんと欲せしも、恐露病なり秦檜之徒なり杯惡口せられ、已に一昨年は身に危険を感じたることさへあり。今や野夫が見は殆んど適中し、人々失望之極に陥らんとす。誠には是非なき次第なり。此の上は騒げば騒ぐ程憂を増すものなれば、泣てこらへるの外なく候。万一にも此の条約を破毀して再び戦ふ時は、五十万之忠勇無双の兵を滿洲の野に棄るに至るも不計。故に全国民は当局者を責むるは第二として、先無事之平和を結び、大軍を凱旋せしむるを第一と考ふべきなり。

戦は劍術の組打の如し。如何に幾度組敷れても相手が参りたりと云はぬ以上は、勝負は付かぬものと知るべし。露は已に組み伏せられしも、猶ほ参りましたとはいはず。其れに償金を出せと云ても出ぬが自然の道理なり。」

と云へ、又同月二十日付にて吉田数馬へ与えた手束中にも、

「日露戦争は我固より連戦連勝と雖も、我未だ露領に一步も侵入する能はず、只樺太島を占領するのみ、而して露国は未だ屈服せず、益々大兵を繰り出し、敗将クロバトを退け、リネウイツチを挙げ、又浦塩の防禦は旅順に数倍の大兵を加へ、殆ど何時終局に至る可きかを知る能はざるに至れり。於是乎米國大統領は頗る日本に好意の人なれば、前途の戦争を案じ、若しも日本にして久戦に堪ゆる能はざる時は如何の惨状に至るも不計との心配より、人道を以て両交戦國に向ひ平和を勧告せしは、誠に好時期なりと存ず。露国一度戦勝の結果を取めんと必死になり居ると雖も、大統領の厚情なる勧告に抗する能はず、敵かれ成りに平和に同意したるものなれば、戦争の準備は猶余裕あり。故に前に掲げし仏土支那の降伏の例とは雲泥の差あり。割地償金を肯んぜざるは寧ろ當然の事と被存候。樺太半島半分を割きしは、露国が大統領の尽力に免じたる好意なるべしと被察候。若し此の上割地償金を主張せば、平和は再び破裂の外無之と被存候。然る時は世界の公平なる眼より見る時は、日本は既に開戦の主旨たる朝鮮と南滿洲に於ける目的は已に達したるものにして、今後の戦争は全く償金割地を目的とする戦争と変ずるものなれば、最初の宣戦の詔勅と相反し

世界の同情は全く日本を去つて露國に寄るに至るの勢なり。況や独逸は已に露國を援助する模様あるをや。政府が償金要求を撤回し、僅に樺太半分にて手を拍ちしも、誠に是非なき次第に御座候。政府が人民に對し地も取れ償金も取れるが如く信ぜしめしは政府の大失策にして、人民亦戦ひさへすれば何時も支那に對するが如く償金の得らるゝものと考へしは不覺なりと被存候。然れども既成の条約を破棄するが如きは決して出来ることに非ず例令爲し得るとするも、情義に於て爲すべきに非ずと被存候。第一今度の講和希望の発端は何人なりや、決して露國にあらず寧ろ我國なるべし。大統領の尽力も偶然に起りたるに非らず、依頼者あればなり。已に我より平和を希望し乍ら、償金割地の剛愎の爲めに米國の好意を空しくせば、大統領は必ず怒るべし。始めに仁義を看板に掛け、武士道を唱道し、終りに隨を得蜀を望み、鄙劣の慾心を発露せば仁義も武士道も滅茶々と爲す者也。我全權大使が割地償金を撤回せざるを得ざるに至りしは、固より当然の事なりとす。」

といつた。然し民衆の暴動は自然発生的なものとはいへ、又之を利用するものがあつたにもせよ、根底は政府の施策に對する日頃の不満の爆發であつたのである。戦争に依り多くの壮丁を家庭から奪われ、莫大な戦費は直ちに増税となつて彼等の肩に負わされる民衆にとつて、償金による景氣の回復も断念せざるを得ず、内外債の負担等前途の暗澹たる見通しが、政府に對する暴動の形で激発したのは当然であり、その勢力は桂軍閥政府をして戒嚴令を施行するの止むなきに到らしめたのであつた。

講和條約成立の報一たび世界に伝わるや、各國の元首及び朝野有力者から我が聖上陛下、政府、首相、小村その他の当路有司に祝電賀辭を寄せるもの数知れない。米國大統領は八月二十九日講和條約の大体確定せるを聞いて、直ちに小村に書を裁し、「余は日本國皇帝陛下の示されたる智慮及び寛仁に對し、余の熱誠なる祝意を陛下に伝奏せられんことを閣下に依頼す。余は文明國人の挙つて余と同一の所感を懷くべきを信じて疑わす」と述べ、聖上陛下より感謝

の御答電あつたに對し特に在本邦米國公使に訓電し、閣下に拜跪して親しく大統領の深厚なる敬意を奏せしめ、更に小村の帰朝に托し、九月十日付を以て明治天皇に宛て寛仁の聖徳と冷静遠慮の明智を嘆賞し、かつ尊敬の至情を吐露した長文の親翰を寄せた。又在本邦英國公使は本国外務大臣よりの電訓として我が政府に對し「英國政府及び人民の終始同情賞讃を惹きたる行動を以て貴國の従事せられたる奮闘が今茲に幸福なる終局を告げたるに方り、本使は英國政府の誠実なる祝意を貴國政府に致すべき旨ランスダウン侯より訓電に接し候云々」と通告した。その他独帝、清帝外諸元首と我が至尊との間にも祝電の交換があつたが、文字いづれも懇篤、睦誼の一段に厚きを示さぬはなかつた。他方に於て大統領ローズヴェルト自身が、事實講和成立の殊勲者として全世界より受けた祝電賀詞の積んで山を成したのはいふ迄もない。しかも大統領は今次の成功に就て深く独帝の援助を多とし、これに熱誠なる感謝の意を表し、特に九月六日付にて駐米獨國大使フォン・ステルンブルクの帰國を送つた手柬中に「独帝に謁せらるゝ折には願くは陛下に告げられたし、但し親しく耳の側にて、すなわち我が駐露大使メーヤーが最近露帝に謁したる節、露帝はメーヤーに對し、『卿の参内する時には、常に時を同うして独帝から親電接到す』と宣まえりと。余は独帝これを聴かば感銘めならざるべしと思う」と記せしが如き、以て独帝の当時大統領の求めるが儘に迅速に露帝に講和を勧説するを怠らなかつた事實を語つたものである。独帝が爾く日露講和の成立に一擘の力を吝まなかつたのは、その底意の如何は措き、帝がその成立に熱意を有した事實を明かに認めしめるもので、ウキツテも其の回顧録に於て現に「ポーツマスにて米國大統領が余に全世界が平和の回復を渴望するといえる時、余は独帝もその一人なりやと問いしに、彼は語を強めて、『然り』と答えた」と記してゐる。(Yarmolinsky, pp. 163. 415)

顧みるに和議の端緒がローズヴェルトの發意にて公然啓かれて以来、講和の成立を見るに至つた迄の大約九旬の間に於て、彼は親しく日露両国使節に接して如何なる印象を受けたか。彼が講和成立後程なき九月八日付にてオイスター・ベイから上院外交委員長ロッヂに宛てた親展書には、

「貴下の露国の無氣力かつ愚鈍なること、及び日本人に關する批評には予も全然同感である。同時に予は思う、東京にて一部の外国人及び基督教徒に対して演ぜられた騒擾基督教會が五ヶ所破壊せられたとの電報只今グリスコムから到達したは、日本の人民はその政府ほど進歩してないこと、及び日本が莫大の償金を得ることなしに、また東亜に於てこの上露人に対陣することなく、今や終戦を見るに至つたことの人類の幸福なる所以を解せぬことを説示するものである。……予は日本に対し最大の友情を有し、日本を助けるに於て最善の努力を吝まない。けれども若し日本に対する極端の讚美者の希望が満足せられるに於ては、日本に取りても人類全般に取りても災であらう。なぜならば、日本人は明かに有頂天の大危険の下に立つてゐるからである。」

と記し、又それより四日後の九月十二日付にてサー・デョルヂ・トレヴェルヤンに送つた手簡には、詳に之を左の如く記してある。

「予は、日本人はただにこの三ヶ月間に於てのみならず、予の大統領となりし以来の既往四年間を通じて、予に極めて好感を与えたといわざるを得ない。彼等は常に予に真実を語つた。彼等は極めて秘密性を有する、予は彼等に接するに至りし後程なく、凡そ彼等の言を聴くに方りては、その明かに紙面に書き下せるもの以外に一字をだに加えて解すべきでないことを悟つた。けれども今日迄の所にては、凡そ彼等が現に言明した所のものは彼等必ず実行するものとして全然信頼するを得さしめた。殊に彼等は彼等自身の精神を互に相解し、常に協同して行動するも、露国人に至りては互に各自の精神を解せず、互に相牽制し、他に向つては虚言を弄し、遂には己れ自らを欺くの危険に身を陥らしむるを知らず、かつ極めて不健全かつ普遍的の腐敗と利己とを示した。」

余はウキツテは現下の露国に於ける第一人で、同国の大公連の間に処して好人物過ぎはせぬかと思う。余は彼を面白く感じた。余は彼を好むとはいふを得ない。何となれば彼の大言自負はただに愚を示せるのみならず、これを日本人の紳士的な自重自制に比すれば驚くべき程粗野なるが故である。かつ余は彼を高尙なる思想を全然欠ける甚しき我儘者と見た。例えば彼は余に対し、トルコをしてバルカンに優勢国たらしめ置くは露国の利益なり、ブルガリアをしてトルコに代わらしむるが如きは、ブルガリアが善政を施き南欧に一大スラヴ国を建設するに至るの處ありというその理由にて、露国に取りて甚だ好しからずとし、トルコの生命は長久ならんことを望むというが如きことを真面目に語り、剩さずブルガリアの善政の如きは感情論としては可ならんも、感情は實際的政治に用立ものにあらずとの残忍なる説をも吐露した。余は思慮ある自利は没利害の感情と併行せざるべからざるを充分諒解するが、しかも實際的政治は誠実かつ没利害の感情を基礎とするにあらざる限りは、極めて卑陋なる業なりとの宿論を有するから、余は賢明なるウキツテに対し侮蔑の情を禁ずる能わざる感を催した。

ウキツテは露国の根本的革新を要する所以を珍しくも率直に力説した。彼がその理由とする所は極めて簡單で、すなわち露国は、二十世紀の状況に順応するにあらずんば到底遂着するを免かれず、と彼の確信する戦慄すべき運命を避くること能わずというにある。彼は露国の反動的革命者について憚る所なく語り、「罪惡と処罰」の著書ドストエフスキーを評し、トルストイ一派の多数改革論者の概して意思薄弱で到底為すなきを説き、その他信教及び良心の自由については切に英米の援助を要する所以を論じた。」

大統領の所観は大体に於て肯綮に中れるようである。

小村は講和條約の調印を了えて後、ニューヨークで重患に陥つた。ウキツテはその回顧録に於てポーツマス旅館の食事のことを述べ、「卓上の皿数は十数種の多きに上つたが、多くは冷肉であつた。米国政府は吾々のため山海の珍味を沢山に用意し、これを冷蔵庫に貯えたようである。余はこの食事には余程の注意を加うる要を認め、兩三日の後余

は断然これを口にせざることに決し、一時はパンと少量の野菜の外手を触れなかつた。小村はこれに反し、あらゆる食物を満喫して余さない。或時余は彼に吾々の食料に潜在する危険について注意を促したが、彼は日本人の剛胆を示さんと欲し、一向怖れず何にても喰つて構わずといふ、依然健啖を続けたが果してポーツマス分枝後彼は病に罹り、チブスと迄なつた」と記しているが(Yarmolinsky, p. 150)、小村の病は必しも健啖の罪ではなかつた。小村はポーツマスでは日々二回の談判に当り、しかも時には数時間の長き折衝に従事し、その旅館にある時は早朝より深更まで或は属僚を指揮し、或は黙想に耽り、寝に就くは毎夜午前二時より早からず、六時には既に床を離れ、その間散策休養を為す寸暇だになかつたので、心身の極度の疲労は察するに難からず、その時からして病は既に萌していたのである。そして小村は九月五日講和條約の調印後、程なくポーツマスを引揚げニューヨークに向う途次、ボストン市中で無蓋車上驟雨に遭い、悪寒を感じ、六日夜ニューヨーク着後多少の発熱があつた。七日夜、押して在留同胞日本人会の招宴に少時臨席した。八日熱は尙お去らない。けれども小村は、帰朝前に是非共大統領に告別旁々親しく面晤して韓滿問題、特に韓国のことに關し充分の諒解を遂げ置かんと欲し、病を冒して華府に往き、しかも一たび臥すれば翌日起てないから、大統領を訪問する前夜は苦惱を忍んで徹宵椅子に坐臥した。そして九日予定の時刻に大統領を訪ひ、充分に意見を交換した。此の会談に當り小村はポーツマス條約の実施に關し次の二点に就て大統領の諒解を求めた。即ち一は、韓国に保護權設定の問題で、此の保護權施行は條約の形式に依るを原則とするが、若し韓国が條約の締結に應じない場合、日本は一方的に保護權設定を宣告するの止むなきに至るが此の場合の大統領の諒解、他は講和條約による滿洲の鐵道及び租借地の讓渡に対する同意を條約により清國に要求するのであるが、之が円満な解決を見ない時、

日本は清國の意向に拘わらず租借地及鐵道經營を實力で実行するが、之に對する諒解の以上二点であつた。大統領は韓国に日本の一方的宣言で保護權が設定された場合でもそれを支持し、又駐清公使にも日本の意圖が成功するように助力の旨を訓令すると快諾したのである。午餐の際小村は、食欲衰えて一指を染めなかつたが、努めて常の如く談笑した。食後大統領は庭園の散策に小村を誘ひ、共に逍遙したが、小村は快潤を装いながらも氣息疲情があつたので、大統領は初めて氣付き、「卿は病めるにあらずや」と痛く驚き、即時静養を勧め、小村は好意を謝し、直ちにニューヨークに還つた。發熱益々高くなつたので、十日グラント將軍が小村のために催す筈の午餐会も急に辭して寢込んだ。この日小村は幾たびか山座を呼び、何事かを命じようとした。しかしその度毎に「イヤこの次にしませう」といつてその儘黙想に耽るの状であつた。後に聞けば胸部の苦惱抑え難く、電文起草を命ぜんとしして命ずるに堪えなかつたのである。斯くして小村の發程は予測出来なくなつたので、山座以下隨員の一部は講和條約の英文原本、英文謄本、その他重要書類を携帯し(英文原本と英文謄本とは小村自身携帯歸朝した。この分類携帯は万一の場合にたいする小村の注意に出でたのである)、小村に先發して歸朝の途に就くことゝなつた。其の際小村の山座に囑した桂首相への伝言にいう、「講和に對する國民の不平は随分激烈であるうが、断乎として実行せられるように願いたい、必要とあらば戒嚴令を布いてでもやつて貰いたい」と。

小村の病報天聴に達するや、十六日御見舞の聖電があつた。十八日、當時歸國の途次プライマウスに淹留中のウキツテからも懇切の問電が来た。偶々シカゴの医学会大会に臨席のため渡米した鈴木海軍々医総監(重道)はサンフランシスコで小村の病息を聞き、急馳して同十八日ニューヨークに着し、直ちに來診した。鈴木は曾て一再小村の病を看

たことがあつて、略々小村の体質を知っている人であつた。彼れは周密に小村を診察し、万全の手当を加えた。果して小村は鈴木の診視の下に数日ならざるに小康を得て褥を去り、辛うじて汽車に搭するを得る迄に至つた。鈴木はもはや大丈夫と、主治医と看護婦一名とをしてバンクーバーまで小村に伴わしめた。小村ここに於てか二十七日、カナダ太平洋鉄道会社長の好意による特別列車にてニューヨークを發した。この日コロンビヤ大学はポーツマス談判の能く平和を世界に齎すに至れる業績を賞し、小村とウキツテに何れも名誉法学博士の称号を贈与した。

小村はニューヨークよりカナダ廻りで帰国の途に上つたのであるが、その間車中にて病臥のまゝ、韓国保護條約や滿洲に關する日清協約等講和締結に關聯する重大案件の草案を秘書官に口授して、カナダの田舎駅から打電せしめたのであつた。

翌十月二日、小村は「エムプレス・オブ・インディア」号に搭じてバンクーバーを發した。船中にては読書冥想の間特に戦後経営の諸考案を秘書官に口授し、「滿韓経営綱領」と題し二通の淨書を作らしめ、其の一通をば秘書官に交附し、自分万一途中に仆るれば、山座を通じて之を桂首相に差出すべしと命じたが、如何に小村が自国の前途に思を焦したかを見るべきである。此の意見書の内容は、「魂の外交」に依れば保護權設定後の對韓施設要目（統監府及理事庁の設置も含む）、馬山及釜山の築港、遼東總督府の設置、南滿と朝鮮を連絡すべき鉄道の敷設、また大陸用兵の基地としての博多湾大築港等の経綸が盛られていた。

船は十月十六日をもつて無事横浜に入り、小村は直ちに上陸した。小村を埠頭に迎ええた伊藤公は進んで手を小村の肩に掛け、彼の手を握り、厚くその労苦を憐れ無事帰朝を祝した。当時民心激昂の余焰なお熄まない。在住の外人

間には、小村の埠頭より停車場への途次暗刺に遭うや否やを相贈する者すらあつた。前掲の京城日報所載に係る令嗣欣一侯の談話の續きにう。

「此度は慈々父が歸つて来るという時でした。恰度明日横浜へ入港するという日の晩でした。憲兵隊の方から急使が官邸へ遣つて来て、お迎えには誰が行くかと訊くのです。皆横浜迄行く積りにして居る。母も妹も私も行く積りであつたのです。するとどうか御婦人方はお迎えに行くことは御中止を願いたいという。何故かと訊くと、停車場の警戒や横浜へ上陸する時の警戒は出来るが、横浜から新橋駅迄の途中の警戒は大々敷い。途中鉄道へ爆裂弾を投ずるとか埋没して置くとかいうようなことは、之を未然に防ぐのは一寸容易のようであるが、却々骨の折れる大々敷いことだ、とこういふのです。だから成る可くなれば迎えには人を少くして行つて呉れるという。有つてはならないが、万一のことが有るといけないからと注意するのです。そこで結局仕方がないから、私が一人迎えに行くことにしました。横浜へ上陸した時にも、警戒は嚴重で、迎えに出たものは実に少ない云々。」

沿道警戒の嚴なる中、小村は驚くことなく、皇宮御用邸に上陸少憩の後、從容瘦軀を馬車に投じ、平然群衆の間を駈つて駅に至り、靜に汽笛に送られて悉なく京に入つた。プラットフォームより埒外まで首相桂と海相山本とは小村を挟んで密接並歩し、撃つものあらば諸共に倒れようとの意気込であつたことは、無量の感慨を人々に与えた。小村は一路直ちに入闕、進んで天顏に咫尺した。その際左の優渥な勅語があつた。

朕嚮ニ米國大統領ノ忠言ヲ容レ乃チ卿等ニ授クルニ全權ヲ以テシ命シテ米國ニ赴キ露國使臣ト会同シ和議訂結ノ任ニ膺ラシメタリ卿等慎重事ニ從ヒ善ク大局ニ顧ミ其ノ妥定セル所朕カ旨ニ副フ用テ克ク帝國ノ位地ヲ確保シ交戦ノ目的ヲ貫徹スルニ足レリ朕切ニ厥ノ勞勩ヲ念ヒ深ク之ヲ嘉賞ス

この勅語が倫敦に電報せられるや、タイムスはその社説に於て「日本全權委員は國民の感情の低氣圧に囲まれその努

力と功勞とは国民からは何等の反響を受けなかつたが、しかも賢明なる日本皇帝には特に優渥な勅語を同委員に与え、その勞勲を嘉賞し給うた。この勅語は日本の国家組織に於て最も得易すからぬ貴重品で、日本の政治家のこれを受けるは最大の名譽に属する。小村男の尽瘁勲績は識者の公認を得た」と。知己は却つて西方にあつた。

翌十七日天皇は小村に内帑金三万円と酒肴を御下賜になり、また高平委員の勞苦を賞し金一万円を賜つた。之より先同月三日には桂首相へは内願により内帑金拾四万円を下賜されたのである。

他方ウキツテは、ポーツマスに赴いて後、当初は米国内地巡遊を試みる意であつたが、その計画を放棄し、ニューヨーク帰着後改めて大統領に往訪の札を致し、慇懃に談話を交えた末、程なく米國を辭して歐洲に渡つた。彼が米国内地巡遊の計画を放棄したことに關し、その回顧録に記する所は頗る面白いものがある。

「余の一行は講和条約調印後ポーツマスを去り、隨員の一部は内地の觀光に赴いたが、ローゼン男と余はニューヨークに直行した。男は予て余に勸めるに、會議終了後米國の重要都市を巡視し、余が基礎を築いた露米の親好を堅實ならしめることに尽力することを以てし、米國政府も亦この計画を歓迎した。余はラムスドルフ伯に對し、この巡視に政治的意義あることを附記して稟議したところ、伯からは非認的の回答に接した。一方に於て陛下は余の右巡視計画に允許を与えられ、寧ろその実行を希望せられる模様であつたが、他の一方に於て露都にては好感を以てこれを迎えないと余をして感ぜしめるような二三の條件を附された。余は婉曲の辭令に馴れず、かつ余は賦性かかる待遇に堪え得ないので、巡視計画を放棄する旨を遲滞なくラムスドルフ伯に電報した。余は露國宮廷の空氣を知るから、直ちに事の真相を感付いた。余の米國に於て受けた好遇は勿論露都に伝わり、幾多の侍臣等これを聴いて不安の念に襲われ、これに伴うて陰謀は当然起り余が露共和國の大統領たうと企図するといふが如き譏誣は無論帝の耳に入つた。或ものは察するに帝に奏したのである。如何にウキツテが群衆の同情を博するに長じているかを見られよ、彼をして興奮を

増大せしめるは危険ではないか」と。帝も或時「ウキツテは催眠術家である、彼は閑談その他の席上」たび口を開くや、その敵をすら彼に賛成せしめる神技を有する」と宣まつたこともある」(Yarnoinisky, p. 165)。

これによれば、ウキツテは米国内地を巡遊し、この上民主政治國の己れに對する興望を増大せしめるが如きは徒に露宮室の猜疑を招致する所以と自覺し、その計画を抛つて直ちに米國を去るを得策と感じたものらしい。ともあれ彼は直路歐洲に渡つた後、パリで戦後の起債に關する当業者との折衝その他の用務に若干日を送り、その間英獨兩帝より交々兩都來訪の誘劬を受けたが、使命復奏前と稱してこれを辭し、超えて数日、露帝よりは特に獨帝に表敬するの允許を得たので、彼は獨帝をロミンテンの狩獵地に訪い、然る上露都に還り、折柄露帝は快走船で芬蘭沖に静養中であつたので、直ちに往いて帝に船上に謁し、委曲伏奏した。帝はその勲功を嘉みし、やがて彼に伯爵を授けた。

彼がその回顧録に叙する所によれば、露帝は元々自分を憚ばず、殊に露皇后には痛く自分を嫌忌し、その他内侍の輩、官僚の徒、百方自分を排擠するものあつたが、露帝には破格の恩召を以てこの榮譽を自分に授与せられたと記し、またウキツテの歸路ロミンテンにて獨帝に謁見した節、獨帝はウキツテを優遇し、賜うに専ら外國の元首又は皇族に贈るを例とせる赤鷲大勲章の鎖飾章を以てし最高の功績表彰を為して吝まなかつたので、露帝も一はこれを見て余儀なく伯爵を授けるに至つたのであらうともある。(Ibid, pp. 161, 423)。

事實露帝は、当時決して衷心からウキツテの勲功を嘉みしたのではない。露國政府の内外もウキツテの努力を理解しなかつた。後年ラムスドルフに代つて露國外相となつたイスヴォルスキーは、個人的には予てウキツテと相好からず、政治上の意見に於てもウキツテと往々相容れなかつた人であるが、しかも彼は其の回顧録に於てウキツテの当年

の功績及びウキツテの帰国当時の不遇に対する同情を叙する所、説いて稍々公平と認むべきものがある。イスヴオルスキーは曰う。

「ポーツマス談判の末期に際し、ウキツテは能く重大危機に打勝つた。彼は帰国の上は同胞から非難を浴せ掛けられるを自覚せるも、一切の責任を一身に負い、かつ不利の戦役に伴い必然苛重なるを免かれざる講和条約の締結に対する一切の批評を甘受し、露都からの時には矛盾、時には不誠実の訓令をば握潰し、遂に露国が権利として予期し得る以上の有利な条件、しかも後日国民の攻撃の標的となるを免かれざる条件にて、己れ責任を執つて断然妥協を行うの勇氣を発揮した。想うにポーツマスの講和条件は、当年の事態に鑑みれば、露国に取つては決して苛重というのではない。日本は露帝国の威厳若くは死活的利益に関する性質の要求を一切撤回し、露国は一銭の償金を支払わず、一寸の本土を喪わず、サガレンの南一部の割譲に至つては、露国が元々同島を領有するに至つたは、近時のことで、かつ殆んど何等利用する所なく、そして日本はその領有について多年若干の口実を有して來た所である。故にポーツマスの講和条件は、寧ろ露国に有利のものと認むべきが、取別けその重要な価値と認められるのは他なし、露国はこれにより日本との親善回復の道を開いた点にある。否な更に進んで日本との誠実な協商、殆んど日露の同盟というも可なる協商に向つて端緒を啓いた点にある。ウキツテはポーツマスに向う以前に既に日露提携の可能性を予見し、デロンを通じて在ロンドン日本公使に間接に意見を披陳したことがある。当時この方針には何等着手を見なかつたが、ウキツテは講和条約の締結に際し、曾てこの目的を胸底より離さず。そこで余の後年外務大臣となりし日、彼の理想の緒を採り、遂に日本との協商を遂げ（明治四十年及び四十三年の日露協約をいう）露国に取りはた三国協商全体に取り、共に好結果を齎すを得た。かかる次第であつたにも拘らず、ウキツテがポーツマスより帰国するや、同胞は彼の功績を解せず、皇帝は彼に伯爵を授けしもの類の授爵は古來凡そ講和条約を締結するものに与える恒例で、皇帝の彼を遇する寧ろ冷淡なりしと評すべきであつた。国内一般の輿論及び新聞紙の論調は明かにウキツテを非議し、中には彼を呼ぶに「半サガレン伯」を以てせるものもあつた。要するに彼の予期した、かつ当然予期

するの權利あつた歓迎を彼は受けないで、却つて攻撃と嘲罵とを以て迎えられた」(Seegar, pp. 128-130)。

国内の不平不満は、小村の最硬の決意と最善の努力とを以てするも尙お免かれることが出来なかつた。連戦連敗の局相を解しない露国民がウキツテの苦心を解しないのは寧ろ怪むに足らない。

これより先き先発の山座は、小村の苦心の結晶たる日露講和條約の正本その他重要書類を携帯して十月五日無事横浜に着した。乗船の埠頭に近づくや、公命あり、暫し上陸を猶予せよと。同時に水雷艇二三隻、来りて周囲を警戒した。程なくして特命に依り山座を船中に迎えた外務省の一高官は、條約正本を山座より受け、直ちに水雷艇に移り、品川に回航して上陸、馳せて外務省に入つた。山座は重要書類を携帯する如くに装い、空函を擁し火酒を傾けつゝ悠々入京した。

帝都にあつては過ぐる数日来、民間一部の集合に於て往々講和條約の嘉納なきよう惴惴し、批准なきよう要望を決議したものもあり、余勢地方に蔓延し、事態容易ならぬ形勢ともなつたので、政府は予て條約正本の到着を俟つて御批准を奏請するの常例を踐まず、可成速にその手続を執るの可なるを認め、電信にてその全文を照合し、十月四日枢密院の御諮詢となつた。当時枢密顧問官中には講和條約に対し多少の疑惑を抱く者も二三あつたので、多少は議論も出るであろうとの予想で、桂の大体の説明あつた上巨細の点に就て質問起れば海相山本起つて逐一これに答辯するの手筈を議長との間に定め、閣員一同之に臨席した。果して一二の質問は出た。山本は明快にこれに対する説明を与えた。質問者これに満足し、結局同院にて満場一致にて御諮詢に応え、同月十日御裁可を得た。

露国側にあつては、当時恰も露独両帝のビョルキョ会見の結果に成る両国密約のことがあつた。この密約の始末が

世に暴露したのは後のことで、當時にあつてはその内容は勿論密約成立の消息すら全然知れてなかつたので、その効力は日露講和條約の批准と同時に發生することになつていたが、露国当局者の態度に就ては、我方には格別疑惑を挟むべき程の報道もなく、また事實該密約の内容を帰国後初めて聞いてその不利を痛感したるウキツテの如きは、密約を容認してその効力を發生せしめるよりも寧ろ日露講和條約の批准を遷延せしめるに若かないと迄力爭した経緯もあつたが、それは今略する。幸にしてウキツテ、ラムズドルフ等の該密約に關する諫奏は露帝を動かし、かつ講和條約は別に滞りなく批准を経たので、日露兩國政府は打合の上、十月十五日を以て東京及び露都各駐割の米仏兩國代表者を経て相互に規定の通告を行い、翌十六日我が政府はその全文を公布し、十一月二十五日米國國務省に於て日露兩國代表者相会して批准交換を了した。

第七節 日英同盟協約の改訂

明治三十五年一月三十日を以て向う五箇年を有効期として成れる日英同盟協約は、其の実施後三年有半を経たる三十八年の八月十二日、即ちポーツマスの講和談判に於て小村の提出した我が講和條件書に対し露国全權委員より回答書を小村に交付した其の日を以て之が改訂を見た。是より先き同年二月十五日、東京にて開催せられたる日英同盟記念祝賀会の席上に於て、小村は

「吾々は今夕茲に日英同盟協約の第三年紀を祝せんが為相会せり。此の同盟が平時に於ても又戰時に於ても至大の価値を有すべしとの吾々の當時の信念は、既往三箇年の経験に依りて充分に確認せられたり。此の同盟が将来引続き鞏固を加へんことは、兩締約

国並に全世界の利益の爲め希うて已ます。」

と演述したが、此の演述殊に右末段の一句は英國に甚大の反響を与え、早晚同盟協約の継続、特に局面の推移に順応せしめるため改訂を之に施そうと考量していた英國政府当局者は、如何にして之を鞏固にするかに就て我が政府の意向を知らんと欲するの念が切であつた。別して三月に入り、「タイムス」の在東京特派員が有力なる本邦二王新聞紙の所説たりし同盟拡張論を本国に打電し、日本の有識者の意見を代表するものとして之を紹介したので、當時英國にあつて同様に燃上らんとしつゝありし同盟拡張論に一段の声援を与え、日英兩國識者の所見相合致すとの感想は之が爲め躍然刺戟を受くるに至つた。英國に於て斯く同盟拡張論の急に高まり來りたるは、主として我が陸海軍の偉大なる功績に因りしこと勿論であつた。初め第一回同盟協約締結當時にあつては、英人中には英國は何を苦んで極東後進の日本と同盟を結び、無用の負担を荷うに至りしや了解し難し、というが如き反對論を唱うる者も絶無でなかつたが、我が對露開戦後の連戦連勝は自然此等の反對論をも屏息せしめたのみならず、却つて朝野を挙げて日英同盟の一層の鞏固、進んでは同盟範圍の拡張を唱道するの氣運となつた。

狀勢斯の如くであるので、英國政府部内にあつても亦随つて同盟問題を具体的に攻究するに至りしものゝ如く、即ち同年二月二十四日我が駐英林公使が英國外相ランズダウンと会晤の折、彼れ之に説及し、同盟期限の満了今や遠きに非ざるを以て、將來同盟を如何にすべきやの問題は今より篤と考量を加えねばならないが、英國の輿論は全然同盟の継続を希望するに在るに顧み、之を將來に継続するものとして其の方法を要考するに蓋し三案があるとして之に伴う利害得失を語り、之に對する我が政府の所見を求め之に就て公然となく内協議を爲すの端緒を開かんことを希望す